

2024 年度 日本財団 一般助成

「国連海洋科学の 10 年」の海洋政策学観点からの推進

(1) 国連海洋科学の 10 年 (UNDOS) に関する
海洋政策の観点からの国内外動向調査
報告書

2025 年 8 月 31 日

日本海洋政策学会

1.1. 「国連海洋科学の 10 年」に関する 関係国際機関等における活動戦略 および実態に関する調査報告

2025 年 3 月 24 日

作成者： 松原 花
Naya Sena
丸山 巧

目次

0. 背景	4
第1章：北太平洋海洋科学機関（PICES）における「国連海洋科学の10年」に関する動向	
1-1. AP-UNDOS 及び SmartNet 関連活動の動向	5
1-1-2. 2024年「国連海洋科学の10年」会議（2024 Ocean Decade Conference）（スペイン・バルセロナ）における活動	6
1-2. PICES ECOP 関連活動の動向	7
1-2-1. International Open Science Training 実施	8
1-2-2. 2024年年次大会での ECOP 関連活動	10
1-3. 参考・引用資料	16
第2章：「国連海洋科学の10年」の小島嶼開発途上国（SIDS）に関する動向	
2-1. 2024年「国連海洋科学の10年」会議（2024 Ocean Decade Conference）（スペイン・バルセロナ）における SIDS に関する主な成果	18
2-2. 第4回小島嶼開発途上国（SIDS4）国際会議報告：「国連海洋科学の10年」の目標との整合性	20
2-3. 「Call for Decade Actions No. 06/2023」の結果 - アフリカおよびカリブ海の SIDS における新しい十年行動の共同設計支援	23
2-4. 参考・引用資料	24
第3章：アフリカ地域における「国連海洋科学の10年」の取組みの動向	
3-1. 2024年「国連海洋科学の10年」会議（2024 Ocean Decade Conference）（スペイン・バルセロナ）におけるアフリカ地域への主な示唆、サイドイベント、アクションプラン	25
3-2. 「アフリカ海洋の10年」ロードマップ実施の進捗状況	27
3-3. 参考・引用資料	31
第4章：アジア・太平洋地域各国の国内委員会の活動	
4-1. 国連アジア太平洋グループ	32
4-2. アジア・太平洋地域グループの国連海洋法条約（UNCLOS）加盟国	32
4-2-1. アジア・太平洋地域グループ加盟国の UNCLOS 批准状況	32
4-2-3. 「国連海洋科学の10年」国内委員会が設置されているアジア・太平洋地域の国（10か国）	33

4-3. 国内委員会が設置されているアジア・太平洋地域グループ各国の基本情報と取組み.....	34
①トルコ Turkey	34
②イラン Islamic Republic of Iran	36
③オマーン Oman	37
④インド India	39
⑤バングラデシュ Bangladesh	41
⑥タイ Thailand	42
⑦インドネシア Indonesia	43
⑧中国 China	45
⑨韓国 Republic of Korea	46
4-4. アジア・太平洋地域における海洋科学に関する横断的組織	48
4-5. 引用・参考資料	51
第5章：「国連海洋科学の10年」日本国内委員会の今後の活動に関する提言	54

0. 背景

「持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年 (2021-2030)」(以下、「国連海洋科学の 10 年」) は、SDGs をはじめとする海洋の持続可能な開発に必要な科学的知見を国連の主導の下で世界の国々が連携して整備していくための国際枠組みである。2021 年から開始された「国連海洋科学の 10 年」の取組みがまもなく折り返しを迎える今般、本報告書では、「国連海洋科学の 10 年」に関連する国際機関、地域、各国の取組みの動向について調査した結果を報告する。

第 1 章では、北太平洋に接する 6 カ国（カナダ、中国、日本、韓国、ロシア、米国）が所属する海洋科学組織である北太平洋海洋科学機関（North Pacific Marine Science Organization: PICES）の取組みについて、特に海洋若手専門家（ECOP）の支援に焦点を当てながら報告する。

第 2 章では、「国連海洋科学の 10 年」の重要な関係者として高い注目を集めている小島嶼開発途上国（Small Islands Developing States: SIDS）に関連する取組みの動向を報告する。

第 3 章では、アフリカ地域に関連する取組みの動向を報告する。

第 4 章では、アジア-太平洋地域を対象として、国内委員会の設置状況と、各国内委員会の活動状況について報告する。

第 5 章では、第 1~4 章の報告内容を踏まえ、日本の「国連海洋科学の 10 年」国内委員会で今後必要と考えられる取組みの提言を行う。

第1章：北太平洋海洋科学機関（PICES）における「国連海洋科学の10年」に関する動向

北太平洋海洋科学機関（North Pacific Marine Science Organization: PICES）は、PICESは北太平洋地域を対象とする科学機関であり、科学的知識の作成・協働・共有の促進を目的としている。北太平洋に接する6カ国（カナダ、中国、日本、韓国、ロシア、米国）が所属し、学会やシンポジウム、共同研究、研修等の機会を創出している。本章ではPICESにおける「国連海洋科学の10年」に関する動向について報告する。

1-1.AP-UNDOS 及び SmartNet 関連活動の動向

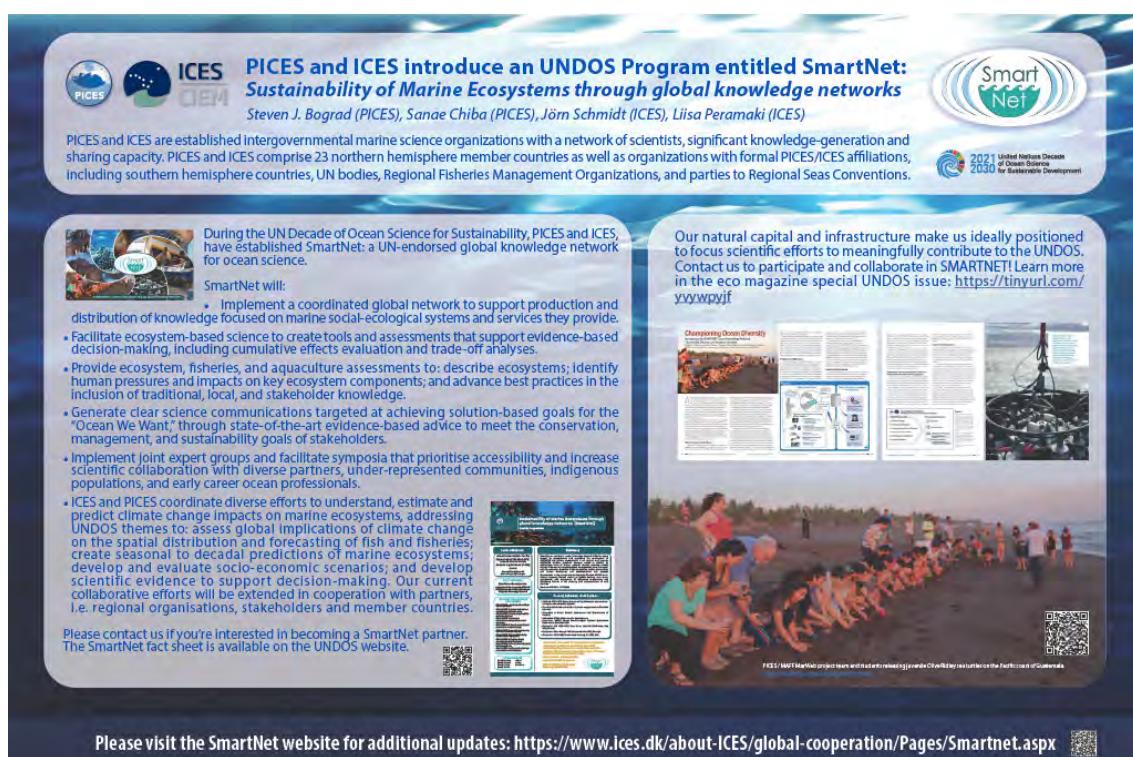


図1. SmartNet ポスター

(https://meetings.pices.int/images/undos/UNDOS_SmartNetPoster.pdf)

PICESの「国連海洋科学の10年」への取組みは、「グローバルな知識ネットワークによる海洋生態系の持続可能性（Sustainability of Marine Ecosystems through global knowledge networks : 以下 SmartNet）」と名付けられた取組みを大きな枠組みとして進められている（Bograd et al. 2021）。SmartNetは「国連海洋科学の10年」で公式に承認されたプログラム（Endorsed Programme）であり、環北太平洋6カ国の科学機関であるPICESと、バルト海と北海を含む北大西洋に面した国を中心とする20カ国が加盟する科学機関であるInternational Council for the Exploration of the Sea (ICES)とのネットワーキングの強化・拡

大を主軸とした取組みである。気候変動、漁業と生態系管理、海洋システムの社会・生態系・環境の動態、沿岸コミュニティや人的側面、コミュニケーションと能力開発といった、両機関が共通して関心のある研究分野に焦点を当てながら、「国連海洋科学の 10 年」に関連する ICES/PICES 加盟国の活動を支援している。また、「国連海洋科学の 10 年」の分野横断的なテーマである、男女平等や若手研究者の支援、活動の計画や実施における先住民族や途上国との協働についても戦略に盛り込まれている (Bograd et al. 2023)。

PICES は Governing Council (GC), Executive Committees, Scientific and Technical Committees, Scientific Program, Expert Groups (Sections, Working Groups, Advisory Panels, Study Groups 等)等の内部組織によって構成される。その中でも諮問委員会(Advisory Panel: AP)は、科学/技術委員会または科学プログラムの活動に関する科学的な助言を行うために、GC の承認を得て設置されるものである。PICES における「国連海洋科学の 10 年」への取組みを計画し、実行し、発信し続けるための専門家グループとして「国連海洋科学の 10 年」諮問会議 (Advisory Panel for the United Nations Decade of Ocean Science: 以下 AP-UNDOS)」が設置された。AP-UNDOS の付帯事項 (Terms of Reference: ToR) には、SmartNet の実施が含まれている。(参考： PICES AP-UNDOS ウェブページ
<https://meetings.pices.int/members/advisory-panels/AP-UNDOS>)

1-1-2. 2024 年「国連海洋科学の 10 年」会議 (2024 Ocean Decade Conference) (スペイン・バルセロナ) における活動

2024 年 4 月 10~12 日にスペイン・バルセロナで 2024 年「国連海洋科学の 10 年」会議 (2024 Ocean Decade Conference) が開催された。本会議はスペイン政府と UNESCO 政府間海洋学委員会 (IOC/UNESCO) との共催で行われ、政府関係者、科学者、産業リーダー、NGO の代表者など 1,500 人が参加し、さらに 3,000 人がオンラインで参加した。

この会議は、海洋科学の 10 年の初期の進展を振り返り、今後の優先事項を設定することを目的として、集中的な目標と戦略を定義した。議論は海洋科学の 10 の課題を中心に行われ、気候変動、食料安全保障、生物多様性保護、持続可能な海洋経済、汚染、自然災害などの重要な問題に取り組んだ。また、会議と並行してバルセロナ全体でさまざまなサテライトイベント、展示会、ネットワーキングの機会が提供された。

(参考：2024 年「国連海洋科学の 10 年会議 ウェブサイト <https://oceandecade-conference.com/home.php>」

本会議において、SmartNet ではサイドイベント「私たちは海に何を求めるのか？: Ocean Decade Outcomes に対する一般市民の意識調査」を主催し、「国連海洋科学の 10 年」の 7 つの社会成果に関する国別の認識や優先事項に関する調査結果を報告した。調査の詳細な結果については今後論文が投稿される予定であるが、サイドイベントでの報告内容につい

ては概要がサイドイベントウェブサイトやYouTube動画にまとめられている。

(参考:サイドイベントウェブサイト <https://makinolab.aori.u-tokyo.ac.jp/en/owwproject/>)

(参考:YouTube動画 <https://www.youtube.com/watch?v=NEYJWN3X2to>)



図2. サイドイベントフライヤー（左）

調査結果報告に関するポスター（右）

<https://makinolab.aori.u-tokyo.ac.jp/en/owwproject/>

また、SmartNetはOcean Decade Global ECOP Programmeが主催した2つのサイドイベント「Building Ocean Leadership: Fostering Networking, Creativity, and Resilience（海洋リーダーシップの構築：ネットワーキング、創造性、レジリエンスの促進）」と「The Inclusivity We Need for the Ocean We Want（私たちが望む海に必要な包括性）」に共催者として参加した。

さらに、PICESは3名の海洋若手専門家(Early Career Ocean Professional: 以下ECOP)の会議参加を経済的に支援し、そのうち1名は小島嶼開発途上国(Small Islands Developing States: SIDS)出身の日本に居住するECOPであった。これらのECOPは政策立案者も参加する会議への参加を経験し、人的ネットワークを拡大する等の人材育成に資する機会を得た。詳細な報告がPICES Press 2025年冬号に掲載されている。

1-2.PICES ECOP関連活動の動向

「国連海洋科学の10年」では、新しい世代の海洋専門家の多様な視点を高め強化するこ

とを目指し、海洋若手専門家（Early Career Ocean Professional: 以下 ECOP）の人材育成に注力している。世界中の ECOP を育成するため、全球規模の ECOP ネットワークに加えて、アフリカ・アジア等の地域レベルでの ECOP ネットワーク、国単位での ECOP ネットワークが形成されており、PICES の AP-ECOP は PICES 加盟国を中心とした環北太平洋地域の ECOP の能力強化を目的として活動を行っている。



図 3. 「国連海洋科学の 10 年」 ECOP に関するアクション・ファクトシート
(https://www.ecopdecade.org/wp-content/uploads/2021/12/ECOP_Factsheet.pdf)

北太平洋海洋科学機関 (PICES) は、「国連海洋科学の 10 年」の活動の一環として、ECOP の参画促進を積極的に実施している（※PICES における ECOP の定義は『専門職に就いて 10 年以下で、自らを専門的キャリアの初期段階と認識している者』(GC2022/S/11))。2020 年に立ち上げられた、若手海洋専門家に関するスタディグループ(Study Group for ECOP: SG-ECOP)の提言に基づき、2021 年には若手海洋専門家諮問会議 (Advisory Panel on Early Career Ocean Professionals: AP-ECOP) が立ち上げられた。

本項では、AP-ECOP が中心となって実施した PICES 2024 年の ECOP 関連活動 (International Open Science Training の開催, 2024 年次大会における活動) の概要、成果と課題を報告する。

1-2-1. International Open Science Training 実施

ECOP が国際的に開かれた研究活動を実施できる人材となることを目指し、AP-ECOP は

オンライン講義シリーズ「International Open Science Training」を開催した。本研修は（1）国際協力／科学外交、（2）国際データ管理、（3）科学コミュニケーションをそれぞれ主題とする全3回のセッションで構成され、それぞれのセッションでは、北太平洋の東側（米国、カナダ）と西側（日本、韓国）から2名ずつ、各4名の講師が登壇した。日本からは（1）国際協力／科学外交の講師として東京大学 齊藤宏明教授、（2）国際データ管理の講師として九州大学 磯辺 篤彦教授、（3）科学コミュニケーションの講師として東京大学 横山広美教授が講師として登壇した。



International Open Science Training

Frequently Asked Questions:

Where will the training be held? ONLINE!

When will the training take place? Each topic will be a ~2hr session on the dates indicated to the right.

What if I can't attend all three sessions? While we encourage you to attend all three sessions, we understand there might be some unavoidable scheduling conflicts. Please register for the sessions you would like to attend from QR codes or links.

Who can attend? Any current or aspiring ocean professionals! This training is run by and will include speakers from PICES member countries but the training is open to all regions, career stages, etc.

Co-conveners:

Hana Matsubara (Japan)
Raphael Roman (Canada)
Hannah Lachance (USA)
Steven Bograd (USA)
Shin-ichi ITO (Japan)
Janette Gann (USA)
Seung-Tae Yoon (Korea)
Tammy Norgard (Canada)

Join us for this FREE 3 day, interactive training series to learn about:

International Collaboration/Science Diplomacy
 
September 26 @ 4-6 pm PDT (Pacific Daylight Time)
September 27 @ 8-10 am JST (Japan Standard Time)
 Apply from the QR code or here: <https://tinyurl.com/5n6nwaz>

International Data Management
 
September 30 @ 6-8 pm PDT (Pacific Daylight Time)
October 1 @ 10am-12pm JST (Japan Standard Time)
 Apply from the QR code or here: <https://tinyurl.com/55nfy6dk>

Science Communication
 
October 9 @ 5-7 pm PDT (Pacific Daylight Time)
October 10 @ 9-11 am JST (Japan Standard Time)
 Apply from the QR code or here: <https://tinyurl.com/y5bxhbm>

Please register for the sessions you would like to attend by scanning the QR code!

Note: The date and time are written in two formats according to different time zones, but they refer to the same point in time.





Are you new to PICES?

Watch this YouTube video for an introduction! ⇒



図4. International Open Science Training フライヤー

当初は PICES 加盟国を中心とする環太平洋地域の ECOP を参加者として想定していたが、ECOP Global のネットワークも通じて広く周知が行われたことで、最終的にはアフリ

カやカリブ海地域を含む世界中から述べ 445 名が参加登録し、延べ 214 名が参加した。

また、本研修参加者の中から PICES 2024 年年次大会に参加する 4 名の ECOP が選出され、PICES 2024 年年次大会参加のための旅費助成を受けた。この 4 名は、研修の運営においても初期や司会として活躍し、研修の円滑な運営に大きく貢献した。

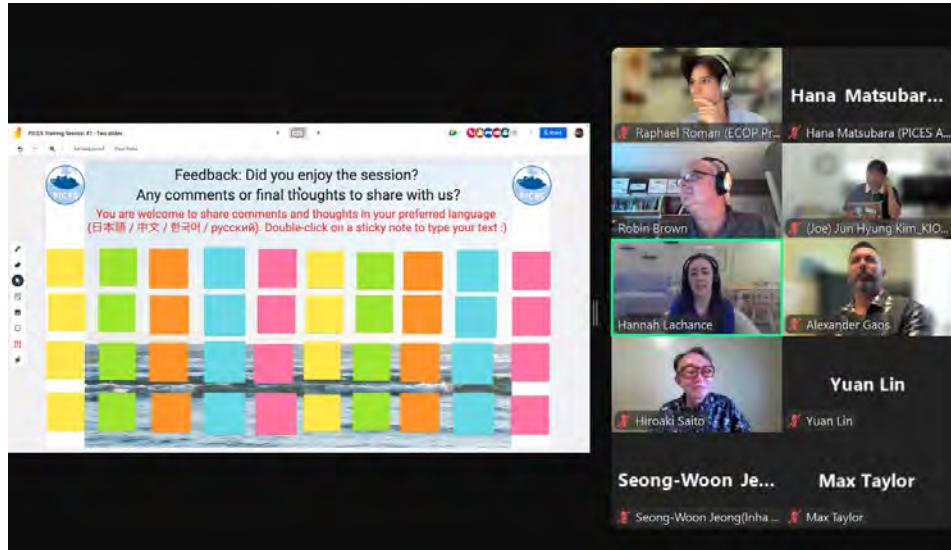


図 5. International Open Science Training vol.1 開催中の様子

本研修の資料・動画が PICES ウェブサイト内の AP-ECOP ウェブページに掲載されている他、本研修の詳細な報告は PICES Press2025 年冬号に掲載されている。

(参考：AP-ECOP ウェブページ <https://meetings.pices.int/members/advisory-panels/AP-ECOP>)

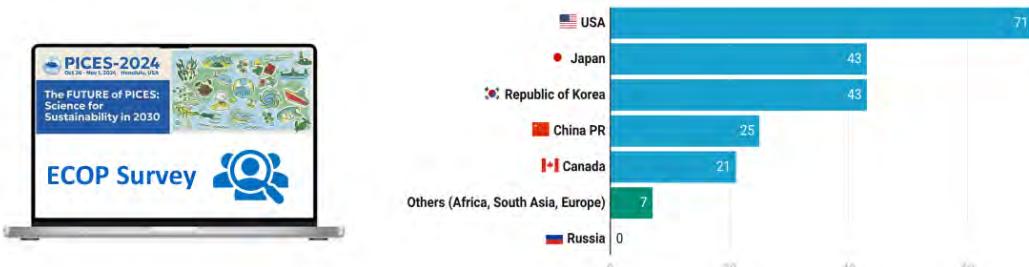
(参考：PICES Press 2025 年冬号 <https://meetings.pices.int/publications/pices-press/PICES-Press-2025-Vol33No1.pdf#page=41>)

1-2-2. 2024 年年次大会での ECOP 関連活動

2024 年 10 月 26 日-11 月 1 日、米国ハワイ州ホノルルにおいて PICES 2024 年年次会合が開催された。本会合の参加申込者のうち、約 40% (210 名) が ECOP であった。また、参加者のうち 6.2%がセッションやワークショップの共同開催者であり、5%が招待講演者、14.7%が PICES 内の専門家グループのメンバーであった。

PICES 2024 年次大会における主な ECOP 関連活動は（1）ECOP 参加促進フライヤーの作成と配布（2）Introduction to PICES セッションの実施（3）FUTURE Symposium での発表（4）メンターシッププログラムの実施（5）AP-ECOP 会議の 5 つが挙げられる。

210 ECOPs registered for this conference (40%)



6.2%

are co-convening a session or workshop

5%

are invited speakers

14.7%

are members of PICES Expert Groups

図 6 PICES 2024 年年次会合参加申込者における ECOP の割合

(FUTURE symposium 発表資料より)

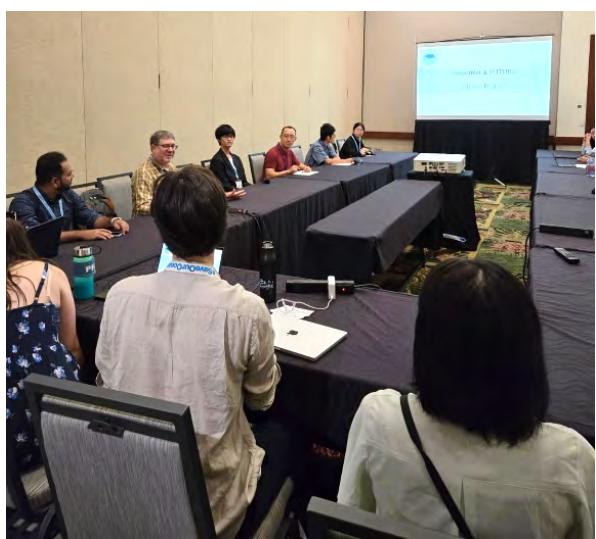
(1) 参加促進フライヤーの作成と配布



2022 年より、PICES 年次会合に初めて参加する ECOP が、どのように PICES に関わることができることを示したフライヤーを受付にて配布している。特に英語を母語としない ECOP への言語の壁を解決できるよう、フライヤーは多言語に翻訳されており、2024 年は 5 言語（英語、韓国語、ロシア語、中国語、日本語）のフライヤーを配布した。

図 7. ECOP 参加促進フライヤー(5 言語)

(2) Introduction to PICES セッションの実施



PICES 年次会合に初めて参加する ECOP を対象として、「Introduction to PICES」セッションを開催した。本セッションでは PICES の組織構造や、各専門家グループの位置づけについて説明し、自身の専門性と合致した専門家グループに参加したい場合は、各グループの会議を見学することも可能であることを案内した。日本に拠点を置く ECOP も多く参加し、このうち 2 名が年次会合終了後に AP-ECOP のメンバーに加わった。

図 8. Introduction to PICES 開催中の様子

(3) FUTURE Symposium での発表

FUTURE (Forecasting and Understanding Trends, Uncertainty and Responses of North Pacific Marine Ecosystems) は、北太平洋の海洋生態系が気候変動と人間活動に対してどのように反応するかを理解し、生態系を予測することを目的とした現在の PICES の中核的な科学プログラムである。2024 年年次会合初日に開催された FUTURE Symposium では、AP-ECOP の活動進捗に関する発表の機会が提供された。



図 9. FUTURE Symposium の様子 ([PICES Press 2025 年冬号](#)より)

FUTURE Symposium の発表では 2024 年の AP-ECOP の活動進捗を中心に、PICES 内での ECOP の参画支援の状況について報告が行われた

現在、PICES と関連する会議やシンポジウムの申込と併せ、ECOP 向けのアンケート調査が行われている。この結果、近年の PICES 関連の会議、シンポジウムにおける ECOP の参加者割合が非常に高く、半数を超えることもあることが明らかとなっている（図 10 これらの ECOP 参加者に対し、PICES でも旅費支援等を積極的に行っている。一方で、参加者の 70%以上がこれらの会合に初めて参加すると回答しており、ECOP 参加者の継続的な関わりを促進することが課題であることが報告された。

また、報告の最後には、今後の ECOP 活動の展望が提案された（図 11）。今後必要となる活動として、PICES 内の ECOP の活動支援の中核的役割を担う AP-ECOP のメンバーや共同議長の後任を募集することや、PICES 関連の会議やシンポジウムにおける ECOP の参画支援を継続すること、関連する外部組織（例；ICES, Asia-Pacific Network for Global Change Research (APN)）との連携強化等が挙げられた。

さらに、PICES は 2024 年に活動の方針・実績や運営体制に関し、外部評価委員会による外部レビューを受けた。その評価報告書において、ECOP の参画支援については「現在、PICES 内に存在する強固な ECOPs ネットワークは明確な成功の証拠である」「PICES は、ECOPs を活動の参加者としてだけでなく、リーダーシップを発揮する役割も提供し、国際的な科学研究への関与を奨励している」等の前向きな評価を受けている（図 11）。

（参考：PICES 外部評価報告書 <https://meetings.pices.int/publications/other/EXTERNAL-REVIEW-REPORT-2024.pdf>）

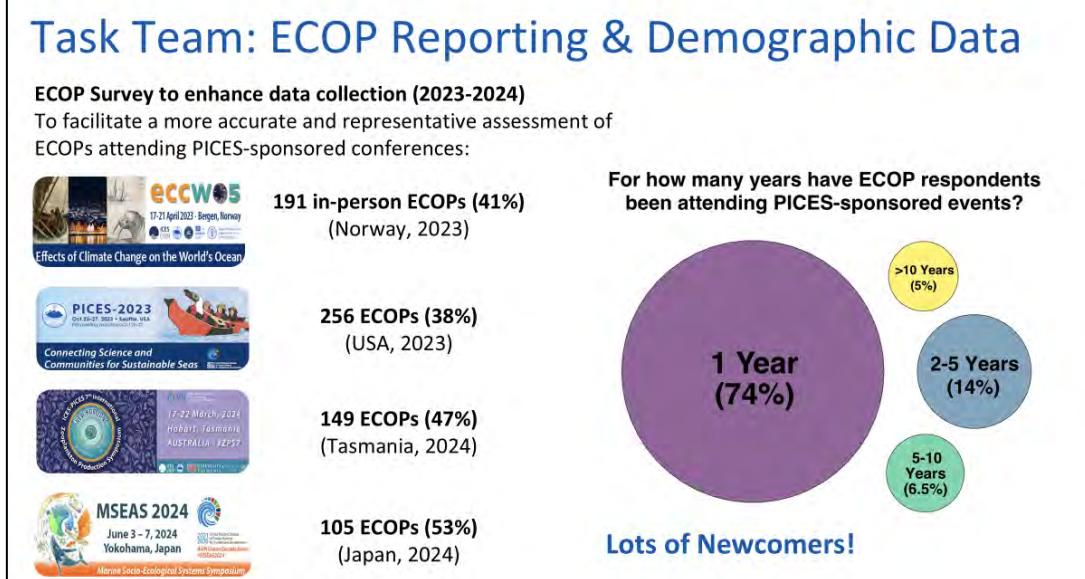


図 10. 2023-2024 年の PICES 関連会議・シンポジウムにおける ECOP の参加状況
(FUTURE symposium 発表資料より)

ECOPs as the future of PICES - 2025 and beyond

- Identify new members and future AP-ECOP co-chairs,
- Sustain the momentum and continue supporting ECOPs' participation in conferences,
- Strengthen existing cooperation with ICES and explore synergies with the Asia-Pacific Network for Global Change Research (APN) and other international partners,

Takeaways from PICES External Review Report

"The robust ECOPs network that now exists within PICES is a clear indication of success"

"PICES initiated efforts to include ECOPs as participants in all activities as well as in leadership roles and encouraged involvement in international scientific research"

Recruitment and Retention: "[...] making the benefits known to the contracting party and the ECOPs of their active participation in PICES"

The shift to "actionable science" is something ECOPs can help with



図 11. FUTURE Symposium における今後の ECOP 活動の展望
(FUTURE symposium 発表資料より)

(4) メンターシッププログラムの実施

PICES 内の世代間の交流を促進し、ECOP が経験豊富な研究者 (Late Career Ocean Professional: 以下 LCOP) から助言や指導を受けられる体制を目指して、2023 年年次会合からメンターシッププログラムが実施されている。2024 年年次会合では、61 名のメンター (LCOP) とメンティー (ECOP) が参加登録し、会期中に個別面談を行った。

Please choose the mentorship topic you are especially interested in

응답 61개

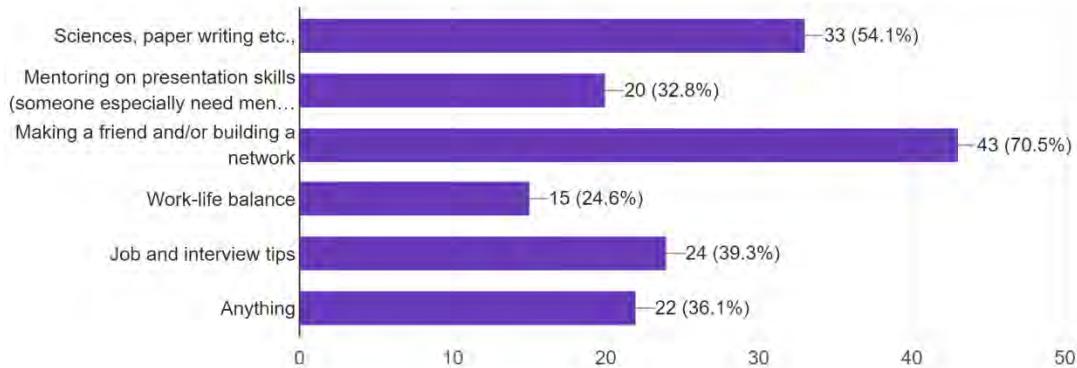


図 12. メンターシッププログラム参加者がメンターシップにおいて希望したトピック

Please choose your career stage/current degree
응답 61개

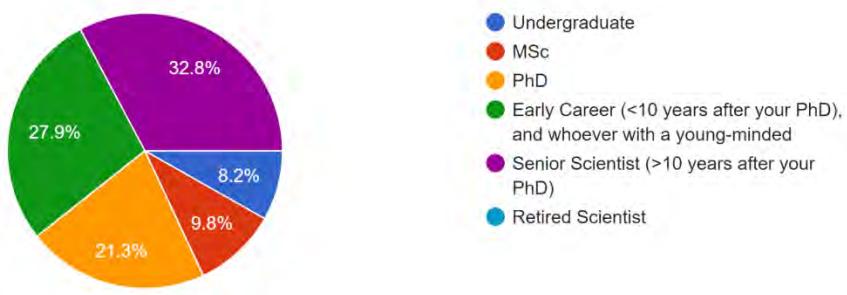


図 13. メンターシッププログラム参加者の内訳

(5) AP-ECOP 会議における議論

PICES2024 会期中に行われた AP-ECOP 会議では、AP-ECOP の付託条項 (ToR) とこれまでの活動を確認し、2025 年の活動の焦点について議論した。その結果、2025 年は以下の 3 つの活動に焦点を当てることで合意した。

- ① **Communication/Outreach (情報発信／アウトリーチ)** : PICES 関連の会議・シンポジウムに参加した ECOP の継続的な参画を促すため、マーリングリストの作成等、定期的な情報発信を行う。ニュースレターでは、PICES 内外の会議や研修等の参加機会の紹介の他、PICES 内の専門家チームの ECOP 募集等の情報を紹介する。また、Asia-Pacific Network for Global Change Research (APN) 等の外部機関とも連携を強化し、効果的な情報共有や、機会の最大化を目指していく。
- ② **Needs Assessment (ニーズ調査)** : 外部評価報告書における提言や、FUTURE の活動期間終了が迫っていること等を踏まえ、PICES は今後の体制について検討を開始すると考えられる。AP-ECOP でも、今後の PICES の科学研究活動とその中の ECOP の効果的な参画のあり方について検討すべく、ECOP を含む関係者の PICES の双方のニーズについて調査を実施することを検討している。
- ③ **Mentorship Programme (メンターシッププログラム)** : 2025 年もメンターシッププログラムを継続する。メンターシッププログラムは参加者から好評を博している一方で、改善点についても意見が寄せられている。例として、年次会合の前後におけるオンラインでのメンターシッププログラムの継続的な実施や、面談の方針を定めたガイドラインの策定等が今後必要と考えられる。

1-3.参考・引用資料

- Bograd, S., Chiba, S., & Jhugroo, K. (2023). PICES-2022 W3: ‘SmartNet: Promoting PICES and ICES Leadership in the UN Decade of Ocean Science for Sustainable Development. *PICES Press*, 31(1), 28–30.
<https://meetings.pices.int/publications/pices-press/PICES-Press-2023-Vol31No1.pdf#page=28>
- Bograd, S., Trainer, V. J., Batten, S., Chiba, S., Satterthwaite, E. V., & Waters, L. (2021). Sustainability of Marine Ecosystems Through Knowledge Networks (SMARTNET) Endorsed as a UN Decade of Ocean Science Program. *PICES Press*, 29(2), 7–8.
<https://meetings.pices.int/publications/pices-press/volume29/PPJul2021.pdf#page=7>
- Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services (IPBES). (2024). *External Review Report 2024*.
<https://meetings.pices.int/publications/other/EXTERNAL-REVIEW-REPORT-2024.pdf>
- North Pacific Marine Science Organization (PICES). *AP-ECOP Advisory Panel webpage*.
<https://meetings.pices.int/members/advisory-panels/AP-ECOP>
(Accessed February 2025)
- North Pacific Marine Science Organization (PICES). *AP-UNDOS Advisory Panel webpage*.
<https://meetings.pices.int/members/advisory-panels/AP-UNDOS>
(Accessed February 2025)
- North Pacific Marine Science Organization (PICES). *Official website*.
<https://meetings.pices.int/>
(Accessed February 2025)
- Roman, R., Lin, Y., Matsubara, H., Lachance, H., Taylor, M., Jeong, S. W., & Patil, V. (2025). International Open Science Training: An Ocean Decade-Endorsed Activity Co-led by PICES Early Career Ocean Professionals (ECOPs). *PICES Press*, 33(1), 41–46.
<https://meetings.pices.int/publications/pices-press/PICES-Press-2025-Vol33No1.pdf#page=41>
- Ocean Decade Conference. (2024). *2024 Ocean Decade Conference website*.
<https://oceandecade-conference.com/home.php>
(Accessed February 2025)
- SmartNet. *SmartNet poster*.
https://meetings.pices.int/images/undos/UNDOS_SmartNetPoster.pdf

- "What is the Ocean We Want?" *SmartNet Global Survey Project to Understand Perspectives on Ocean Decade Outcomes*.
<https://makinolab.aori.u-tokyo.ac.jp/en/owwproject/>
- YouTube. (2024). *What is the Ocean We Want? 2024 UN Ocean Decade Conference Satellite Event 182: Cartoons* [Video].
<https://www.youtube.com/watch?v=NEYJWN3X2to>

第2章：「国連海洋科学の10年」の小島嶼開発途上国（SIDS）に関連する動向

「国連海洋科学の10年」では、「私たちが望む海」の達成において、すべての人々にとって持続可能で公平かつ健康的な海洋への移行を進めるための国際的なプラットフォームと枠組みを提供している。

小島嶼開発途上国（SIDS）にとって、海洋は経済、社会、環境、そしてアイデンティティの中心的な部分を担っており、SIDSは「国連海洋科学の10年」において重要な関係者として位置づけられている。SIDSは大陸面積に比べて広大な海洋面積を持つことが特徴であり、ほとんどの経済活動が海洋や沿岸資源に依存している。小規模漁業は国民の主要な食料源かつ収入源であり、観光業やブルーエコノミーは多くの雇用と収益を生み出し、独自の海洋生物多様性や生態系は多くの観光客を誘致している。加えて、SIDSは地理的に孤立しており、輸入と輸出において海上輸送に大きく依存している。また、これらの領土は気候変動の最前線に立っており、海面上昇、極端な気象事象、海洋酸性化、サンゴの白化などの影響に直面している。「国連海洋科学の10年」の取組みは、これらの脆弱な国々における科学的知識を強化し、レジリエンスを構築し、持続可能な未来を確保するための重要な枠組みとなる。

本章では、「国連海洋科学の10年」のSIDSに関連する動向調査の結果を報告する。

2-1. 2024年「国連海洋科学の10年」会議（2024 Ocean Decade Conference）（スペイン・バルセロナ）におけるSIDSに関連する主な成果

第1章でも報告した通り、2024年4月10日から12日まで、スペイン・バルセロナにおいて「国連海洋の科学の10年」会議が開催された。

本会議のオープニングセレモニーでは、SIDSから3人の大統領・首相が登壇し、これらの国々の「国連海洋科学の10年」における重要性を強調した。登壇者と各登壇者が触れた内容は以下の通りである：

- José Maria Neves カーボベルデ大統領 兼 「国連海洋科学の10年」アライアンスのパトロン—海洋の脅威に対処するための多国間の取り組みとパートナーシップの重要性を強調した。
- Wavel Ramkalawan セーシェル大統領 兼 「国連海洋科学の10年」アライアンスのパトロン：意思決定を支援し、生活の質を向上させるために科学の重要性を強調した。
- Mark Brown クック諸島首相：太平洋諸島国の海洋持続可能性に関する視点を共有した。

（参考：「国連海洋科学の10年」ウェブサイト <https://oceandecade.org/news/2024-ocean-decade-conference-initiating-a-new-chapter-of-global-ocean-action/>）

また、サイドイベントおよび全体会議においても、SIDSに関連するトピックに関する情

報提供や議論が行われた。

会議の重要な成果として、「国連海洋科学の 10 年」の課題に関するホワイトペーパーが作成されたことが挙げられる。これらの文書は、国際的な課題に対する科学的解決策を生み出すために必要な知識を創出するための今後の優先事項を示している。

閉会式では「バルセロナ声明」が発表され、「国連海洋科学の 10 年」の取組みにおける以下 3 つの優先分野が示された：(1) 海洋科学と知識の推進 (2) 横断的課題への対応 (3) 海洋科学インフラの強化。詳細については、2024 年海洋科学の 10 年会議バルセロナ声明が PDF 形式で以下のリンクから閲覧できる：

<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000391112>

本会議全体の概要については The International Institute for Sustainable Development (IISD) が以下の通り Ocean Decade Conference Bulletin としてまとめている：

https://enb.iisd.org/sites/default/files/2024-04/2024_ocean_decade_conference.pdf

バルセロナ声明と IISD の Ocean Decade Conference Bulletin を統合すると、SIDS と最も関連性の高い本会議の結論は以下のように挙げられる：

(1) 気候と海洋レジリエンスの優先事項

- SIDS は海面上昇、極端な気象事象、海洋酸性化から不均衡かつ甚大なリスクを被っている。
- バルセロナ声明は、気候適応と災害リスク削減に直接的に対処する科学的解決策の必要性を強調した。

(2) 海洋に基づく経済の強化

- 持続可能なブルーエコノミー（例：漁業、観光業、再生可能な海洋エネルギー）は SIDS にとって重要である。
- 議論では、小規模漁業、海洋保護、地域社会に利益をもたらす持続可能な観光モデルのための資金調達メカニズムの必要性が強調された。

(3) 海洋科学とデータへのアクセス向上

- 多くの SIDS では、海洋モニタリングと研究インフラの資源が不足している。
- 会議では、技術移転やオープンアクセスの海洋データを通じて、地域の意思決定を改善するための能力構築プログラムが必要であることが強調された。

(4) 汚染と生態系保護

- 海洋汚染（プラスチック廃棄物、油流出、化学物質の流出）は SIDS の生計と海洋生物多様性に脅威を与えている。
- 汚染制御と海洋保護区のための地域協力の強化が重要なテーマであった。

(5) 先住民と地域の知識の認識

- SIDS のコミュニティからの伝統的な生態学的知識が海洋保護と管理戦略において貴重な資産として強調された。
- 先住民と地域の慣習をグローバルな海洋ガバナンスの枠組みに統合することが求められた。

(6) 能力構築と海洋リテラシー

- SIDS は海洋科学の教育、研究、労働力開発に対する支援が必要である。
- 会議では、若者の参加と海洋科学、技術、ガバナンスに関するトレーニングプログラムが提唱された。

バルセロナ会議の成果を受け、SIDS がとるべき今後のアクションとして、ホワイトペーパーの最終化に参加し、SIDS の具体的なニーズが反映されるようアプローチすることや、2025 年の国連海洋会議（フランス・ニース）に向けた気候資金、海洋ガバナンス、技術移転に関するコミットメントの強化等が挙げられる。

2-2. 第 4 回小島嶼開発途上国（SIDS4）国際会議報告：「国連海洋科学の 10 年」の目標との整合性

バルセロナでの会議に続いて、2024 年 5 月にアンティグア・バーブーダで第 4 回小島嶼開発途上国（SIDS4）国際会議が開催された。バルセロナの会議からの流れを受け、SIDS4 では SIDS の強靭な繁栄に向けた新たな宣言「アンティグア・バーブーダ・アジェンダ（ABAS）」が採択された。

2024 年 5 月 27 日から 30 日まで、国連は「レジリエントな繁栄への道を切り開く」というテーマの下、アンティグア・バーブーダで第 4 回小島嶼開発途上国（SIDS）会議を開催した。この会議では、SIDS が抱える独自の課題と持続可能な開発ニーズについて議論が行われ、政府、国際機関をはじめとする参加者が、SIDS 諸国におけるレジリエンス、経済成長、気候適応のための戦略策定に向けて議論した。

会議の総合的な目標は、SIDS の今後 10 年の行動計画を策定することであった。具体的には、次の目標が設定された：

- SIDS 特有の課題に対処する
- SIDS のための財政的・技術的支援を動員し、国際的なパートナーシップを促進し、SIDS のグローバルな気候交渉における役割を強化する
- 国連持続可能な開発目標（SDGs）、パリ協定、国連海洋科学の 10 年（2021–2030）などのグローバルアジェンダに整合させる

第 4 回小島嶼開発途上国（SIDS）会議は、すべての人々にとって持続可能で公平かつ健康的な海洋への移行を進める「国連海洋科学の 10 年」の目標にも通ずる重要なステップの

1つであったと考えられる。

会議では次の活動が行われた：

全体会議セッション：会期中、計8回の全体会議が開かれ、SIDSやその他のステークホルダーからの政府高官が、持続可能な開発やレジリエンスに関する主要なテーマについて議論した。

インターラクティブ・ダイアログ：それぞれのダイアログには共同議長、専門家パネル、参加者との対話が含まれ、次のトピックについて議論が行われた：

- SIDS 経済の再生と加速的かつ持続可能な成長：経済多様化の推進、レジリエンス構築、ブルーエコノミーの活用について議論が行われた。
- 効果的な資金調達と支援を通じた協力的パートナーシップの強化：グローバルな金融改革と政策策定を通じて、金融安定性の向上と債務軽減の手段を探った。
- SIDS のための気候ファイナンスの活用：COP28 の結果を踏まえ、適応と損失・損害に対する気候ファイナンスの強化について議論が行われた。
- データとデジタル技術の活用と効果的な機関構築：データギャップの解消と技術的および機関の能力向上に向けた戦略が話し合われた。
- 人的資本への投資：SIDS における健康危機への対処と若者の可能性を高めるための重要な議題が取り上げられた。

サイドイベント：多くのサイドイベントが国連機関やその他の関係機関によって開催され、海洋の持続可能性に関するトピックが共通して取り上げられた。以下は、海洋科学の10年の目的とアジェンダに沿ったサイドイベントである：

- **UN-Oceans サイドイベント**：「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年：SIDSにおける行動の枠組み」 UN-Oceans メンバーによって組織され、このイベントでは、「国連海洋科学の10年」が SIDS を支援する枠組みとしてどのように機能するかが議論された。
- **UNESCO-IOC サイドイベント**：「レジリエントな繁栄のための海洋知識」 UNESCO の政府間海洋学委員会 (IOC) によって開催され、このイベントでは「国連海洋科学の10年」が SIDS における持続可能な海洋経済を支援する役割について話し合われた。
- **Global Ocean Forum パーチャルサイドイベント**：「気候変動、BBNJ 協定、SIDS における海洋ガバナンスの統合的アプローチ」 このパーチャルイベントでは、海洋関連の議題を前進させるための統合的で協力的なアプローチについて、政府高官のパネルディスカッションが行われた。

特別イベント：資源動員に関する政府高官会議、SDG メディアゾーン、フォーラム、その

他のテーマ別セッションなどが開催され、SIDSにおける持続可能な開発のためのパートナーシップと革新的な解決策が紹介された。



図 14. 特別イベント Special Event: Civil Society Forum (出典：UN Photo Library)

また、会議の最終成果として、SIDSの持続可能な開発を進めるためのコミットメントと戦略を示した行動指針である「アンティグア・バーブーダ・アジェンダ（ABAS）」が採択された。

「国連海洋科学の10年」に関するABASの主な取り組みは次の通りである：

持続可能な海洋経済の推進：ABASは、SIDSが持続可能な海洋経済を発展させる必要性を強調している。これには、海洋資源を責任を持って活用し、経済成長を促進しながら環境保護を確保することが含まれる。

海洋資源の保護と持続的利用：ABASは、海洋とその資源の保護と持続的利用に向けた緊急の行動を求めている。これは、海洋生態系の理解と管理を進め、将来の世代のためにその健康と生産性を確保するという「国連海洋科学の10年」の使命と一致している。

海洋ベースの気候アクションの拡大：ABASは、気候調整における海洋の重要な役割を認識し、海洋ベースの気候アクションを拡大することを約束している。これには、海洋環境への気候変動影響を軽減し、ブルーカーボンなどの気候解決策を活用する取り組みが含まれる。

データ収集と技術革新の強化：ABASは、データ収集、分析、利用の改善とともに、科学、技術、革新、デジタル化を促進することの重要性を強調している。これは、海洋科学の進展と政策や持続可能な管理に必要な技術的能力の向上を支援する。

国際的パートナーシップの強化：ABAS は、SIDS が持続可能な開発目標を達成するためには、国際的なパートナーシップを強化する必要があることを強調している。これには、海洋科学、能力構築、資源動員における協力が含まれており、「国連海洋科学の 10 年」の共同行動と知識共有の重要性を反映している。

ABAS 文書の全文は以下のリンクから確認できる：

https://sdgs.un.org/sites/default/files/2024-04/SIDS4%20-%20Co-Chairs%20FINAL_0.pdf

また、国連の第 4 回 SIDS 会議に関する報告書は以下のリンクで確認できる：

https://sdgs.un.org/sites/default/files/2024-07/EN_%20A_CONF_223_2024_6_0.pdf

SIDS 会議のビデオサマリーは、国連 YouTube ページで視聴できる：

<https://www.youtube.com/live/ltaKWEen3EIE?si=yFXWMoe1KAHRAzw5>

2034 年にカーボベルデで開催予定の第 5 回小島嶼開発途上国（SIDS）会議は、SIDS 諸国における持続可能な開発の進展を評価する重要な機会となるだろう。また、「国連海洋科学の 10 年」は 2030 年に終了するため、SIDS とその海洋に対する「国連海洋科学の 10 年」の影響を評価するための 4 年間の余裕がある点にも着目したい。

2-3. 「Call for Decade Actions No. 06/2023」の結果 - アフリカおよびカリブ海の SIDS における新しい十年行動の共同設計支援

2023 年 10 月 15 日に「国連海洋科学の 10 年」が発表した「Call for Decade Actions No. 06/2023」は、アフリカおよびカリブ海の小島嶼開発途上国（SIDS）における海洋研究活動を強化することを目的としていた。この呼びかけは、地域および国の優先事項に合わせた参加型共同設計プロセスを通じて、既存の知識のギャップや能力開発の課題に対処することを目指していた。

2025 年 2 月現在、この呼びかけによって承認されたプロジェクト、プログラム、または活動は公に発表されていない。しかし、このイニシアティブは、「国連海洋科学の 10 年」がアフリカおよびカリブ海の SIDS の特有のニーズと優先事項に効果的に対応するための包括的かつ地域特有のアプローチを促進するというコミットメントを反映している。

2-4. 參考・引用資料

- International Institute for Sustainable Development (IISD). (2024). Ocean Decade Conference Bulletin.
https://enb.iisd.org/sites/default/files/2024-04/2024_ocean_decade_conference.pdf
- UNESCO. (2024). Barcelona Statement.
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000391112>
- United Nations. (2024). Full text of the ABAS document.
https://sdgs.un.org/sites/default/files/2024-04/SIDS4%20-%20Co-Chairs%20FINAL_0.pdf
- United Nations. (2024). Report on the 4th International Conference on Small Island Developing States (SIDS4).
https://sdgs.un.org/sites/default/files/2024-07/EN_%20A_CONF_223_2024_6_0.pdf
- United Nations. (2024). SIDS4 Conference Video Summary [Video].
<https://www.youtube.com/live/ItaKWEn3EIE?si=yFXWMoe1KAHRAzw5>
- UN Ocean Decade. (2024). 2024 Ocean Decade Conference: Initiating a new chapter of global ocean action.
<https://oceandecade.org/news/2024-ocean-decade-conference-initiating-a-new-chapter-of-global-ocean-action/>

第3章：アフリカ地域における「国連海洋科学の10年」の取組みの動向

3-1. 2024年「国連海洋科学の10年」会議（2024 Ocean Decade Conference）（スペイン・バルセロナ）におけるアフリカ地域への主な示唆、サイドイベント、アクションプラン

海洋とその資源はアフリカにとって極めて重要であり、大陸の経済、食料安全保障、気候レジリエンスにおいて中心的な役割を果たしている。アフリカの広大な沿岸地域および排他的経済水域は、漁業、鉱物、エネルギーなどの貴重な資源を提供しており、これらは生計と貿易にとって不可欠である。また、海洋は漁業や養殖を通じて数百万のアフリカ人にとって主要な動物たんぱく源となっている。経済的利益に加えて、海洋はアフリカ地域の気候を調整する上で不可欠であり、天候パターンに影響を与え、気候変動の影響を緩和し、生物多様性を支える役割を担っている。

海洋の持続可能性に関して、アフリカ地域で最も差し迫った課題の一つは海洋汚染である。アフリカの沿岸都市は不十分な廃棄物管理に苦しんでおり、その結果、プラスチック廃棄物が海洋生態系を汚染している。また、遠洋の掘削による油流出、産業排水、未処理の下水が水質と海洋生物多様性への悪影響を与えており、例として、西アフリカのギニア湾では、無規制の廃棄物処理と都市の拡大により深刻な汚染に直面している。

さらに、過剰漁業への取組み、気候変動への適応、海洋ガバナンスの強化、海洋科学研究の質の向上は、アフリカ地域が沿岸および海洋資源の持続可能な利用を達成するために克服しなければならない課題である。

2024年バルセロナの「国連海洋科学の10年」会議は、アフリカ地域の海洋科学にとって重要な節目となった。この会議に向けて、「アフリカ海洋の10年」タスクフォース会議が2024年1月31日から2月2日までモロッコで開催され、アフリカ地域における「アフリカ海洋の10年プログラム（Ocean Decade Programme for Africa）」の最終調整と、2024年「国連海洋科学の10年」会議でのアフリカ地域のサテライトイベントの提案の構築が行われた。バルセロナの「国連海洋科学の10年」会議は、アフリカ地域の海洋関連の課題と機会を国際的な議論の中で強調するプラットフォームを提供した点において、アフリカ地域において重要な意味を持ったと考えられる。この過程を通じて、アフリカ地域特有の海洋資源の重要性や、持続可能な管理の必要性、そして地域固有の知識や先住民の知識を海洋科学に統合する重要性が浮き彫りにされた。

バルセロナの「国連海洋科学の10年」会議における主な成果は以下の通りである：

a) アフリカにおける持続可能な海洋管理

バルセロナ声明は、アフリカ全土で持続可能な海洋管理を強化する必要性を強調している。これには、海洋汚染の分布とその人間の健康および生態系への影響を理解するための科学的研究の共同的な計画と実施が含まれる。また、持続可能な水産物生産の強化や、気候変動に対してレジリエントなブルーエコノミーの推進が提唱されている。これは、食料と栄養の

安全を確保するだけでなく、収入源と生計の多様化にも重要な戦略となる。

b) 「アフリカの海洋の 10 年プログラム (Ocean Decade Programme for Africa) の開始

2024 年の「国連海洋科学の 10 年」会議で発表された「アフリカの海洋の 10 年プログラム」は、アフリカ全土での持続可能な海洋管理を強化するための重要なイニシアティブである。このプログラムは、地域固有の海洋課題に対応するために、アフリカのニーズに合わせた海洋科学の開発と普及を促進することを目的としている。

- **プログラムの主要目的：**

- **科学研究の共同設計:** アフリカ諸国で協力し、海洋汚染、過剰漁業、気候変動が沿岸コミュニティに与える影響といった重要な課題に対応する研究活動を展開する。
- **持続可能な水産物の生産の強化:** 食料安全保障と経済成長を確保しつつ、エコロジーのバランスを保ちながら漁業と養殖の実践を強化する。
- **気候レジリエントなブルーエコノミーの推進:** 海洋資源を持続可能に活用するプロジェクトを支援し、経済発展と気候変動へのレジリエンスを高める。
- **海洋科学インフラの整備:** 海洋汚染の監視システムの開発、統一された海洋データ収集フレームワークの構築、最先端技術を導入し、アフリカ諸国間での海洋データの公平なアクセスを支援する。

このプログラムは、アフリカ諸国が持続可能な海洋管理を達成し、その海洋資源の潜在能力を最大限に活用するために必要な知識、ツール、およびパートナーシップを提供することを目指している。「アフリカ海洋の 10 年プログラム」は、ケニア・ナイロビに本部を置く国際海洋学委員会アフリカおよび隣接島嶼国家小委員会 (IOC-Africa) によって、本プログラム実施のために設立された「アフリカの海洋の 10 年プログラム」タスクフォースを通じて調整されている。本タスクフォースは、アフリカ開発銀行、アフリカ連合委員会、西インド洋海洋科学協会 (WIOMSA) などの機関を含む 14 名の個人メンバーと 6 つの機関代表から成り、アフリカ全土で持続可能な海洋管理のための 9 つの優先行動を示した「アフリカ海洋の 10 年ロードマップ (The Ocean Decade Africa Roadmap)」の進展を目指している。

c) アフリカ向けのセッションと議論

「国連海洋科学の 10 年」会議では、アフリカの海洋問題に焦点を当てた様々なセッションが行われ、アフリカの海洋に関する言説や物語を強調し、アフリカの研究者や伝統的知識を世界の海洋科学対話に統合する戦略について議論するためのプラットフォームが提供された。以下は関連するイベントの例である：

• 「SEAWARDを見つめて：アフリカの海洋と海洋十年の物語」

この混合形式の衛星イベントでは、アフリカの海洋が直面しているユニークな課題と機会を探るストーリーテリングと討論パネルが行われ、アフリカの視点を広範な海洋十年の物

語に組み込む重要性が強調された。アフリカの研究者が自身の研究を共有し、伝統的知識を海洋科学に組み込む戦略について議論するプラットフォームが提供された。

• **変革の波：若者主導の持続可能なブルーエコノミーワールドカフェ**

ブルーフューチャーズパスウェイチームが主催したこのセッションは、若手のエンジニアが持続可能なブルーエコノミーに関するアイデアを議論し、開発するためのプラットフォームを提供した。ECOP アフリカ地域ノードは、アフリカ各国の海洋若手専門家を一堂に会し、革新的な解決策を共有・協力する場を提供した。

• **海洋ソリューションのためのグローバルエコシステム強化 (GEOS)：海洋-気候革新に関する地域横断的対話**

バルセロナの自然科学博物館で開催されたこのイベントでは、さまざまな地域のステークホルダーが気候変動への海洋ベースの解決策について議論した。ECOP アフリカ地域ノードは、海洋-気候革新における若者の参加の重要性を強調し、地域横断的な対話を促進する役割を担った。

バルセロナの会議では、2024年4月9日から12日まで、約50の現地イベントと100を超えるオフサイトの衛星イベントが開催され、この中でアフリカの関係者は自らの見解や視点を提供し、アフリカ地域の持続可能な海洋管理と保護に関するテーマに焦点を当てて知識を共有した。

d) アフリカの若者のブルーエコノミーへの関与

アフリカ諸国がブルーエコノミーの発展に向けて経済モデルの再構築を支援するための取り組みが強調された。特に、アフリカの若者に雇用機会やビジネスチャンスを提供し、ブルーエコノミー分野での革新を促進することが重要である。

e) 海洋科学インフラの整備

バルセロナ声明は、アフリカにおける海洋科学インフラの強化の必要性、特に海洋汚染監視システムとデータ共有の促進に関する重要な提案を含んでいる。

3-2. 「アフリカ海洋の10年」ロードマップ実施の進捗状況

2022年5月に発表された「アフリカ海洋の10年ロードマップ」は、持続可能な開発のための海洋科学に関する「国連海洋科学の10年」の実施をアフリカで指導するために策定された戦略的枠組みである。このロードマップは、アフリカ大陸の海洋および沿岸管理に関する独自の課題と機会に対処することを目的としている。

以下は、アフリカにおける海洋の持続可能性のための9つの優先的な行動分野である：

- a) 海洋リテラシーと能力開発の強化: アフリカの関係者（例：地域社会、政策立案者、科学者など）に対して、海洋科学への認識と理解を促進する。
- b) 海洋観測とデータの強化: 特にアフリカの固有の海洋環境に関するデータ収集、管理、共有のシステムを開発する。
- c) 海洋研究と革新の推進: アフリカ地域の海洋関連の課題に対応するための科学的研究と技術革新を奨励する。
- d) 持続可能な漁業と養殖の促進: 生計と生態系を保護しながら、海洋資源の持続可能な利用の実践を支援する。
- e) 海洋空間計画とガバナンスの支援: 海洋エリアの効果的な管理とガバナンスの枠組みを確立し、公平な利用と保護を実現する。
- f) 統合的な沿岸部の管理: 多くのアフリカ諸国で生物多様性と生計にとって重要な沿岸地域の持続可能な管理を確保する。
- g) 海洋災害へのレジリエンス強化: 海面上昇や極端な気象イベントなどの海洋関連の災害に対するレジリエンスを構築する。
- h) 國際協力の促進: アフリカ諸国および国際的なパートナー間の協力を強化し、共通の海洋課題に対処する。
- i) 海洋科学のための資源調達: 海洋研究、ガバナンス、および持続可能な開発の努力のために資金と支援を確保する。

このロードマップは、アフリカにおける地域レベルでの協力と国レベルでの行動の両方に焦点を当てており、各国に対して自国の「国連海洋科学の 10 年」国内委員会を設立し、行動を促進するよう呼びかけている。また、地域全体での科学的・技術的能力の強化、特に海洋若手専門家の育成や、海洋生態系の健全さから直接影響を受ける地域社会に対する支援の必要性も強調している。

現在のところ「アフリカ海洋の 10 年ロードマップ」の公式な進捗報告はまだ公開されていない。ただし、最新の「国連海洋科学の 10 年」進捗報告 2023-2024 を分析することで、アフリカにおける「国連海洋科学の 10 年」の推進状況が他の地域に比べて依然として少ないことが分かる。図 14 は、海洋十年の推進活動で承認された上位 10 カ国を示しており、タンザニアはそのリストに唯一挙げられたアフリカ諸国で、承認率は 1%である。「国連海洋科学の 10 年」の推進活動に関わった人々の国別リストを分析すると、アフリカ諸国は上位 10 カ国に含まれていない（図 15）。

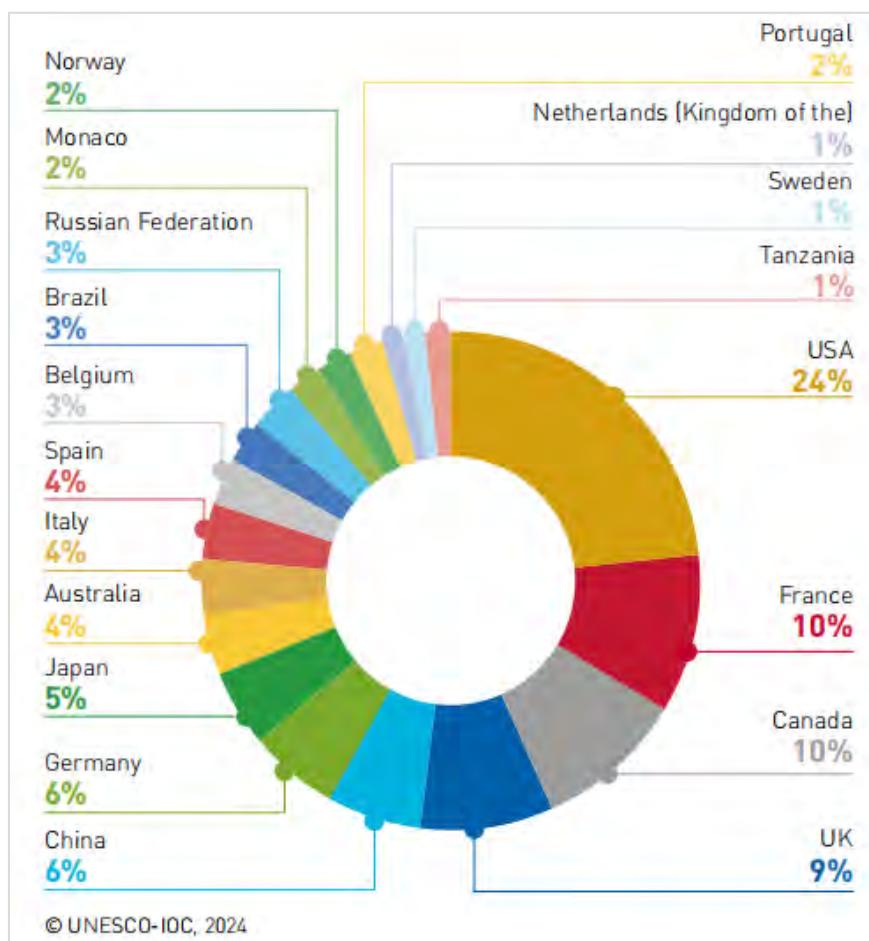


図 15. 海洋十年の推進活動で承認された上位 10 カ国

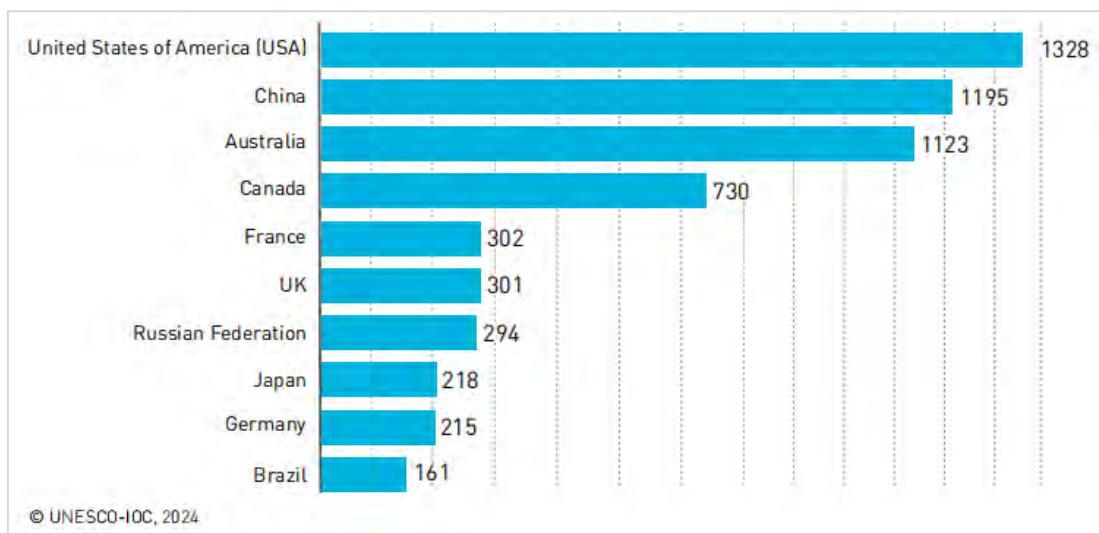


図 16. 海洋十年の推進活動に関与した個人の国別リスト（出典：UNESCO-IOC 2024）

世界の主要経済国より大きな関与が期待されることは理解できるが、これらのグラフはアフリカや太平洋諸島、小島嶼開発途上国など、見落とされがちな地域の関与の必要性も明らかにしている。

「アフリカ海洋の 10 年ロードマップ」の進捗報告は、ロードマップの目標と目的の実施を追跡するための重要なツールである。この報告書は、施策の効果を評価し、進捗のギャップを特定し、方向修正の機会を提供するだろう。また、現在進行中の取り組みの影響を示すとともに、成果を紹介し、アカウンタビリティ（責任の明確化）を促進する役割も果たす。さらに、この報告書は、政府、科学者、国際パートナーが最も必要とされる場所にリソースと支援を集中させるための指針となる。

また同時に、アフリカの海洋の持続可能性向上に関する努力についての一般的な情報は、「国連海洋科学の 10 年」の年間報告書に記載されている。さらに、「国連海洋の 10 年」国内委員会の分布もアフリカにおける海洋十年活動の補完的な指標として使用できる。

「国連海洋科学の 10 年」国内委員会は、持続可能な開発のための海洋科学に関する「国連海洋科学の 10 年」を国レベルで推進および支援するにあたり重要な役割を果たす。これらの委員会は、政府、学術界、市民社会、民間セクターなどさまざまな分野の利害関係者を巻き込んで、国内の海洋科学イニシアチブを「国連海洋科学の 10 年」のグローバルな目標に整合させる調整機関として機能する。図 16 には、現在設立されている国内委員会が示されている。アフリカ諸国および SIDS（小島嶼開発途上国）の国内委員会はオレンジのマークで強調されている。



図 17. 設立された国内委員会（出典：IOC-UNESCO）

現在、世界中で計 40 カ国が国内委員会を完全に設立しており、多くの国が設立を準備して

いる。しかし、アフリカ諸国の中で国内委員会を設立している国は 7 カ国、SIDS（オランダが管理するアルバ、キュラソー、シント・マールテンを 1 ユニットとして含む）の中では 4 カ国と、まだ数が限られている。これらの地域にとって海洋科学の重要性を考慮すると、より多くの「国連海洋の 10 年」に関する活動を、地元の利害関係者の参画を促進しながら計画・実施していくことが必要であると考えられる。

3-3. 参考・引用資料

- UNESCO. (2021). African Ocean Decade Roadmap.
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000381488>
- UNESCO. (2023). United Nations Decade of Ocean Science for Sustainable Development Progress Report 2023–2024.
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000392445>

第4章：アジア・太平洋地域各国の国内委員会の活動

4-1. 国連アジア太平洋グループ

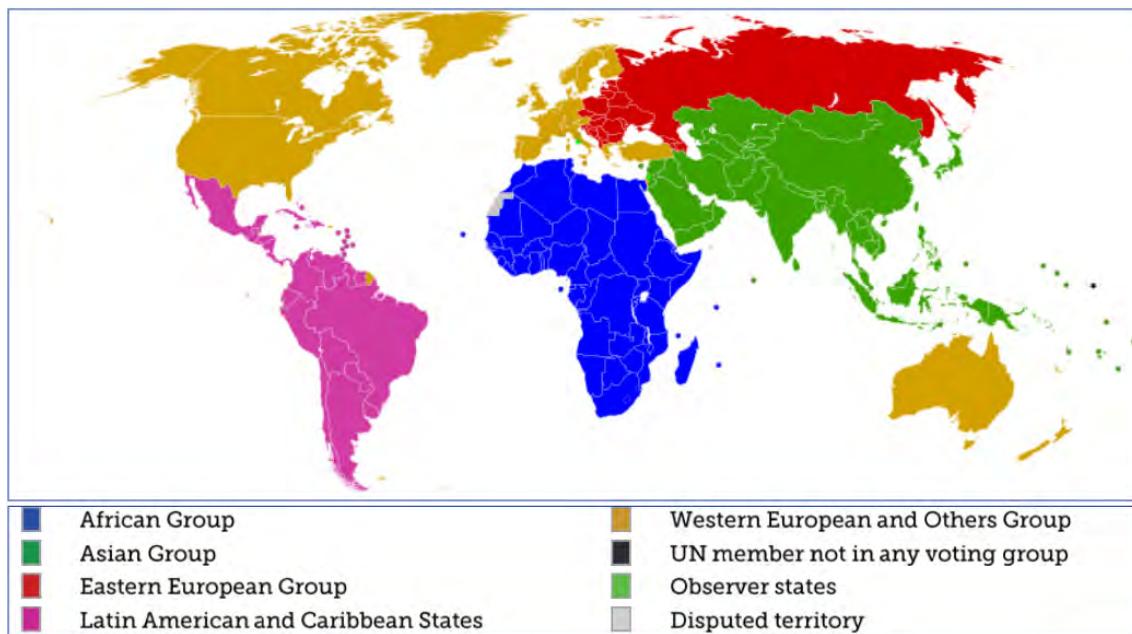


図 18. アジア・太平洋地域グループ（緑色でハイライト）

(<https://www.iai.it/sites/default/files/iai1910.pdf>)

アジア・太平洋地域グループ（旧アジアグループ）は、アジアおよび太平洋の小島嶼開発途上国で構成される地域グループで、54 の加盟国から成り立っている（国連加盟国全体の 28%を占める）。本グループは、加盟国数でアフリカグループに次ぐ 2 番目に大きな地域グループであり、アジア大陸とオセアニアの大部分を含み、2024 年には、キリバスが新たにアジア・太平洋地域グループへ加入した。一方で、オーストラリア、ニュージーランド、イスラエルは本グループではなく西ヨーロッパおよびその他のグループ（WEOG）に属している。また、トルコはアジア・太平洋地域グループに含まれるが、選挙に関しては西ヨーロッパおよびその他のグループの一部と見なされている。

4-2. アジア・太平洋地域グループの国連海洋法条約（UNCLOS）加盟国

4-2-1. アジア・太平洋地域グループ加盟国の UNCLOS 批准状況

UNCLOS に批准しているアジア・太平洋地域グループ加盟国（42 か国）

イエメン / イラク / インド / インドネシア / オマーン / カタール / キプロス / キリバス / クウェート / サウジアラビア / サモア / シンガポール / スリランカ / ソロモン諸島 / タイ / ツバル / トンガ / ナウル / ネパール / バーレーン / パキスタン / バヌアツ / パプアニューギニア / パラオ / バングラデシュ / フィジー / フィリピン / ブルネイ・ダルサラーム

/ベトナム /マーシャル諸島 /マレーシア /ミクロネシア連邦 /ミャンマー /モルディブ
/ヨルダン /ラオス人民民主共和国 /レバノン /大韓民国 /中華人民共和国 /東ティモール /日本 (※トルコ、イランは非加盟)

(参考：国際連合海洋法条約（UNCLOS）の加盟国一覧 国連広報センター
https://www.unic.or.jp/info/un/un_organization/member_nations/)

(参考：United Nations - Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea
https://www.un.org/Depts/los/reference_files/chronological_lists_of_ratifications.htm#The%20United%20Nations%20Convention%20on%20the%20Law%20of%20the%20Sea)

4-2-3. 「国連海洋科学の 10 年」国内委員会が設置されているアジア・太平洋地域の国(10 か国)

調査の結果、トルコ/イラン/オマーン/インド/バングラデシュ/タイ/インドネシア/日本/中国/韓国（10 か国）において「国連海洋科学の 10 年」国内委員会が設置されていることが確認できた。次節では、このうち日本を除く 9 か国における国内委員会の概要を報告する。なお、各国の基礎情報（「国名」、「人口」、「首都」、「主要言語」）については外務省ホームページ（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>）を参照した。



図 19. 「国連海洋科学の 10 年」国内委員会が設置されているアジア・太平洋 10 か国
(<https://oceandecade.org/national-ocean-decade-ecosystem/>)

4-3. 国内委員会が設置されているアジア・太平洋地域グループ各々の基本情報と取組み

①トルコ Turkey

◇基本情報

首都：アンカラ

人口：約 8,500 万人

言語：トルコ語

国連加盟年：1945 年

国連海洋法条約締結年：※未加盟



※：トルコはエーゲ海における領土をめぐって隣国のギリシャと紛争をしており、国連海洋法条約（UNCLOS）の定める排他的経済水域（EEZ）の境界画定に合意しておらず、現在も UNCLOS には未加盟である。

（参考：<https://www.spf.org/islandstudies/jp/global-data/fin11-2-05.pdf>）

◇主な海の利用：

・沿岸漁業：

エーゲ海や黒海で沿岸漁業が盛んに行われている。

・観光資源：

地中海沿岸に広がる美しいビーチと歴史的遺産を有しており、観光産業が重要な役割を果たしている。特にアンタルヤやボドルムなどが観光地として人気。

・海上輸送：

重要な海上貿易ルートであるボスポラス海峡を有し、国際的な海運活動が活発。

◇国内委員会：Republic of Türkiye National Decade Committee

ホームページ：https://www.shodb.gov.tr/shodb_esas/index.php/tr/

◇委員会のメンバー（人数）：17 名

◇連絡先：LtJG Furkan YAMAN（中尉 Lieutenant Junior Grade ,Office Of Navigation, Hydrography and Oceanography ）

メール：yaman.f5441@dzkk.tsk.t

◇概要：

トルコの「国連海洋科学の 10 年」国内委員会は 2021 年に設立され、「国連海洋科学の 10 年」に関するアイデアを集約し、支援を促進する役割を担っている。委員会のメンバーは、関連機関や研究所から幅広い専門家で構成されており、大学、省庁、科学分野の専門家が参加している。

委員会に参加する主な機関・組織・大学

- 環境・都市化・気候変動省
- エネルギー・天然資源省
- 農業・森林省
- 航行・水路・海洋学局
- ボアズィチ大学 カンディリ天文台・地震研究所
- ドクズ・エイルル大学 海洋科学技術研究所
- イスタンブール大学 海洋科学・管理研究所
- イスタンブール大学 水生科学学部
- カラデニズ工科大学 海洋科学学部
- 中東工科大学 海洋科学研究所
- レジェップ・タイイップ・エルドアン大学 水産学部
- トルコ科学技術研究会議 (TÜBİTAK) マルマラ研究センター
- トルコ科学技術研究会議 (TÜBİTAK) マルマラ研究センター 極地研究所
- アンカラ大学 国家海洋・海事法センター
- トルコ海洋研究財団

◇近年の活動

2021年8月24日には、様々な分野の関係者が参加するキックオフイベントを開催し、「海の10年」への支援と認知拡大を図った。



図20. トルコ国内委員会会合の様子（2023年1月18日・3月13日）



図 21. 「国連海洋科学の 10 年」へのトルコの貢献に関する会議（2023 年 9 月）

(<https://ims.metu.edu.tr/slider/conference-trs-contribution-un-ocean-decade>)

「国連海洋科学の 10 年」へのトルコの貢献について議論する国際会議が、2023 年 9 月 26 日に中東技術大学 (METU) 文化・コンベンションセンターで開催された。本会議は、METU 海洋科学研究所の調整のもと、ONHO (Office of Navigation, Hydrography and Oceanography) の協力を得て実施された。会議では、科学者、専門家、省庁関係者が、「国連海洋科学の 10 年」の目標に向けてトルコで実施されている海洋科学、海事、海洋リテラシーに関する活動について参加者と共有した。本会議は、METU の「トルコ共和国 100 周年記念 100 イベント」プログラムの一環として開催され、学界から政策立案者まで 150 名を超える関係者が参加した。

【参考】

- ・統計局 (Turkish Statistical Institute): <https://www.tuik.gov.tr/>
- ・観光省 (Republic of Türkiye Ministry of Culture and Tourism):
<https://www.kultur.gov.tr/>
- ・海事局 (Turkish Maritime Organization): <https://www.udhb.gov.tr/>

②イラン Islamic Republic of Iran

◇基本情報

首都：テヘラン

人口：約 8,300 万人

言語：ペルシャ語

国連加盟年：1945 年

国連海洋法条約締結年：※未加盟



※イランはホルムズ海峡を国連海洋法条約上の「通過通航権」(第38条)の行使が認められる「国際海峡」(第37条)と位置づけることに反対しており、国連海洋法条約には未加盟である。(参考：<https://jsil.jp/archives/expert/2019-10>)

◇主な海の利用：

- ・石油・ガス輸出：

ペルシャ湾やホルムズ海峡周辺は、イランの石油・天然ガス輸出にとって戦略的に重要な海域。

- ・沿岸漁業：

イランはペルシャ湾およびカスピ海において沿岸漁業や養殖業が盛んに行われている。

- ・観光資源：

カスピ海沿岸はリゾート地として発展してきた歴史がある。

◇国内委員会：Islamic Republic of Iran National Decade Committee

◇委員会のメンバー（人数）：1名

◇ホームページ：<https://forum.oceandecade.org/topics/28883/feed>

◇連絡先：Dr. Morteza Tavakoli, イラン国立海洋・気象科学研究所

メール：inioas@inio.ac.ir

◇近年の活動：特になし

【参考】

- ・石油省 (Ministry of Petroleum, Iran): <https://www.mop.ir/>
- ・水産業公社 (Iran Fisheries Organization): <http://www.fisheries.ir/>
- ・観光庁 (Iranian Tourism Organization): <http://www.itto.org/>
- ・外務省 (Ministry of Foreign Affairs of the Islamic Republic of Iran): <https://en.mfa.ir/>

③オマーン Oman

◇基本情報

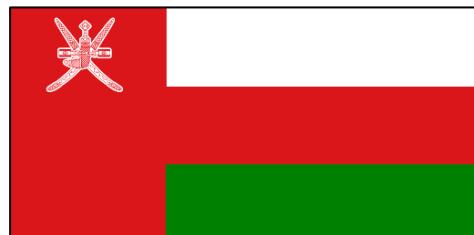
首都：マスカット

人口：約 500 万人

言語：アラビア語

国連加盟年：1971 年

国連海洋法条約締結年：1989 年



◇主な海の利用：

・漁業：

沿岸漁業が盛んであり、冷凍魚は主に米国、鮮魚は他の GCC 諸国や欧州に輸出している。

・観光：

オマーンの美しい海岸線と珊瑚礁、特にムサンダム地区は観光客に人気でダイビングや シュノーケリングが行われている。

・貿易・海運：

オマーンはインド洋に面しており、貿易ルート上で重要な位置を占め、特にドバイ港への物流が発展している。

◇国内委員会：Oman National Decade Committee

◇委員会のメンバー（人数）：2名

◇連絡先: Ahmed Moosa Al Balushi, オマーン教育・文化・科学国家委員会 科学部 部長

メール: ahmed.moosa@moe.om

◇ホームページ：<https://forum.oceandecade.org/topics/32314/home>

◇概要：

2021年6月21日、オマーン「国連海洋の10年」国内委員会を設立。国内委員会は、12の機関からのメンバーで構成され、以下の役割と任務を担っている。

- 海洋環境の保全と、海洋に関する科学的知識の拡充
- 経済・社会分野における科学的情報の創出支援
- 海洋科学データおよび情報の提供
- 生物多様性保全や持続可能かつ公平な資源利用への移行を支えるインフラおよび協力体制の強化
- 科学的理解の向上および研究能力の構築を目的とした研修や海洋技術の伝達

【参考】

・農林水産省：

https://www.maff.go.jp/j/yusyutu_kokusai/kokuchi/middle_east/attach/pdf/index-11.pdf

・水産業部 (Ministry of Agriculture, Fisheries and Water Resources):

<https://www.mofd.gov.om/>

・観光省 (Ministry of Tourism, Oman): <https://www.mot.gov.om/>

・港湾局 (Port of Oman): <https://www.portoman.org/>

④インド India

◇基本情報

首都：ニューデリー

人口：約 14 億人

言語：ヒンディー語、英語

国連加盟年：1945 年

国連海洋法条約締結年：1995 年



◇主な海の利用：

- ・ 漁業：

水産業はインドの主要産業の一つであり、世界トップクラスの漁業生産量を誇る。

- ・ 観光資源：

広大な海岸線を持ち、ゴアやケララなどのビーチリゾートが観光資源として重要。

- ・ 海上輸送：

インド洋の重要な貿易ルートに位置し、多くの貨物が海上輸送されている。

◇国内委員会：

インドの地球科学省（MoES）の主導によって「国連海洋科学の 10 年」国内委員会が設立された。国内委員会の活動として、以下の 3 点が挙げられている：

- 「国連海洋科学の 10 年」国内実施計画の策定：国内の研究機関や関係者と協議し、「国連海洋科学の 10 年」に対しインドができる貢献を明確にする。
- 全国的な広報キャンペーンの展開：学生や一般市民に対し、海洋の重要性についての認識を高める取り組みを行う。
- 能力開発の強化：運用海洋学（Operational Oceanography）の分野で人材育成を継続的に推進する。

また、インドにはインド洋全体を対象とし、「国連海洋科学の 10 年」に関連する活動の調整、地域のステークホルダー間の連携強化、科学的調整と計画の提供、協力機会の特定等の役割を担う地域機関 DCC-IOR (Decade Collaborative Centre for the Indian Ocean Region) が設立されている。

DCC-IOR は、「国連海洋科学の 10 年 (Ocean Decade)」の一環として設立された地域センターであり、インド洋地域における「国連海洋科学の 10 年」の 10 の課題すべてに貢献することを目指しているが、特に以下の優先課題に重点を置いている。

- ・ 課題 3：持続的に世界人口に食料を供給するという海洋の役割を最適化するための知見の生成、技術革新の推進、そして、解決策の創出を行う。
- ・ 課題 6：あらゆる地球物理学的、生態学的、生物学的、気候的、気象的、人為的な海

洋及び沿岸の危険に対するマルチハザード早期警戒サービスを向上し、コミュニティの即応性及び強靭性を確立する。

- ・ 課題 7: 全ての海域において持続的な海洋観測システムを確保し、アクセス可能で、適時に、すぐに利用可能なデータ及び情報を全てのユーザーに提供する。
- ・ 課題 9: 全てのステークホルダーに対して、海洋科学のあらゆる側面における包括的な能力開発、並びにデータ、情報、知見、技術への平等なアクセスを確保する。

◇委員会のメンバー（人数）：24名

◇連絡先:

- ・ Dr. Tata Sudhakar, チェンナイ国立海洋技術研究所
メール: s.tata-p@incois.gov.in
- ・ Dr. TVS Udaya Bhaskar, インド国立海洋情報サービスセンター
メール: uday@incois.gov.in

◇ホームページ：

- ・ 国内委員会ホームページ <https://incois.gov.in/portal/ndcc.jsp>
- ・ DCC-IOR ホームページ <https://incois.gov.in/dcc-ior/index.jsp>

◇近年の活動：

国際会議の開催

- ・ Indian Ocean Regional Decade Conference 2024: Bridging billions to Barcelona



図 22. Indian Ocean Regional Decade Conference 2024 イベントバナー

(<https://incois.gov.in/dcc-ior/IORDC2024.jsp>)

2024年2月、DCC-IORは、「インド洋地域10年会議2024」をインド国立海洋情報サービスセンター(INCOIS)で開催した。本会議ではインド政府・地球科学省の支援を受け、

インド洋地域とその周辺が直面する重要な課題について議論するため、国内外の海洋関連団体の代表者が参加した。

【参考】

- ・漁業省 (Ministry of Fisheries, Animal Husbandry and Dairying): <http://dof.gov.in/>
- ・観光省 (Ministry of Tourism, India): <https://tourism.gov.in/>
- ・海事省 (Ministry of Shipping, India): <https://shipping.gov.in/>

⑤バングラデシュ Bangladesh

◇基本情報

首都：ダッカ

人口：約 1 億 6,500 万人

言語：ベンガル語

国連加盟年：1974 年

国連海洋法条約締結年：2001 年



◇主な海の利用：

・漁業：

周辺の海域は海産物が豊富で、漁業が盛んに行われている。内水面養殖も盛ん。

・沿岸観光：

クタルカチャなどのビーチリゾートがあり、観光資源としての発展が期待されている。

・海上貿易：

船舶輸送はバングラデシュの経済活動において重要な役割を果たしている。

◇国内委員会：情報なし

◇委員会のメンバー（人数）：情報なし

◇ホームページ：情報なし

連絡先:

Khurshed Alam, 外務省 海事局長

メール: khurshed.alam@mofa.gov.bd

【参考】

水産省 (Ministry of Fisheries and Livestock): <http://www.mfahd.gov.bd/>

観光省 (Ministry of Foreign Affairs, Bangladesh): <https://mofa.gov.bd/>

海事局 (Bangladesh Port Authority): <http://www.portauthority.gov.bd/>

⑥タイ Thailand

◇基本情報

首都：バンコク

人口：約 7,000 万人

言語：タイ語

国連加盟年：1946 年

国連海洋法条約締結年：2011 年



◇主な海の利用：

- ・ 漁業：世界有数の水産大国で、ツナ缶や冷凍魚などの水産加工品を多く生産している。
- ・ 観光資源：プーケットやサムイ島等のビーチリゾートが有名。
- ・ 海上貿易：タイはアジア貿易の中心にあり、海上輸送は経済にとって非常に重要。

◇国内委員会：Thailand National Decade Committee

◇委員会のメンバー（人数）：2 名

◇連絡先：

Suree Satapoomin, 海洋資源管理専門家、天然資源・環境省

メール：s.satapoomin@gmail.com

◇ホームページ：非公開

◇近年の活動：

2nd UN Ocean Decade Regional Conference & 11th WESTPAC International Marine Science Conference の開催



図 23. Regional Conference/WESTPAC 会議バナー

(<https://oceandecade.org/events/2nd-un-ocean-decade-regional-conference-11th-westpac-international-marine-science-conference/>)

2024 年 4 月、首都バンコクで第 2 回「国連海洋科学の 10 年」地域会議 (UN Ocean Decade Regional Conference) および第 11 回ユネスコ政府間海洋学委員会 (IOC) 西太平洋地域小委員会 (WESTPAC) 国際海洋科学会議 (International Marine Science Conference) が開催された。この会議には 40 か国以上から約 1200 名が参加し、海洋科学の最新の研究成果や課題について議論が行われた。

【参考】

- ・水産省 (Ministry of Fisheries, Thailand): <http://www.fisheries.go.th/>
- ・観光庁 (Tourism Authority of Thailand): <https://www.tatnews.org/>
- ・港湾局 (Port Authority of Thailand): <https://www.port.co.th/>

⑦インドネシア Indonesia

◇基本情報

首都：ジャカルタ

人口：約 2 億 7,000 万人

言語：インドネシア語

国連加盟年：1950 年

国連海洋法条約締結年：1986 年



◇主な海の利用：

- ・漁業：沿岸漁業が非常に盛んで、マグロ・カツオ類等の生産量が特に多い。
- ・観光：バリ島をはじめとするリゾート地や、ダイビングが有名。
- ・海上輸送：インドネシアは島嶼国であり、国内外の貿易において海上輸送が非常に重要。

◇国内委員会：Indonesia National Decade Committee

◇委員会のメンバー（人数）：2 名

◇ホームページ：<https://forum.oceandecade.org/topics/32312/opportunities>

連絡先:

Mego Pinandito, BRIN 政策開発担当副長官

メール: mego001@brin.go.id

Marina Frederik, 地質災害研究センター 科学者

メール: mari004@brin.go.id

◇主な活動内容：

Fourteenth Intergovernmental Session of the IOC Sub-Commission for the Western Pacific (WESTPAC-XIV)の開催

2023年4月、インドネシア政府のホストのもと、首都ジャカルタで第14回IOC西太平洋小委員会(WESTPAC-XIV)が開催された。委員会では西太平洋地域の各国の政府機関、海洋科学コミュニティ、その他のIOC関連のステークホルダーが一堂に会し、海洋科学と政策の連携強化、海洋科学の発展と国際協力の促進、技術的・制度的能力の向上、持続可能な開発に向けた海洋科学の共同開発という4つの目的を達成することを目指し、以下の議題について議論が行われた。

- 國際的な海洋関連の最新動向の共有（例：「持続可能な開発のための海洋科学の10年（2021–2030）」への対応）
- 「海洋科学の10年」における小委員会の関与と貢献の方針策定

また、小委員会は新たな役員選出を行い、2023年5月から2025年4月までのプログラムおよび予算が策定された。（参考：<https://ioc-westpac.org/event/westpac-xiv/#/>）



図24. Fourteenth Intergovernmental Session of the IOC Sub-Commission for the Western Pacific (WESTPAC-XIV)会議の様子

(<https://brin.go.id/en/news/112135/bahas-kebijakan-kelautan-pasifik-barat-indonesia-usulkan-topik-riset-dan-pengembangan-pulau-pulau-kecil-1>)

【参考】

漁業省（Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Indonesia）:

<https://www.kkp.go.id/>

観光省 (Ministry of Tourism and Creative Economy, Indonesia):

<https://www.indonesia.travel/>

港湾局 (Indonesian Port Corporation): <https://www.dephub.go.id/>

⑧中国 China

◇基本情報

首都：北京

人口：約 14 億人

言語：中国語

国連加盟年：1945 年

国連海洋法条約締結年：1996 年



◇主な海の利用：

- ・ 漁業：世界最大の漁業国であり、漁業も養殖も盛んに行われている。
- ・ 貿易・海運：貿易大国であり、上海港を中心に国際貿易が活発に行われている。
- ・ 観光資源：広東省や海南島等、海洋観光のも発展している。

◇国内委員会：China National Decade Committee

◇委員会のメンバー（人数）：1 名

◇連絡先:

Li Li, 自然資源部 第一海洋研究所 国際協力部 部長

メール: li.li@fio.org.cn

Antao Wang, 自然資源部 国際協力部 部長

メール: wangantaomnr@sina.com

◇ホームページ：<https://forum.oceandecade.org/topics/36424/home>

<https://oceandecade.org/news/china-establishes-national-decade-committee/>

◇近年の活動：

国際会議の開催（予定）：

第1回 Ocean Decade International Coastal Cities Conference の開催

2025 年 2 月 26 日から 27 日にかけて、青島市で初の Ocean Decade International Coastal Cities Conference が開催される。本会議では、沿岸都市の主要なステークホルダーが集まり、気候変動や海洋汚染など、沿岸都市が直面する課題に取り組むための具体的な科学的解策を議論し、新しいパートナーシップを築くことに重点が置かれる。また、沿岸都市のレ

ジリエンスを高め、持続可能な発展を促進するための科学と政策の連携を強化することが目的のひとつに挙げられている。



図 25. Ocean Decade International Coastal Cities Conference 会議バナー
(<https://oceandecade.org/events/first-ocean-decade-international-coastal-cities-conference-better-ocean-better-city/>)

【参考】

水産局 (Ministry of Agriculture and Rural Affairs, China): <http://www.moa.gov.cn/>

海事局 (China Maritime Safety Administration): <http://www.msa.gov.cn/>

観光局 (China National Tourism Administration): <http://www.cnta.gov.cn/>

⑨韓国 Republic of Korea

◇基本情報

首都：ソウル

人口：約 5,100 万人

言語：韓国語

国連加盟年：1991 年

国連海洋法条約締結年：1996 年

◇主な海の利用：

- ・ 漁業：豊かな漁場に恵まれており、漁業も養殖業も盛んに行われている。
- ・ 海洋観光：済州島をはじめとするビーチリゾート等の観光地が有名。
- ・ 海上輸送：海運業が発展しており、釜山港等の世界的な貿易港がある。



◇国内委員会：Republic of Korea National Decade Committee

韓国における国内委員会は韓国海洋学委員会（Korea Oceanographic Commission）のもとに 2018 年に設立され、海洋水産部（Ministry of Oceans and Fisheries, MOF）が監督している。国内委員会は、政策提言、審議課題の検討、研究プロジェクトの計画・実施、広報活動の促進、等の活動を行っている。委員会のメンバーは、研究機関、政府関係者に加え、IOC の元議長や UN Ocean Decade EPG (Expert Planning Group) の元メンバーで構成される。2019 年 10 月には、韓国の江陵（Gangneung）で SDG-14 マニュアルの発刊記念式典を開催し、2021 年には、UN Ocean Decade 実施計画要約版を発表した。

韓国海洋学委員会（KOC）には国内の大学や研究機関から 3 名の ECOP (Early Career Ocean Professional) メンバーが参加しており、今後も国際的な海洋科学コミュニティにおいて、若手研究者の参画を強化する姿勢を見せている。

◇委員会のメンバー（人数）：15 名

◇連絡先：

Kim, Jun Hyung, 韓国海洋科学技術院

メール：kim.junhyung@kiost.ac.kr

◇ホームページ：<https://forum.oceandecade.org/topics/28886/feed>

◇近年の活動：

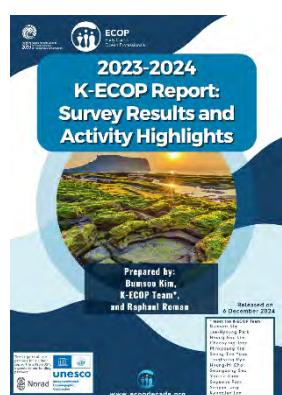
- ・SDG-14 マニュアルの発行：2019 年 10 月に江陵市で SDG-14 マニュアルの発行を記念する式典を開催した。（参考：oceandecade.org）
- ・実施計画の翻訳：2021 年に UN Ocean Decade Implementation Plan Summary を韓国語で発行し、2022 年には全文の翻訳を予定している。

◇国連海洋科学の 10 年に関するその他委員会：

- ・K-ECOP (Korean Early Career Ocean Professionals)

K-ECOP は、韓国の若手海洋研究者・専門家のコミュニティで、海洋科学の分野でキャリアを積んでいる若手の人々を支援し、情報共有の場を提供している。特に「国連海洋科学の 10 年 (Decade of Ocean Science)」に関連した活動は奨励されており、若手研究者が海洋分野における知識や経験を交換し、地域及び国際的な問題に貢献できるようサポートしている。

公式ウェブサイト：<https://www.k-ecop.org/>



- ・ KIOST (Korea Institute of Ocean Science and Technology)

KIOST は韓国の海洋科学技術の研究機関で、海洋環境、海洋資源、海洋技術等に関する研究を行い、海洋科学の進展を目指している。また、海洋政策の策定や技術の開発など、韓国の海洋関連の問題に対して専門的な知識と支援を提供している。KIOST は韓国国内だけでなく、国際的にも広範囲なネットワークを築いており、海洋研究のリーダー的な役割を担っている。

公式ウェブサイト: <http://www.kiost.ac.kr/>



【参考】

水産業協会 (Korea Fisheries Association): <http://www.kfish.or.kr/>

観光公社 (Korea Tourism Organization): <https://english.visitkorea.or.kr/>

海事局 (Ministry of Oceans and Fisheries, Korea): <http://www.molit.go.kr/>

4-4. アジア・太平洋地域における海洋科学に関する横断的組織

◆WESTPAC (UNESCO IOC Sub-Commission for the Western Pacific)

WESTPAC は、国際海洋学委員会 (IOC) のサブ委員会で、西太平洋地域の海洋科学の研究、発展、国際協力を推進している。地域の海洋環境保護、資源管理、気候変動対応といった多様な課題に取り組んでおり、特に、地域特有の問題として、海洋汚染、漁業資源の減少、自然災害に対応するための科学的情見の提供を行っている。また、海洋の持続可能な利用を目指し、地域内の国々が共同で情報を共有するためのプラットフォームを提供している。公式ウェブサイト: <https://ioc-westpac.org/>



◆APEC Ocean and Fisheries Working Group (OFWG)

APEC (アジア太平洋経済協力) の海洋・漁業ワーキンググループ (OFWG) は、アジア太平洋地域における海洋資源の持続可能な利用と漁業管理の強化を目的としたプラットフォームである。本グループは、海洋政策、漁業資源管理、貿易、環境問題を横断的に扱い、国際的な協力を促進している。また、海洋と漁業資源の保護・管理を通じて地域の環境保護と経済成長を促進し、持続可能な漁業管理の枠組みを構築することを目的としている。 公式ウェブサイト: <https://www.apec.org/>



◆The Asia-Pacific Network for Global Change Research (APN)

APN は、アジア太平洋地域における地球規模の環境変化、特に気候変動、海洋変動、自然災害の研究を推進するネットワークである。海洋研究にも焦点を当て、地域の環境問題への対応策を科学的に支援している。科学者や政策立案者が地域における環境問題に取り組むための共同研究と知識の交換を促進することを目的とし、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けたデータと研究を提供する。

公式ウェブサイト：<https://www.apn-gcr.org/>



◆The Pacific Islands Applied Geoscience Commission (SOPAC)

SOPAC は、海洋科学と地球科学の知見を活用し、太平洋地域の小島嶼国における気候変動対策、災害対策、海洋資源の持続可能な利用等を支援する組織である。

公式ウェブサイト：<http://www.sopac.org/>



◆PARTNERSHIPS FOR THE EAST ASIAN SEAS (PEMSEA)

PEMSEA は、東アジア諸国の海洋環境と沿岸地域の持続可能な開発を支援する組織で、海洋汚染、生物多様性保護、水産資源管理など、海洋に関連する様々な課題を解決するための協力を実行している。持続可能な海洋政策の促進と地域協力を強化し、海洋環境の保護に向けた取り組みを推進することを目的とし、特に沿岸地域の開発と環境保護を両立させるための方針作成を支援する。

公式ウェブサイト：<https://www.pemsea.org/>



◆Indian Ocean Rim Association (IORA)

IORA は、インド洋地域の国々による協力組織で、海洋資源の保護と持続可能な開発を促進し、貿易や海上交通の円滑化、環境保護に向けた国際的な協力を進めることを目標としている。

公式ウェブサイト：<http://iora.int/>



◆ ECOP Asia（アジアの若手海洋専門家ネットワーク）

ECOP Asia は、海洋の持続可能性と保全に情熱を持つ若手専門家たちのネットワークであり、学生、研究者、政府系科学者、NGO メンバーなど多様なメンバーが参加している。現在では 35 カ国に約 1,100 人のメンバーがあり、各国で海洋の持続可能性に向けた活動が活発に行われている。（参考：[https://www.spf.org/opri/global-data/opri/nl/580\(1-8\).pdf](https://www.spf.org/opri/global-data/opri/nl/580(1-8).pdf)）

公式ウェブサイト：<https://www.ecopdecade.org/asia/>

◆ e-ASIA 共同研究プログラム

e-ASIA 共同研究プログラム（e-ASIA JRP）は、東アジアサミット参加国の公的ファンディング機関が連携し、東南アジアを中心とした地域の科学技術分野の研究開発力の強化と地域共通課題の解決を目指す多国間共同研究・研究交流事業である。現在、シンガポール、フィリピン、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、スリランカ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシア、中国、日本の 15 か国がメンバー機関として参加している。

公式ウェブサイト：https://www.jst.go.jp/inter/program/multilateral/e_asia.html

4-5. 引用・参考資料

- Asia-Pacific Economic Cooperation (APEC). APEC Official Website.
<https://www.apec.org/>
- Asia-Pacific Network for Global Change Research (APN-GCR). APN-GCR Official Website. <https://www.apn-gcr.org/>
- ECOP Decade Asia. ECOP Decade Asia Regional Initiatives.
<https://www.ecopdecade.org/asia/>
- Frandi, N. (2019). *WTO and Geopolitical Changes. Multilateralism and Coalitions of Members among Crises, Adaptation to Change and Rebirth.*
<https://www.iai.it/sites/default/files/iai1910.pdf>
- Indian National Centre for Ocean Information Services (INCOIS). DCC-IOR Coordination Platform. <https://incois.gov.in/dcc-ior/index.jsp>
- Indian National Centre for Ocean Information Services (INCOIS). National Decade Coordination Committee (NDCC). <https://incois.gov.in/portal/ndcc.jsp>
- Indian Ocean Rim Association (IORA). IORA Official Website. <http://iora.int/>
- Institute of Marine Sciences, METU. Conference on UN Ocean Decade Contributions.
<https://ims.metu.edu.tr/slider/conference-trs-contribution-un-ocean-decade>
- Intergovernmental Oceanographic Commission. China Establishes National Decade Committee.
<https://oceandecade.org/news/china-establishes-national-decade-committee/>
- Intergovernmental Oceanographic Commission. First Ocean Decade International Coastal Cities Conference: Better Ocean, Better City.
<https://oceandecade.org/events/first-ocean-decade-international-coastal-cities-conference-better-ocean-better-city/>
- Intergovernmental Oceanographic Commission. National Ocean Decade Ecosystem.
<https://oceandecade.org/national-ocean-decade-ecosystem/>

- Intergovernmental Oceanographic Commission. 2nd UN Ocean Decade Regional Conference & 11th WESTPAC International Marine Science Conference.
<https://oceandecade.org/events/2nd-un-ocean-decade-regional-conference-11th-westpac-international-marine-science-conference/>
- Intergovernmental Oceanographic Commission, WESTPAC. WESTPAC XIV Conference. <https://ioc-westpac.org/event/westpac-xiv/#/>
- International Maritime Organization (IMO). Asia-Pacific Maritime Conference.
<https://www.imo.org/en/OurWork/Conferences/Pages/Asia-Pacific-Maritime-Conference.aspx>
- Japan Science and Technology Agency (JST). Multilateral Cooperation in East Asia.
https://www.jst.go.jp/inter/program/multilateral/e_asia.html
- Korea Early Career Ocean Professionals (K-ECOP). K-ECOP Official Website.
<https://www.k-ecop.org/>
- Korea Institute of Ocean Science and Technology (KIOST). Korean Ocean Science Initiatives. <http://www.kiost.ac.kr/>
- Ministry of Foreign Affairs of Japan. Japan's Involvement in UNCLOS.
<https://www.mofa.go.jp/>
- National Research and Innovation Agency (BRIN), Indonesia. West Pacific Ocean Policy and Small Island Research Proposal.
<https://brin.go.id/en/news/112135/bahas-kebijakan-kelautan-pasifik-barat-indonesia-usulkan-topik-riset-dan-pengembangan-pulau-pulau-kecil-1>
- Ocean Decade Forum.
<https://forum.oceandecade.org/topics/28894/home>
<https://forum.oceandecade.org/topics/28883/feed>
<https://forum.oceandecade.org/topics/32314/home>
<https://forum.oceandecade.org/topics/36424/home>

- Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia (PEMSEA).
PEMSEA Official Website. <https://www.pemsea.org/>
- South Pacific Applied Geoscience Commission (SOPAC). SOPAC Official Website.
<http://www.sopac.org/>
- United Nations. United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS) – List of Member States. UN Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea.
https://www.un.org/depts/los/reference_files/status2018.pdf

第5章：「国連海洋科学の10年」日本国内委員会の今後の活動に関する提言

島国である日本は、沿岸・海洋資源利用の長い歴史・経験と、これらの資源の持続可能な管理に関する豊富な知見を有している。日本の海洋科学に関する知見を、開発途上国を含む諸外国と共有しながら、さまざまな「国連海洋の10年」の活動の実施することで、国際社会全体での「私たちの望む海」の実現に大きく貢献できる可能性がある。

本調査報告書の結果を踏まえ、日本の「国連海洋科学の10年」国内委員会の今後の活動や協力の案を以下のようにまとめた：

【他国との連携を通じた国際貢献の創出】

- **SIDS およびアフリカの組織との国際的なイベントの共催**：SIDS やアフリカでは「国連海洋科学の10年」の実施に向けたロードマップ策定などの動きが活発化している（第2章、第3章）。「国連海洋科学の10年」の取組みでは国や地域を跨いだ研究の共同デザインや共同実施が強く推奨されていることからも、日本の海洋科学からの技術的・経済的支援は、これらの地域にタイムリーな支援をもたらす可能性がある。具体的なアクションとして、対面またはオンラインで国際的なシンポジウムや研修を開催することが挙げられる。
- **南太平洋地域 SIDS の国内委員会設立支援**：南太平洋地域には多くの SIDS が存在するが、国内委員会を設置している国はまだ存在しない（第2章、第4章）。南太平洋地域の SIDS は他の地域と比べても地理的に最も孤立しており、脆弱性が高いと考えられる。日本は最も早期に国内委員会を設立した国の一であり、この経験を活かして南太平洋地域の SIDS の国内委員会設立を技術的に支援することで、太平洋地域全体の「国連海洋科学の10年」への取組み促進に貢献できると考えられる。
- **開発途上国人材への能力開発機会の提供**：SIDS やアフリカ地域をはじめとする発展途上国の最大の課題の一つは専門的な人材の育成である（第2章、第3章）。日本の国内委員会の今後の活動として、海洋若手専門家（ECOPs）のネットワークと協働しながら、オンラインおよび対面で幅広い研修を提供することが挙げられる。研修トピックの例として：データ収集と分析、研究の Co-design 手法、里海アプローチ、島嶼生態学、プロジェクト管理、海洋プラスチック汚染等が考えられる。また、日本国内には海洋学や水産学に特化した大学の学部・学科が多く存在することから、国内委員会が日本の国公立大学と協力し、発展途上国の個人を対象とした海洋科学に関する特定のインターンシップやサマー・スクールを創設することも可能な活動の一つとして挙げられる。

【海洋若手専門家（ECOP）を中心とした人材育成の支援】

- 日本の ECOP の国際的機会への参画に対する経済的支援：北太平洋科学機関（PICES）は ECOP のより専門的な経験の提供を目指し、研修やメンターシッププログラムを実施している（第 1 章）。こうした PICES の ECOP 活動の中核的機会は PICES 年次大会であるが、海外で開催される国際会議参加に係る旅費・参加費の負担は大きい。資金的不足は日本の ECOP の多くが直面する課題でもある（参考：[ECOP Japan オンライン調査レポート 2023: 結果と分析](#)）。PICES をはじめとする国際会議や、国際共同研究のプラットフォームに日本の ECOP が参画できるよう、旅費・参加費・論文投稿料等の経済的支援が行われることが望ましい。
- 開発途上国の ECOP への能力強化ための経済的支援：開発途上国の ECOP は、関連する会議や国際的なミーティングに参加するための財政的支援に困難さを抱えていることが多い。ECOP Africa の調査では、特に能力強化機会への参加のための支援を求める声が寄せられた（参考：[ECOP Africa Survey Report 2022-2023: Analysis and Results](#)）。これに対する支援の例として、昨年、ベルギーの国内委員会では、ECOP がバルセロナの海洋会議に参加するための渡航旅費を助成している。このように SIDS やアフリカ等の開発途上国の ECOP（例：日本の大学で海洋科学に携わる ECOP 等）に対し、能力強化機会への参加のための経済的支援を提供することは、国際社会全体での海洋専門家の育成に貢献すると考えられる。

【国内における取組み】

- PICES 2025 年年次会合との連携：北太平洋科学機関（PICES）では、2025 年年次会合を横浜で開催することを予定しており、ECOP Japan ではすでに PICES AP-ECOP と連携した PICES 参加者・市民向けイベントの検討を進めている。本年次会合を国内の海洋科学に携わる人材や市民が国際的な海洋科学の議論に触れる場として最大限に活用すべく、国内委員会が実施することのできる活動の例として、ECOP Japan と AP-ECOP が実施予定のイベントの支援、国内委員会によるサイドイベントの開催、国内研究機関の視察プログラムの提供、日本の ECOP への参加費の支援、本会合に参加するため来日する他国の ECOP の旅費支援等を PICES と連携しながら実施することが望ましいと考えられる。

1.2. 「国連海洋科学の 10 年に関する全球海洋空間計画およびアジア太平洋域の取り組みに関する研究」報告

作成者 脇田和美

目次

第 1 章 本報告の射程	57
第 2 章 全球海洋空間計画の動向	58
2. 1. ガイドライン「Engaging Indigenous Peoples and Local Communities, and Embracing Indigenous and Local Knowledge in Marine Spatial Planning」の構成	58
2. 2. 先住民族の知識やローカル・ナレッジを反映させるために参照すべき国際的な枠組みやガイドライン	59
2. 3. 沿岸海洋の社会一生態系システムの計画および管理に先住民族およびローカル・コミュニティを巻き込み彼らの知識を反映させる	65
2. 4. 先住民族の知識やローカル・ナレッジを反映させるための鍵	67
第 3 章 国家管轄権外区域の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する新協定 (BBNJ) に関する世界の動き	68
3. 1. 國際ワークショップ「Regime Interaction under the BBNJ Agreement」の概要	68
3. 2. BBNJ 採択後の国連を中心とした世界の動き	69
3. 3. BBNJ による海洋保護区を含む区域型管理手法の課題	74
第 4 章 太平洋の島しょ国ニウエの海洋空間計画と海洋保全の取り組み	77
4. 1. ニウエの概要	77
4. 2. ニウエ海洋空間管理計画	82
4. 3. ニウエ・オーシャンワイド・トラスト・ファンド	86
4. 4. ニウエの海洋管理の成果に関する指標	89
4. 5. ニウエの海洋管理の特徴	91
第 5 章 「国連海洋科学の 10 年」に資する日本の海洋政策および国際連携への示唆	94

第1章 本報告の射程

2021年1月、国連の海洋科学に関する専門組織であるユネスコ政府間海洋学委員会（以降、UNESCO-IOCと略す）の主導により、「国連海洋科学の10年」が始まった。本報告の目的は、海洋政策の観点から、国連海洋科学の10年を推進するために日本が取り組むべき方向性や課題を提言することである。様々な海洋政策のうち、本報告書では、「海洋を空間として捉える海域管理」に着目する。ここでいう海域管理の対象範囲は、国家管轄権内外の双方とする。

第2章では、世界各国の海洋空間計画の策定を支援する目的で UNESCO-IOC および欧州委員会・海事漁業総局（以降、DG MAREと略す）が協働で取り組んできている「全球海洋空間計画」（MSPglobal）について、最新の動向を整理する。同章では、UNESCO-IOC および UNESCO-LINKS（Local and Indigenous Knowledge Systems programme）が 2024 年に共同で出版したガイドライン「Engaging Indigenous Peoples and Local Communities, and Embracing Indigenous and Local Knowledge in Marine Spatial Planning」¹（海洋空間計画に先住民族やローカル・コミュニティおよび彼らの知識を組み込むためのガイドライン）の内容を紹介する。

第3章では、国家管轄権外区域の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する新協定（以降、BBNJと略す）について、その概要と今後の課題を整理する。同章では、2024年5月にオーストラリア国立海洋資源安全保障センター（Australian National Centre for Ocean Resources & Security（以降、ANCORSと略す））が主催した国際ワークショップ「Regime Interaction under the BBNJ Agreement」への参加により得られた、BBNJに関する世界各国の専門家の意見や議論を報告する。また、BBNJ批准の進捗や発効への準備など、国連を中心とした動向を整理し、BBNJが導入する区域型管理手法の課題を整理する。

第4章では、太平洋域における海域管理について、先進的に海洋空間計画に取り組む太平洋の島しょ国ニウエを取り上げ、同国のEEZをカバーするニウエ海洋空間管理計画（Niue Marine Spatial Management Plan）の概要を整理する。あわせて、同国が public-private partnership により、世界に先駆けて取り組む海洋保全のための基金「Niue Ocean Wide Trust Fund」についても概要を紹介する。

第5章では、第2章～第4章をふまえ、日本が今後、国連海洋科学の10年を推進していくにあたり、国内外で取り組んでいくべき課題を検討し、日本の海洋政策および海洋に関する国際連携の方向性をまとめるとともに、

¹ UNESCO-IOC and UNESCO-LINKS. 2024. Engaging Indigenous Peoples and Local Communities, and Embracing Indigenous and Local Knowledge in Marine Spatial Planning: Volume 1 – Basic Concepts. Paris, UNESCO. (IOC Technical Series No. 189, Volume 1). A Volume 2 on Good Practices completes this title.

第2章 全球海洋空間計画の動向

UNESCO-IOC が主導する全球海洋空間計画（MSPglobal）では、これまでに海洋空間計画に関する複数のガイドラインを発出してきている。本章では、2.1. で 2024 に出版された最新のガイドラインの一つである「Engaging Indigenous Peoples and Local Communities, and Embracing Indigenous and Local Knowledge in Marine Spatial Planning」の構成を紹介し、2. 2 でその内容を詳しく紹介する。なお、ガイドラインの内容の和訳は著者による仮訳である。

2. 1. ガイドライン「Engaging Indigenous Peoples and Local Communities, and Embracing Indigenous and Local Knowledge in Marine Spatial Planning」の構成

ガイドライン「Engaging Indigenous Peoples and Local Communities, and Embracing Indigenous and Local Knowledge in Marine Spatial Planning」（海洋空間計画に先住民族やローカル・コミュニティおよび彼らの知識を組み込むためのガイドライン）は、2巻構成となっている（図 2-1）。第 1巻が基本概念（Basic Concepts）の整理、第 2巻が優良事例（Good Practices）の紹介である。本報告では第 1巻の内容を詳しく紹介する。

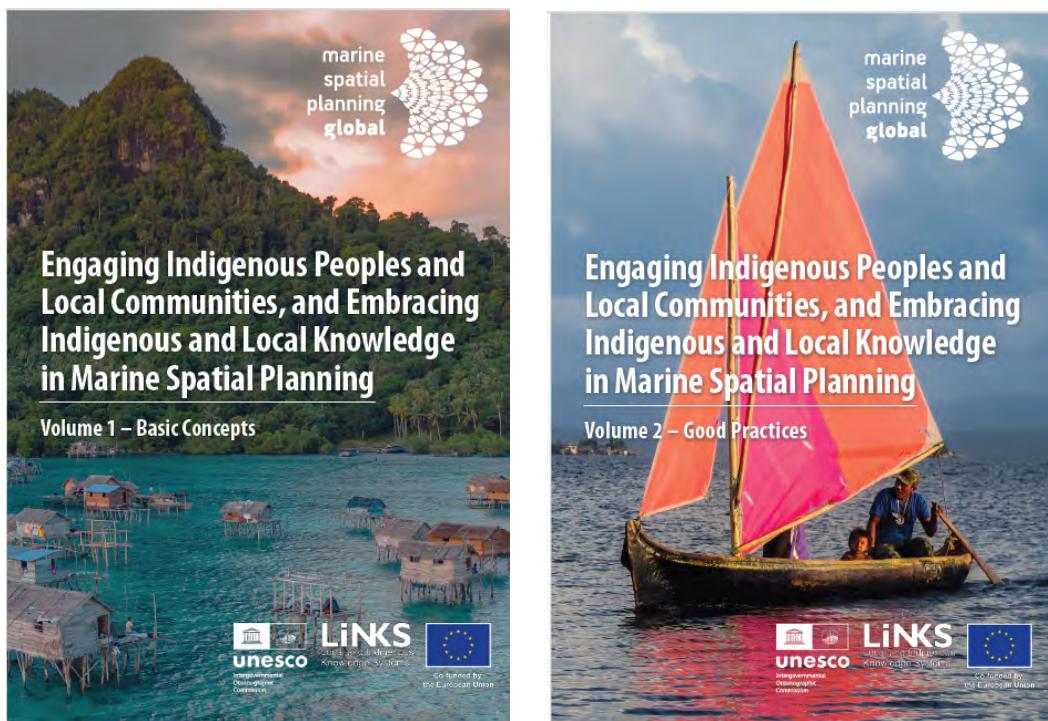


図 2-1-1 ガイドライン「Engaging Indigenous Peoples and Local Communities, and Embracing Indigenous and Local Knowledge in Marine Spatial Planning」の表紙
(左 : Volume 1-Basic Concepts ; 右 : Volume 2- Good Practices)

2. 2. 先住民族の知識やローカル・ナレッジを反映させるために参照すべき国際的な枠組みやガイドライン

ガイドラインの第1巻ではまず、海洋空間計画づくりに先住民族およびローカル・コミュニティを巻き込み、先住民族の知識やローカル・ナレッジを反映させるために参考すべき国際的な枠組みやガイドラインとして、以下の7つを取り上げ、説明している。

【参考すべき国際的な枠組みおよびガイドライン】

- ① ILO Indigenous and Tribal Peoples Convention (1989)
国際労働機関 原住民及び種族民条約
- ② United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples (2007)
国連 先住民族の権利に関する宣言
- ③ FAO Guidelines
国連食糧農業機構 ガイドライン各種
 - i. FAO Voluntary Guidelines on the Responsible Governance of Tenure of Land, Fisheries, and Forests in the Context of National Food Security (2012-2022)
国連食糧農業機構ガイドライン「国家食料安全保障の観点から土地・漁業・森林の責任あるガバナンス」
 - ii. FAO Voluntary Guidelines for Securing Sustainable Small-Scale Fisheries in the Context of Food Security and Poverty Eradication (2015)
国連食糧農業機構ガイドライン「食料安全保障および貧困撲滅の観点から持続可能な小規模漁業の確保」
 - iii. FAO Free, Prior and Informed Consent Manual for Project Practitioners (2016)
国連食糧農業機構マニュアル「プロジェクト実践者のための自由かつ事前のインフォームド・コンセント」
- ④ The Paris Agreement of the United Nations Framework Convention on Climate Change (2015)
国連気候変動枠組条約パリ協定
- ⑤ CBD related Protocols and Frameworks concerning ILK and Biodiversity
生物多様性条約の先住民族およびローカル・ナレッジおよび生物多様性に関する各種プロトコルおよび枠組み
- ⑥ Contribution of Indigenous and Local Knowledge (ILK) to biodiversity and ecosystem assessments
生物多様性および生態系評価に対する先住民族およびローカル・ナレッジの貢献
- ⑦ The Agreement on the Conservation and Sustainable Use of Marine Biological Diversity of Areas Beyond National Jurisdiction under the UN Convention on the

Law of the Sea (2023)

国連海洋法条約の下での国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全および持続可能な利用に関する協定

上記①～⑦の各項目について、海洋空間計画との関連が以下のように整理されている。

① 國際労働機関 原住民及び種族民条約（1989）

同条約は、意思決定プロセスにおける原住民及び種族民の参加を奨励（encourage）している。同条約第7条では、原住民及び種族民が、開発プロセスにおいて優先順位を決定する権利を有することが明記されている。同条約第13条において、政府は、原住民及び種族民にとって土地やテリトリーが文化的価値・精神的価値を持つ特に重要なものであることに敬意を払うことが規定されている。また、同条約第15条では、コミュニティが持つ天然資源に関する権利が安全に守られなければならないこと、また、それらの資源の利用、管理、保全においてコミュニティの参加が確保されなければならないことが規定されている。同条約23条では、漁業、罠による捕獲、資源の収集といった原住民及び種族の自給自足の経済活動や伝統的な活動は、彼らの文化を維持し、彼らの経済的自立性および経済発展のために重要な要素であることが認識されなくてはならないことが規定されている。

② 国連 先住民族の権利に関する宣言（2007）

同宣言では、先住民族の伝統的な土地、テリトリー、資源に対する権利が規定されている。同宣言では、先住民族に影響を与えるような意思決定に対して参加する権利を規定しているだけでなく、参加にあたり彼ら独自の手続きにより代表者を選出すること、また、彼ら独自の意思決定の仕組みを維持、開発する権利も規定している。同宣言は、自由かつ事前のインフォームド・コンセンスト（Free, Prior, and Informed Consent (FPIC)）の重要性を強調している。同宣言は、先住民族が伝統的に所有あるいは使用してきた土地、テリトリー、水域、沿岸海域、その他の資源に対して持つ特別な精神的つながりを維持・強化する権利を有することを明記している。

③ 国連食糧農業機構 ガイドライン各種

i. ガイドライン「国家食料安全保障の観点から土地・漁業・森林の責任あるガバナンス」(2012-2022)

同ガイドラインは世界中の人々の利益のために作られたが、特に脆弱で社会的に無視されてきた人々に焦点を当てて作られた。特に漁業については、海域

及び内水面での漁業に食料を依存している個人の生計を確保するため、責任ある海域保有（海域を借りて漁業を営むため）の調整が不可欠である点を強調している。

ii. ガイドライン「食料安全保障および貧困撲滅の観点から持続可能な小規模漁業の確保」(2015)

同ガイドラインは、世界で初めてボトムアップの協議プロセスを経て国際的に合意された、小規模漁業に関するガイドラインである。同ガイドラインでは、以下のような原則を掲げている。

- 責任ある海域保有（海域を借りて漁業を営むため）のガバナンス
- 持続可能な資源管理
- 社会開発、雇用と適切な労働
- バリュー・チェーン、漁獲後、流通
- ジェンダーの公平性と平等
- 災害リスクと気候変動

iii. マニュアル「プロジェクト実践者のための自由かつ事前のインフォームド・コンセント」(2016)

同マニュアルは、国連食糧農業機構が先住民族の権利を擁護するために、自由かつ事前のインフォームド・コンセント (FPIC) を戦略化したものである。同マニュアルは、2010 年に策定された国連食糧農業機構の先住民族および種族民に関する政策に沿ったものであり、先住民族の権利を効果的かつ経緯ある形で守るために先住民族との協議を反映して作成された。同マニュアルではプロジェクト実践者がとるべき 6 つのステップ 4 つのプロジェクトサイクルを説明している（図 2-1-2）。

同マニュアルでは、効果的な自由かつ事前のインフォームド・コンセントを実施するためには、プロジェクトの内容を現地の言語で説明しコミュニケーションをとること、プロジェクトに若者、女性、高齢者、障害を持つ人など、多様な人々を巻き込むこと、議論のために十分な時間を割くこと、先住民族コミュニティに対し、プロジェクトの提案内容に関する同意あるいは拒否の機会を提供すること、が重要であると指摘している。

④ 国連気候変動枠組条約パリ協定（2015）

同協定では、すべての締約国が気候変動に対応する際、人権に関する責務を尊重し、その対応を促進するよううたっており、その中に先住民族およびローカル・コミュニティの権利も含んでいる。特に、気候変動対策の立案にあたっては、参加と透明性を確保することが規定されており、先住民族およびローカ

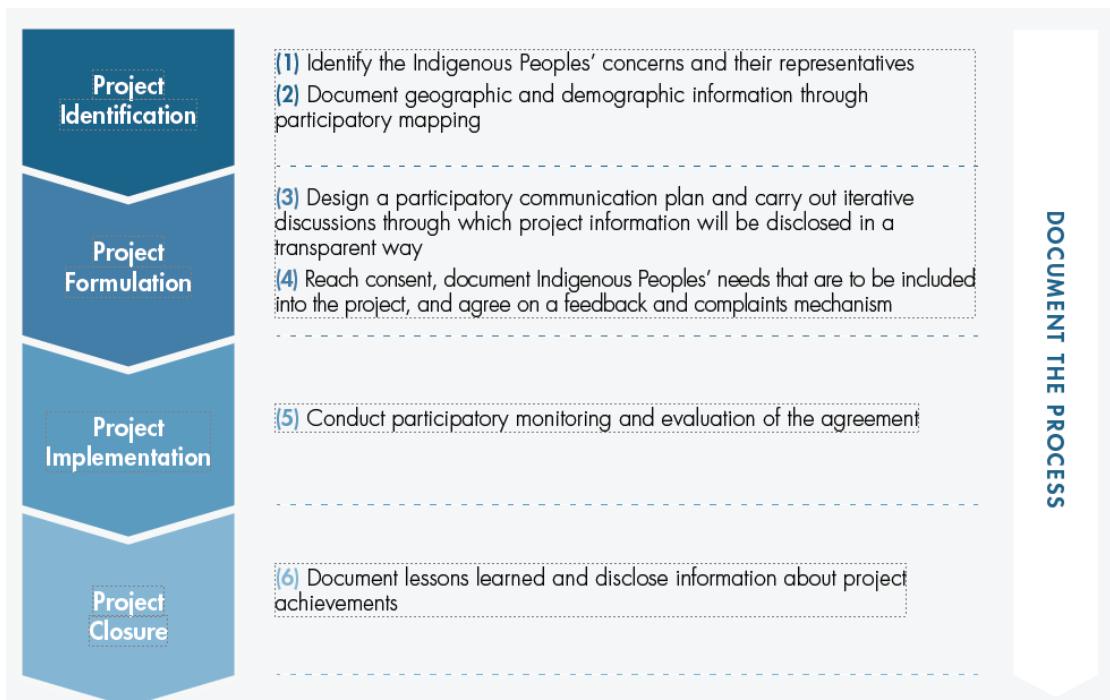


図 2-1-2 自由かつ事前のインフォームド・コンセントを実施するためにプロジェクト実践者がとるべき 6 つのステップ（出典：FAO, 2016）

ル・コミュニティが有する知識体系を含む最善の科学に依拠することが明記されている。国連気候変動枠組条約では、気候変動に対応するためのローカル・コミュニティと先住民族の知識、技術、実践、努力を強化することを目的として設立された「ローカル・コミュニティおよび先住民族のプラットフォーム（LCIPP）」が維持されている²。同プラットフォームは、次の 3 つの機能を果たしている。

- ・ 気候変動に対応するための経験や良い事例の情報交換を促進して知識を高める。
- ・ 気候変動への積極的な関与のために必要な能力開発を行う。
- ・ 先住民族およびローカル・コミュニティの権利を尊重し利害を確保するような政策を実現するために多様な知識体系や実践を政策に反映する。

⑤ 生物多様性条約の先住民族およびローカル・ナレッジおよび生物多様性に関する各種プロトコルおよび枠組み

i. 名古屋議定書

名古屋議定書では、遺伝資源の利用から生じる公正かつ平衡な利益の分配に

² Local Communities and Indigenous Peoples Platform ウェブサイト：
<https://lcipp.unfccc.int/>

において、特に生物多様性の知識を有する先住民族およびローカル・コミュニティの権利を保護する点を強調している。第7条では、遺伝資源に関して先住民族およびローカル・コミュニティが有する知識を得る場合には、十分に事前にインフォームド・コンセントを得るか、先住民族およびローカル・コミュニティの参画を得て彼らの知識を利用するよう、各締約国が適切な手段をとることを奨励している。

ii. 昆明・モントリオール議定書

同議定書は、生物多様性と文化的多様性をつなぐジョイント・プログラムの枠組みを設立した。これは、ユネスコ（UNESCO）、国際自然保護連合（IUCN）、生物多様性条約（CBD）事務局、およびInternational Indigenous Forum on Biodiversity（生物多様性に関する国際先住民族フォーラム）³などの主な先住民族のネットワークによる共同の取り組みである。同議定書のうち特に海洋空間計画に関連したものとして、目標1が挙げられる。目標1の原文および環境省による暫定訳を以下に示す。

“Ensure that all areas are under participatory, integrated and biodiversity inclusive spatial planning and/or effective management processes addressing land- and sea-use change, to bring the loss of areas of high biodiversity importance, including ecosystems of high ecological integrity, close to zero by 2030, while respecting the rights of indigenous peoples and local communities”.

「2030年までに生態学的健全性の高い生態系を含む、生物多様性上の重要性の高い地域の損失をゼロに近づけるために、先住民族及び地域社会の権利を尊重しつつ、すべての地域が土地と海の利用の変化に対処する参加的かつ統合的な生物多様性に配慮した空間計画及び／又は効果的な管理プロセスの下にあることを確保する。」（環境省による暫定訳⁴）

⑥ 生物多様性および生態系評価における先住民族およびローカル・ナレッジの貢献

これまでの環境保全の取り組みの多くは、公平性や社会的正義を無視して進められてきた。特に、先住民族およびローカル・コミュニティが環境保全の取

³ International Indigenous Forum on Biodiversity (IIFB) ウェブサイト：<https://iifb-indigenous.org/>

⁴ 環境省による昆明・モントリオール議定書の暫定訳：<chrome-extension://efaidnbmnnibpcajpcgclefindmkaj/https://www.env.go.jp/content/000097720.pdf>

り組みにより受けける影響については無視されることも多かった。しかし、近年では人と自然との関係性の多様性や、テリトリーや資源を共同管理することの重要性を認識し、またそれに対する敬意を払うようになってきた。

先住民族あるいはコミュニティによる保全区域やテリトリーは、このような新たな動きを代表する例の一つである。このような保全区域は、生物多様性の観点から重要な価値を持つ区域であり、先住民族およびローカル・コミュニティによって自発的に保全されてきたものである。先住民族およびローカル・コミュニティは自然および「自然の人間への貢献 (Nature's Contributions to People (NCP))」の保護に多大な貢献をしている⁵。その例として、生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES) では 2017 年に Approach to recognizing and working with Indigenous and local knowledge in the Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services を承認し、先住民族の知識およびローカル・ナレッジを尊重したアプローチの重要性を強調していること、ユネスコおよび国連環境計画・世界自然保護モタリングセンターが 2023 年に「国家生態系評価における先住民族の知識およびローカル・ナレッジとの協働実践的ガイド」を発出していることを取り上げている。

⑦ 国連海洋法条約の下での国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全および持続可能な利用に関する協定（2023）

同協定は、②「国連先住民族の権利に関する宣言（2007）」の認識のもと、先住民族およびローカル・コミュニティの現存する権利を弱めたり失わせたりするようなことがあってはならない、と明記している。海洋空間計画との関連では、海洋保護区を含む区域型管理手法が挙げられる。同協定の第 19 条では、海洋保護区を含む区域型管理手法を設定する際には、先住民族およびローカル・コミュニティとの協議と彼らが有する知識に配慮する必要性を指摘している。また、第 21 条では、海洋保護区を含む区域型管理手法に関する協議や評価について、すべての利害関係者にとって、なかでも先住民族およびローカル・コミュニティにとって包摂的であり、透明かつオープンであるべきことを規定している。

⁵ IPBES and IPCC. 2021. IPBES-IPCC Co-Sponsored Workshop Biodiversity and Climate Change – Scientific Outcomes. 232 p.

Available at: <https://www.ipbes.net/events/ipbes-ipcc-co-sponsored-workshop-biodiversity-and-climate-change>

2. 3. 沿岸海洋の社会一生態系システムの計画および管理に先住民族およびローカル・コミュニティを巻き込み彼らの知識を反映させる

ガイドラインでは、海洋空間計画が沿岸海洋の社会一生態系システムのレジリエンスと持続可能性を高める機会を提供するものである、と位置づけている。その上で、先住民族およびローカル・コミュニティの参画が重要であり、その実現のためには以下の諸点に留意する必要があると整理している。

(1) 社会一生態系システムにおける先住民族の知識およびローカル・ナレッジの役割

先住民族の知識およびローカル・ナレッジは、過去の自然災害や人為的に引き起こされた災害などによる沿岸海洋環境への影響に関する知識を蓄積しており、そのため、開発行為などが沿岸海洋環境に与えるインパクトを評価する際に役立つ。先住民族の知識およびローカル・ナレッジは、気候変動への適応策にも貢献でき、それは気候変動に対応するための海洋空間計画（いわゆる climate-smart MSP）にも役立つものである。

(2) 先住民族の知識およびローカル・ナレッジを海洋空間計画に取り込む

近年、先住民族の知識およびローカル・ナレッジに基づく科学に対する認識が高まってきている。特に、生物の種や生態などに関する民族生態学や、さらに沿岸海洋環境に対する伝統的なコミュニティの適応策などを含む民族海洋学の重要性が認識されてきている。民族学的調査や社会科学的調査などの多様な調査手法が沿岸海洋環境資源などの情報を収集するために用いられている。特に、空間情報を収集するために、参加型のマッピングが行われることが多い。

「民族マッピング（ethno-mapping）」は、特に先住民族の知識およびローカル・ナレッジに基づく情報を集める目的で行われるものである。このマッピングには、例えば、漁獲スポット、生物生息域、産卵場、海底のタイプ、潮汐や風などの情報が含まれる。なお、これらの情報を収集する際には、それらが公開されることを十分に事前に先住民族およびローカル・コミュニティの人々に伝え、了承を得ておく必要がある。

(3) 先住民族およびローカル・コミュニティを海洋空間計画に巻き込むための初期の検討

海洋空間計画にはその最初のステップから多様な利害関係者を巻き込むべきであり、先住民族およびローカル・コミュニティももちろんその関係者の中に含まれる。しかし、現時点では先住民族およびローカル・コミュニティが海洋空間計画づくりを主導したり、共同で主導したりした例は少ない。先住民族およびローカル・コミュニティが主導したものには、カナダとニュージーランドの

事例がある。また、現存する海洋空間計画の取り組みに、先住民族およびローカル・コミュニティの自治をよりよく反映させようとする動きも出てきている。例えば、オーストラリアのグレート・バリア・リーフでは、グレート・バリア・リーフ海洋公園局がアボリジニの伝統的オーナーと協働し、海洋公園管理と伝統的知識を統合する取り組みが進められている。それ以外にも、セネガル、地理、米国の事例を紹介している。

（4）海洋に関する環境正義の実現に向けた包摂的な海洋空間計画

これまでの、また、現在の環境問題への対応は、国際的には国連をはじめとした国家レベルでの対応であり、ローカル・レベルでの問題への対処が不十分だといえる。特に、先住民族およびローカル・コミュニティをはじめとした多様な主体のよりよい参画の必要性が認識されている。海洋空間計画においても、公正かつ衡平なアプローチによりその取り組みが進められる必要がある。環境正義の実現に向けた包摂的な海洋空間計画を実現するための主なポイントとして、以下が挙げられている。

- 人間の権利に基づいたアプローチ

人間の権利に基づいたアプローチが、海洋空間計画における平等や参加にとっても重要である。例えば、小規模漁業において、海域の利用権の割り当てなどは不平等の是正に有用な可能性がある。

- 環境正義の実現（特に海洋に関しては blue justice とも呼ばれる）

環境保全の利益（benefits）や負担（burdens）を分配し、海洋に関する公正かつ意味のあるすべての人々の参加が必要である。海洋空間計画において持続可能性および環境正義を実現するためには、以前から存在するガバナンスや歴史、権利を認識すること（recognition）、意思決定における代表性を確保すること（representation）、利益やリスクなどを公正に分配すること（distribution）の3要素が重要といわれている⁶。

- 社会的包摂性

社会的包摂性は海洋空間計画の中に組み込まれなくてはならない。変化し続ける経済活動やそれに関する社会的関心に対応し、社会一生態系のレジリエンスを高めるためには、社会的包摂性が重要である。

⁶ Saunders, F., Gilek, M., Ikauniece, A., Tafon, R. V., Gee, K., Zaucha, J. 2020. Theorizing Social Sustainability and Justice in Marine Spatial Planning: Democracy, Diversity, and Equity. *Sustainability*: Vol. 12, No. 6, 2560. <https://doi.org/10.3390/su12062560>

2. 4. 先住民族の知識やローカル・ナレッジを反映させるための鍵

先住民族の知識やローカル・ナレッジを海洋空間計画に反映するための重要なメッセージとして、以下がまとめられている。

- 自由かつ事前のインフォームド・コンセント、ジェンダーの平等と公平 (equity and equality)、環境正義 (environmental justice)、世代間のインクルージョンとアクセシビリティなどの現存する国際枠組み、ガイドライン、原則を考慮し、人権に基づくアプローチを適用すること
- 国レベルおよび地域レベルの海洋空間計画のプロセスの当初から、先住民族およびローカル・コミュニティを巻き込むよう推進し、海洋空間計画のすべての段階において彼らを巻き込むこと
- 先住民族およびローカル・コミュニティが権利を有する人々であることを認め、海洋空間計画の主流となっている利害関係者とは差別化し、彼らの土地や海域のテリトリーに関する権利を認めること
- 海洋空間計画の意思決定プロセスにおいて、先住民族およびローカル・コミュニティの活発で自由な、効果的で意味のある、事前に通知された参加を確実にすること
- ローカル・レベルの海洋空間計画のプロセスを進めるにあたり、政府と先住民族およびローカル・コミュニティとの間の共同管理の実践を進め、先住民族およびローカル・コミュニティの祖先のテリトリーで海洋空間計画のプロセスを進める際には、先住民族およびローカル・コミュニティの権利を有する人々が海洋空間計画のイニシアティブを主導するよう働きかけること
- 歴史的な科学データが欠けている海域において、知識のギャップを埋めるために先住民族およびローカル・コミュニティの知識を活用する際は、倫理的にアプローチすること
- データ管理において、FAIR and CARE 原則⁷を適用すること
- 平等と環境正義の原則に沿った、社会一生態系システムのレジリエンスと持続可能性の実現に資する海洋空間計画書を作成すること

⁷ FAIR とは Findable (見つけられる), Accessible (アクセスできる), Interoperable (相互運用できる), and Reusable (再利用できる) data principles の略、CARE とは Collective benefit (共同の利益), Authority to control (コントロールするための権限), Responsibility (責任), and Ethics (倫理) principles for Indigenous data governance の略である。

第3章 国家管轄権外区域の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する新協定（BBNJ）に関する世界の動き

2023年6月19日、国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する新協定（以降、BBNJと略す）が正式に採択された。BBNJは4つの要素をパッケージとして合意したものである。それらは、「利益の公正かつ衡平な配分を含む海洋遺伝資源」、「海洋保護区を含む区域型管理手法」、「環境影響評価」、「能力構築および海洋技術移転」である。

本章では、BBNJに関する世界の動きについて、その一部を整理する。3.1では、BBNJの採択を受け、ANCORSが主催したBBNJに関する国際ワークショップに著者が参加する機会を得たため、その概要を紹介する。3.2では、BBNJ採択後の批准の進捗やBBNJの発効に向けた準備状況などについて、国連を中心とした動向の一部を整理する。3.3では、BBNJの4つの要素のうち、本報告書で着目する「海洋を空間として捉える海域管理」と密接に関わる「海洋保護区を含む区域型管理手法」を詳しく取り上げる。

3.1. 国際ワークショップ「Regime Interaction under the BBNJ Agreement」の概要

国際ワークショップ「Regime Interaction under the BBNJ Agreement（BBNJ合意下におけるレジーム・インタラクション）」は、2024年5月7日～10日の4日間にわたり、ANCORSが所在するオーストラリア・ウロンゴン大学イノベーシ



図3-1-1 国際ワークショップ「Regime Interaction under the BBNJ Agreement」の様子（写真撮影：脇田）

ヨンキャンパスで開催された。同ワークショップはANCORSが主催し、国立シンガポール大学国際法センター、ノルウェー北極大学・ノルウェー海洋法センター、韓国海洋科学研究所（KIOST）、エディンバラ大学、オーシャン・ボイス、日本財団の支援を受けて実施された。同ワークショップには、ANCORSおよび世界各国からBBNJに関する専門家約50名が参加した（図3-1-1）。日本からは、BBNJ協定の交渉過程に一貫して参画してきた国際法学者である東北大大学の西本健太郎教授が参加し、BBNJの意義や日本の国内レジームとの関係などについて発表した。

4日間にわたる同ワークショップでは、1つの基調講演、18の発表、3つのパネルが行われ、最終日にはワークショップのまとめとしてパネル討論および参加者による自由討論が行われた。まとめのパネル討論および自由討論は、DOALOS（国連海洋関連および海洋法局）の前局長Gabriele Goetsche-Wanli氏がモデレーターを務めた。討論の中では、BBNJと他のレジームとの相乗効果を模索すべきこと、BBNJが他の現存レジームとの相互作用を義務化したことの新規性・意義は評価できること、区域に基づく管理手段や環境影響評価において重要な役割を果たす科学技術機関（Scientific and Technical Body）の人選がどのようになるかは今後の準備委員会での議論によるものであり注視する必要があること、などが指摘された。最後にANCORSのStuart Kaye所長が登壇者と参加者へ謝辞を述べ、閉会した。

3. 2. BBNJ採択後の国連を中心とした世界の動き

BBNJは、2023年6月19日に採択された3か月後の2023年9月20日から2025年9月20日までの間、署名開放されている。2025年3月現在までの間に112カ国が署名を完了しており、そのうちの21カ国がBBNJを批准している⁸。署名・批准した国々と署名・批准の各年月日は表3.2.1の通りである。署名した国・地域のうち、その7割以上に相当する80カ国・地域が、署名開放の始まった2023年9月20日から同9月末までに署名を完了している（表中の太字で表示した国・地域）。BBNJは、同第68条に基づき、60カ国が締結して120日後に発効することから、2025年3月時点では発効に必要な国の3分の1を超えた状況である⁹。

表3.2.1 BBNJに署名・批准した国とその年月日（2025年3月現在）

⁸ 国連ウェブサイト条約コレクションページ：

https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XXI-10&chapter=21&clang=_en

⁹ 国連ウェブサイトText of the BBNJ Agreementページ英語版テキスト：

<https://www.un.org/bbnjagreement/sites/default/files/2024-08/Text%20of%20the%20Agreement%20in%20English.pdf>

国あるいは地域	署名年月日	批准年月日
アルバニア	20 Feb 2025	
アンゴラ	22 Jan 2025	
アンティグア・バーブーダ	20 Sep 2023	12 Mar 2025
アルゼンチン	18 Jun 2024	
オーストラリア	20 Sep 2023	
オーストリア	20 Sep 2023	
バハマ	12 Apr 2024	
バングラデシュ	20 Sep 2023	26 Sep 2024
バルバドス	26 Sep 2024	26 Sep 2024
ベルギー	20 Sep 2023	
ベリーズ	22 Sep 2023	8 Apr 2024
ボリビア	20 Sep 2023	
ボツワナ	24 Sep 2024	
ブラジル	21 Sep 2023	
ブルガリア	20 Sep 2023	
ブルキナファソ	25 Sep 2024	
カーボベルデ	20 Sep 2023	
カナダ	4 Mar 2024	
チリ	20 Sep 2023	20 Feb 2024
中国	20 Sep 2023	
コロンビア	20 Sep 2023	
コンゴ	20 Sep 2023	
クック諸島	22 Sep 2023	
コスタリカ	20 Sep 2023	
コートジボワール	24 Sep 2024	

クロアチア	20 Sep 2023	
キューバ	20 Sep 2023	28 Jun 2024
キプロス	20 Sep 2023	
チェコ共和国	29 Sep 2023	
デンマーク	20 Sep 2023	
ドミニカ	21 Sep 2023	
ドミニカ共和国	20 Sep 2023	
エクアドル	21 Sep 2023	
エジプト	14 Oct 2024	
エストニア	20 Sep 2023	
EU（欧州連合）	20 Sep 2023	
フィジー	20 Sep 2023	
フィンランド	20 Sep 2023	
フランス	20 Sep 2023	5 Feb 2025
ガボン	20 Sep 2023	
ガンビア	27 Sep 2024	
ドイツ	20 Sep 2023	
ガーナ	20 Sep 2023	
ギリシャ	21 Sep 2023	
グレナダ	19 Dec 2024	
ホンジュラス	20 Sep 2023	
ハンガリー	21 Sep 2023	
アイスランド	20 Sep 2023	
インド	25 Sep 2024	
インドネシア	20 Sep 2023	
アイルランド	20 Sep 2023	

イタリア	22 Sep 2023	
ジャマイカ	24 Sep 2024	
ケニヤ	24 Sep 2024	
キリバス	12 Mar 2025	
ラオス	20 Sep 2023	
ラトビア	20 Sep 2023	
リベリア	24 Sep 2024	
リトニア	20 Sep 2023	
ルクセンブルグ	20 Sep 2023	
マダガスカル	25 Sep 2024	
マラウイ	20 Sep 2023	27 Feb 2025
モルディブ	3 Sep 2024	24 Sep 2024
マルタ	20 Sep 2023	
マーシャル諸島	20 Sep 2023	12 Mar 2025
モーリタニア	22 Sep 2023	
モーリシャス	20 Sep 2023	30 May 2024
メキシコ	20 Sep 2023	
インドネシア	20 Sep 2023	3 Jun 2024
モナコ	20 Sep 2023	9 May 2024
モロッコ	21 Sep 2023	
ナウル	22 Sep 2023	
ネパール	20 Sep 2023	
オランダ	20 Sep 2023	
ニュージーランド	20 Sep 2023	
ナイジェリア	3 May 2024	
ノルウェー	20 Sep 2023	

パラオ	20 Sep 2023	22 Jan 2024
パナマ	20 Sep 2023	23 Oct 2024
フィリピン	20 Sep 2023	
ポーランド	21 Sep 2023	
ポルトガル	20 Sep 2023	
韓国	31 Oct 2023	19 Mar 2025
ルーマニア	20 Sep 2023	
サモア	20 Sep 2023	
サントメ・プリンシペ	24 Sep 2024	
セイシェル	20 Sep 2023	13 Apr 2024
シエラレオネ	20 Sep 2023	
シンガポール	20 Sep 2023	24 Sep 2024
スロバキア	20 Sep 2023	
スロベニア	20 Sep 2023	
ソロモン諸島	20 Sep 2023	
スペイン	20 Sep 2023	4 Feb 2025
スリランカ	20 Feb 2025	
セントルシア	20 Sep 2023	26 Nov 2024
セントビンセント及びグレナディーン諸島	20 Sep 2023	
パレスチナ	20 Sep 2023	
スウェーデン	20 Sep 2023	
スイス	5 Feb 2025	
東チモール	20 Sep 2023	26 Sep 2024
トーゴ	22 Sep 2023	
トンガ	26 Jan 2024	
トルコ	27 Sep 2024	

ツバル	20 Sep 2023	
英国及びアイルランド	20 Sep 2023	
タンザニア	20 Sep 2023	
米国	20 Sep 2023	
ウルグアイ	29 Jan 2024	
バヌアツ	30 Nov 2023	
ベトナム	20 Sep 2023	
ザンビア	13 Feb 2024	
ジンバブエ	5 Mar 2025	

注：批准年月日の空欄は未批准。太字は2023年9月以内に署名した国・地域で著者による追記。

(出典：国連ウェブサイト条約コレクションページをもとに転記)

2024年4月24日、国連総会はBBNJの発効に向け、準備委員会を設立することを決定した¹⁰。この準備委員会は、国連の加盟国すべてに対して開かれているだけでなく、国連の専門機関や国連海洋法条約UNCLOSの締約国に対しても開かれたものとなっている。2025年9月20日あるいはBBNJ協定の発効年月日のうち、いずれか早い時点以降は、署名・批准した国および地域経済統合機構のみがBBNJに関する意思決定に関与できることとなる。第1回準備委員会は2025年4月14日～25日に、第2回準備委員会は2025年8月18日～29日に開催される予定である。

3. 3. BBNJによる海洋保護区を含む区域型管理手法の課題

BBNJにおける区域型管理手法(area-based management tool: ABMT)に関する要素は、本来、国家管轄権が及ばない公海および深海底に、海洋保護区等を設置するための手続を定めたものであり、EUが強く導入を支持したものと言われている¹¹。ここでいう区域型管理手法とは、BBNJ第1条第1項において、「地理的に限定された地域を対象とし、本協定に従って特定の保全および持続可能な利用の目的を達成するために、一または二以上のセクターまたは活動を管理

¹⁰ 国連ウェブサイト：<https://www.un.org/bbnjagreement/en/meetings/preparatory-commission/background>

¹¹ 本田悠介（2024）「BBNJ協定採択の意義と課題」国際法学会エキスパート・コメントNo.2024-3（<https://jsil.jp/wp-content/uploads/2024/03/expert2024-3.pdf>）

する、海洋保護区を含む手法」と定義されている。区域型管理手法には、海洋保護区だけでなく、生物多様性条約の下で発展してきた「他の効果的な区域型保全措置」(other effective area-based conservation measures: OECM) も含まれると考えられている¹²。

国家管轄権外区域には、これまでにも様々な海洋保護区が設定されている。加々美（2021）はそれらを、UNCLOS のもとで権限のある国際機関が設定する事項別海洋保護区と、一部の地域的機関が試みる事項横断海洋保護区の 2 つに分類している¹³。そもそも、区域型管理手法の代表ともいえる海洋保護区は、分野別、事項別の縦割り的な海洋管理を越えて、統合的な海洋管理を目指す文脈で登場したと指摘されている¹⁴。しかし現実には、事項横断海洋保護区は南極海における南極海洋生物保存委員会（CCAMLR）の取り組みなどごくわずかに限られている。BBNJ による区域型管理手法の導入は、既存の海洋保護区に加え、さらなる区域型管理により国家管轄権外区域の海洋生態系保全を推進しようとする動きであるが、その実現に向けては、関連して様々な課題が指摘されている^{15, 16, 17, 18}。本項ではこれらを参考にしながら、空間としての海域管理という観点から、特に重要と考えられるポイントを以下に整理する。

第一に、既存の法的枠組み等にもとづく事項別・分野別の海域利用との調整が挙げられる。BBNJ 第 5 条では、BBNJ が国連海洋法条約と整合するように、かつ、関連する既存の法的枠組み等を損なわないように解釈・適用されなければならないと規定している。そのため、例えば、深海底の鉱物資源開発に関して規制権限を持つ国際海底機構（ISA）や、公海漁業に関する規制権限を持つ地域的漁業機関（RFMO）といった既存の分野別の取り組みとの整合性をどのように図るのか、が挙げられる。

第二に、国家管轄権外区域に海洋保護区等の区域型管理手法が適用された場合、その海域に隣接する EEZ を持つ沿岸国の既存の利用や保全の尊重について

¹² 濑田真（2025）海洋法，295pp，弘文堂。

¹³ 加々美康彦（2021）第八章 BBNJ プロセスと海洋保護区，『国家管轄権外区域に関する海洋法の新展開』（坂元茂樹・薬師寺公夫・植木俊哉・西本健太郎編著）195-234pp，有信堂高文社。

¹⁴ 脚注 13 と同じ。

¹⁵ 脚注 11 と同じ。

¹⁶ 脚注 13 と同じ。

¹⁷ 西本健太郎（2021）第九章 BBNJ の保全と持続可能な利用における隣接沿岸国地位，『国家管轄権外区域に関する海洋法の新展開』（坂元茂樹・薬師寺公夫・植木俊哉・西本健太郎編著）235-258pp，有信堂高文社。

¹⁸ 白山義久（2024）「国家管轄権外区域の生物多様性的保全と持続可能な利用に関する国連海洋法条約の下での協定（通称 BBNJ 協定）の意義と今後の課題」一般社団法人平和政策研究所ウェブサイト，政策オピニオン（<https://ippjapan.org/archives/8581>）。

である。EEZ は沿岸国の管轄権下にあるため、当該沿岸国による管理が尊重される。一方、海洋保護区を含む区域型管理手法が国家管轄権外区域に設定された場合、生態系の連続性等の観点から、隣接する EEZ を持つ沿岸国の海域管理と、BBNJ による区域型管理手法の適用による海洋生態系保全とが整合的であることが望ましいと考えられる。この点について、国家管轄権外区域に隣接する EEZ を有する沿岸国との調整や協力が望ましいのではないかと推測される。

第三に、BBNJ による海洋保護区を含む区域型管理手法の実効性の確保である。国家管轄権外区域に海洋保護区等を設置した場合、いずれの沿岸国からも遠いその海域を誰がどのようにモニタリングするのか、費用面も含めて議論を深めていく必要がある。現存する公海における海洋保護区の遵守確保についても限界が指摘されている状況下で、いかに特定の海域における規制を遵守させることができるかは、大きな課題といえよう。

上述した三点は、国家管轄権外区域に海洋保護区等が設定された場合の課題であるが、それ以前に、海洋保護区等を含む区域型管理手法を適用するにあたっての課題も存在する。例えば、海洋保護区等の設置の提案は、BBNJ 第 21 条によれば、すべての関連する利害関係者と協議を行うこととされているが、すべての関連する利害関係者とはどこまでの範囲となるのか、具体的にどこまで含める必要があるかは、今後の具体的な提案に応じて議論が生じることも推測される。また、締約国が個別又は集団で設置を提案する海洋保護区等は、科学技術機関の予備審査を受けるが、この科学技術機関の構成員についても、どの国から、どのような資質を有する者が選出されるか等は、今後の議論に委ねられている。

国家管轄権外区域に海洋保護区等を含む区域型管理手法を設定することは、海洋生態系保全を前進させるための取り組みであるが、そのために解決していかねばならない課題は多数あり、今後の準備委員会での議論が重要であることは間違いない。

第4章 太平洋の島しょ国ニウエの海洋空間計画と海洋保全の取り組み

本章では、太平洋の島しょ国ニウエにおける海洋空間計画と、海洋保全のために設立したトラスト・ファンドの概要を整理する。

4. 1. ニウエの概要

ニウエは、南緯19度に位置する太平洋の島しょ国であり、東にクック諸島、西にトンガ王国、北にアメリカ領サモアといった隣国を持つ（図4-1-1）。2022年のニウエのセンサスによれば、人口は1564人である¹⁹。ニウエはニュージーランドとの自由連合国であり、2024年に自由連合国としての50周年を迎えた。主な言語はニウエ語と英語である。ニウエ島内の人口は1500人程度と少ないが、2022年センサスによれば、ニュージーランドに住むニウエ人は3万人以上、オーストラリアに住むニウエ人は6千人以上が多い。

ニウエの陸域面積は259平方キロメートルと小さく、鹿児島県徳之島とほぼ同程度である²⁰。それに比し、ニウエの領海およびEEZは321,018平方キロと大きい²¹。ニウエはサンゴ環礁が隆起してできた島であることから、「ポリネシ

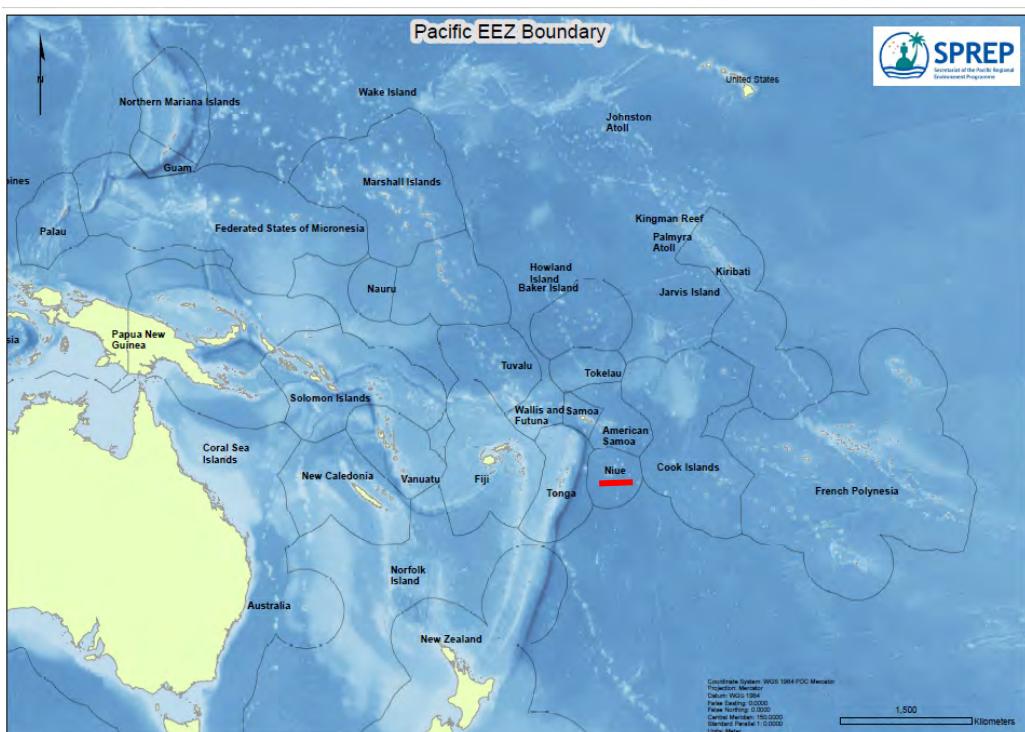


図4-1-1 ニウエの位置（出典：SPREP資料）

¹⁹ Government of Niue, Statistics and Immigration office, Ministry of Finance and Planning (2023) Statistical Release: Niue Vital Statistics, January - December 2022.

²⁰ 国際機関太平洋諸島センター（2023）ニウエガイドブック。

²¹ Niue Ocean Wide ウェブサイト (<https://www.niueoceanwide.com>) .

アの岩」とも呼ばれる。ニウエでは海岸まで岩場が続くため、車が乗り入れられる大きなふ頭や Sea Track（海に出るための道路）を除き、多くの場合、海岸に出るために岩場や森林の中を歩いて下る必要がある（図 4-1-2）。ニウエ沿岸には 100 種以上のサンゴ礁、300 種以上の魚、ウミガメ、イルカ、ザトウクジラなどが確認されており、なかでもオグロメジロザメ（グレイリーフシャーク）は、ニウエ沿岸が世界で最も生息密度が高いといわれている²²。

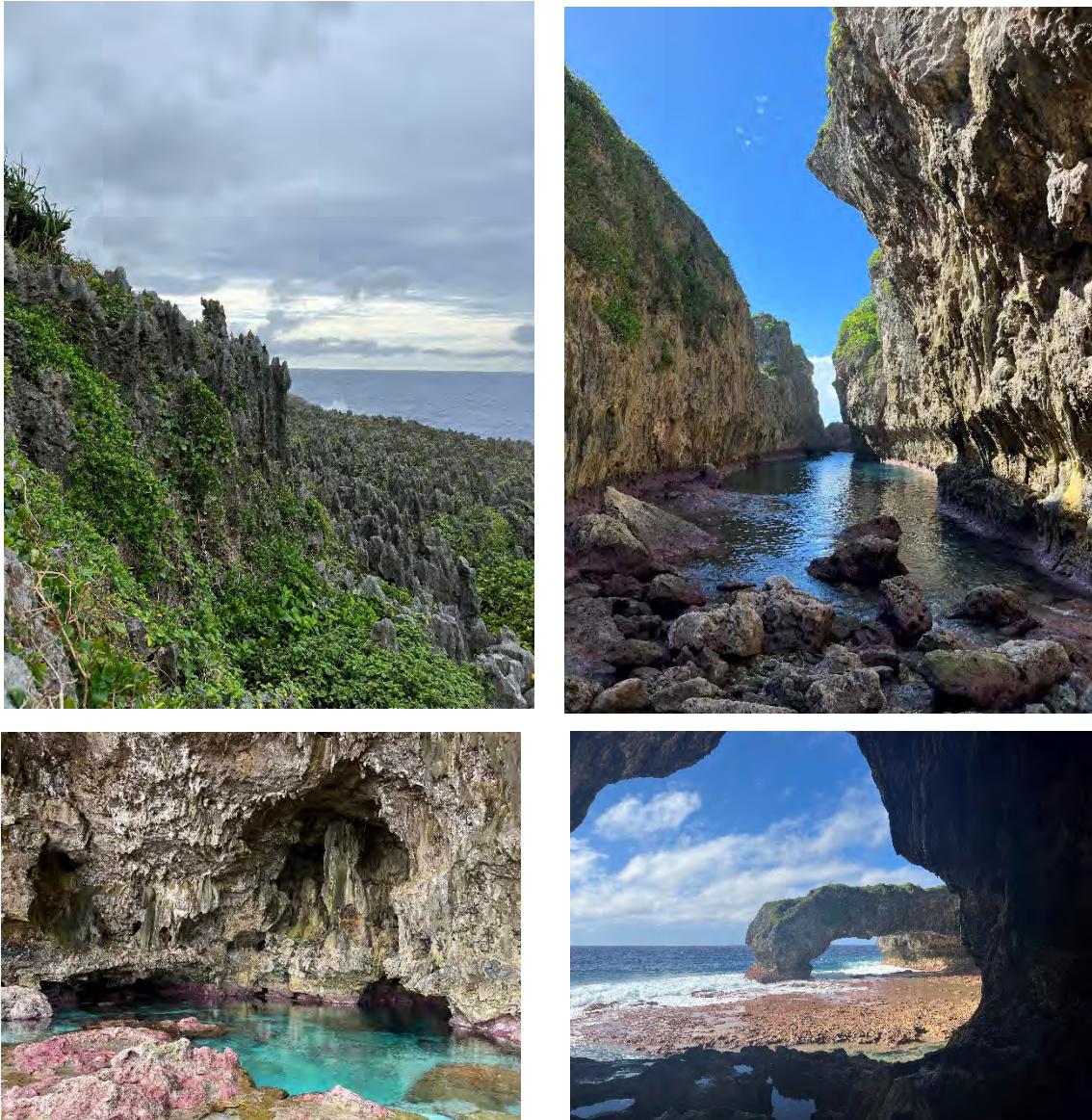


図 4-1-2 ニウエの海岸（左上：Togo Chasm から海を望む、右上：Matapa Chasm、左下：Avaiki Cave、左下：Talava Arches）（写真撮影：脇田）

²² Niue Ocean Wide (2023) Funding Niue's Ocean Wide Conservation and Resilient, Sustainable Blue Economy: A brochure about the Niue & Ocean Wide Trust (NOW) Trust and Ocean Conservation Commitments (OCCs).

ニウエは、ニュージーランド政府の支援なども受けながら、観光産業に力を入れている。ニウエの観光に欠かせない要素の一つが、美しい自然、なかでも透明度が高く様々な海洋生物が生息する海である。沿岸の海水の透明度は70mにも及ぶといわれており、ダイビングやシュノーケリングは、観光客に人気のアクティビティの一つである。2019年時点の年間観光客数は約1万人と人口の約6倍にのぼり、ニウエの全就業者数の30%を超える人々が観光業に従事している²³。

ニウエには、島の西側に位置する首都の Alofi、同村から時計回りに、Makefu、Tuapa、Namukulu、Hikutavake、Toi、Mutalau、Lakepa、Liku、Hakupu、Vaiea、Avatele、Tamakautoga といった 13 の村があり、海との地理的な近さやアクセスの良さ、生活における海とのつながりも各村により様々である（図 4-1-3）。ニウエで比較的大きいボートをおろせる施設が整っているの



図 4-1-3 ニウエの地図（ふ頭は Alofi, Avatele の 2か所でいずれも島の西側に位置する。）（出典：ニウエ観光局ウェブサイト www.niueisland.com）

²³ Japan International Cooperation Agency (JICA), International Development Center of Japan Inc. (IDCJ), H.I.S. Co., Ltd. (H.I.S.) (2022) Pacific Region Data Collection Survey on Tourism Industry Promotion in the Pacific Region. Final Report.

は、Alofi と Avatele にある 2 つのふ頭のみである。それ以外の Sea Track と呼ばれる海に出ることができるポイントでは、護岸等がなく自然海岸であり、vaka と呼ばれる伝統的なカヌーのみおろすことができる（図 4-1-4）。島の東部の海は荒れることが多く、2 つのふ頭はいずれも西部に整備されている。

ニウエには、魚市場がない。ニウエで新鮮な魚を手に入れるためには、魚を獲りに行く友人・知人に頼むのが通常である。ニウエの農業センサス 2021 によれば、伝統的なカヌーはニウエ全体で 91 世帯が 154 隻を保有しており、それ以外に 47 世帯が 60 隻のディンギーを保有している²⁴。ニウエでは、人々がカヌーやディンギーを用いて、早朝や夜、魚を獲りに海に出かけ、家族、親族、友人、知人に魚を分ける。多く獲れた場合にはより多くの人々に分けるか、祭礼や村のイベントなどに備え、冷凍して備蓄するのが慣例である。魚はニウエの人々の食卓に欠かせないものの一つである。



図 4-1-4 ニウエのふ頭と伝統的なカヌーvaka（左上：Alofi のふ頭、右上：Avatele のふ頭、下：Kalaone Sea Track に保管されている伝統的なカヌーvaka）
(写真撮影：脇田)

²⁴ Statistics Niue (2021) Niue Census of Agriculture 2021.

一方、魚釣りは観光客にも人気の海洋レクリエーションの一つであり、チャーターボートでワフー（カマスサワラ）やキハダマグロなどの大物を狙う魚釣りの観光オプションも観光案内所に掲示されている（図4-1-5）。ニウエの沿岸海域は、住民による食料としての魚貝類の採捕だけでなく、観光客向けのレクリエーション・フィッシングにも利用されている。



図4-1-5 ニウエの観光案内所で掲示されていた主な魚貝類・ココナツクラブのポスターとチャーターボートの案内（写真撮影：脇田）

4. 2. ニウエ海洋空間管理計画

ニウエは、2021年に領海およびEEZをカバーするニウエ海洋空間管理計画（Niue Marine Spatial Management Plan）の作成を完了した。図4-2-1が、ニウエの海洋空間管理計画の作成の経緯を示したものである。まず、2015年に Niue Ocean Wide Project を設立した。これは、Public Private Partnership としてニウエ政府とニウエの地元の環境NGOである Tofia Niue とが協力関係を結び、海洋保全に取り組む組織を設立した。また、ニウエの海洋空間管理計画の作成の背景には、地域機関や国際NGOなどによる財政面および科学技術面での支援がある。例えば、世界の海洋環境保全のための慈善活動団体「Oceans 5」²⁵からの財政支援や、ナショナル・ジオグラフィックの Pristine Sea Team と SPC²⁶（太平洋共同体：Pacific Community）とニウエが共同で海洋調査を行うといった科学技術面での支援を受け、ニウエ海洋空間管理計画が作成された。

ニウエ海洋空間管理計画のゾーニング図を図4-2-2に、各ゾーンでの利用ルールを図4-2-3に示す。同管理計画の特徴の一つが、領海+EEZの40%を緑色のニウエ・モアナ・マフ海洋保護区に指定し、利用ルールを no take にしたことである。一方、基線から3海里以内は黄色の保全および持続可能な利用ゾーンであり、基本的には従来の利用が制限されることはない。赤色で示されたベバレッジ・リーフ特別海洋保護区ゾーンは、他の海域に比べ特に生物が豊富であり、多数のサメ、エイ、ザトウクジラ、オオジヤコガイなどが生息していることが確認されている²⁷。

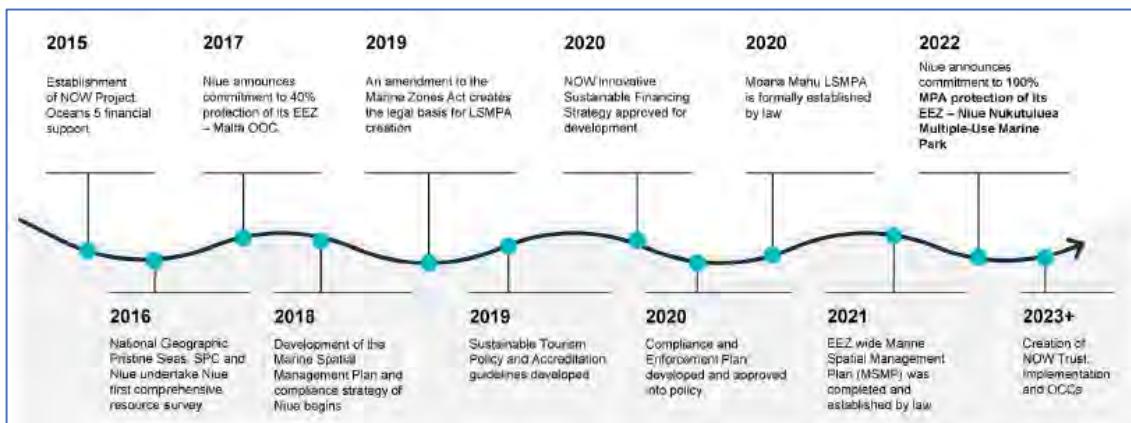


図4-2-1 ニウエ海洋空間管理計画の策定過程（出典：Niue Ocean Wide, 2023）

²⁵ Oceans 5 ウェブサイト (<https://www.oceans5.org/>).

²⁶ SPC ウェブサイト (<https://www.spc.int/>).

²⁷ ナショナル・ジオグラフィック ウェブサイト

(<https://news.nationalgeographic.org/pristine-seas-to-document-the-coral-reefs-of-niue-the-rock-of-polynesia-an-ocean-protection-success-story/>)

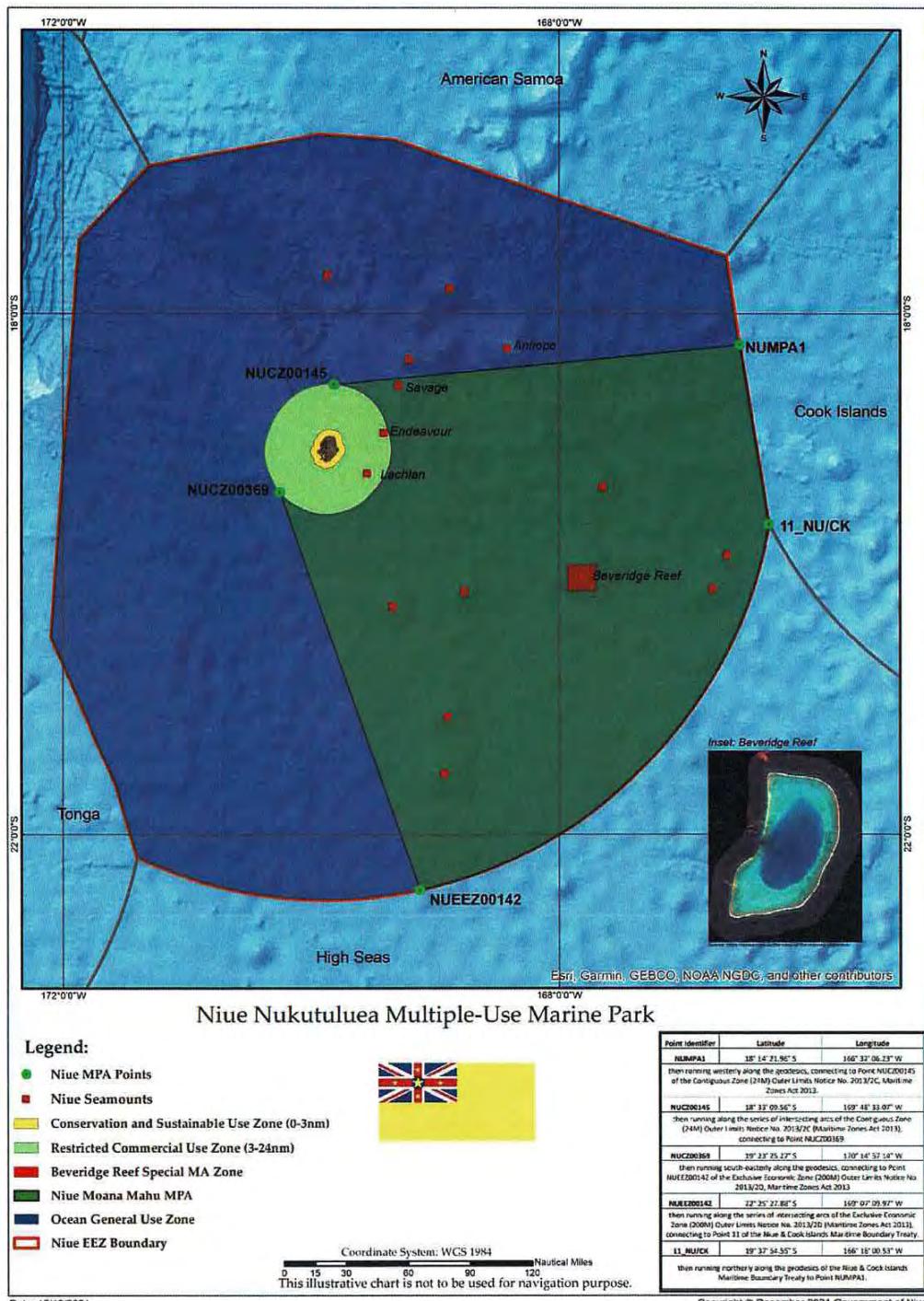


図 4-2-2 ニウエ・ニュクチュルエア多面的利用海洋公園図（ニウエ海洋空間管理計画ゾーニング図）。凡例について、黄色は保全および持続可能な利用ゾーン（0-3 海里）、黄緑色は商業活動制限ゾーン（3-24 海里）、赤色はベバレッジ・リーフ特別海洋保護区ゾーン、緑色はニウエ・モアナ・マフ海洋保護区、青色は海洋一般利用ゾーン。

	Ocean General Use Zone	Restricted Commercial Use Zone (3-24nm)	Conservation and Sustainable Use Zone (0-3nm)	Beveridge Reef Nukutulueatama Special Management Area (SMA)	Niue Moana Mahu Marine Protected Area
Fishing related or extractive activities					
driftnetting	✗	✗	✗	✗	✗
explosive, firearms, poison or chemicals for fishing (excluding for extractive research)	✗	✗	✗	✗	✗
extractive scientific research by all methods	✓	✓	✓	✓ ⁴	✗
gillnetting	✓	✓	✓ ₁	✗	✗
horizontal multiple hook pelagic and demersal long-lining and vertical long-lining	✓	✓	✓ ₁	✗	✗
all other hook and line fishing	✓	✓	✓ ₂	✓ ⁴	✗
purse seining	✓	✗	✗	✗	✗
spearfishing	✓	✓	✓ ₁	✓ ⁴	✗
trapping	✓	✓	✓ ₁	✗	✗
trawling in all forms	✓	✗	✗	✗	✗
trolling	✓	✓	✓ ₁	✓ ⁴	✗
commercial fishing by foreign vessel	✓	✗	✗	✗	✗
commercial fishing by other vessel (excluding tourism or charter fishing)	✓	✓ ₇	✓ ₆	✗	✗
fishing on and/or around anchored fish aggregation devices	✓	✓	✓ ₁	✗	✗
fishing on and/or around drifting fish aggregation devices	✓	✓	✓ ₁	✗	✗
shellfish harvesting / reef gleaning or /dive collecting	Does not occur	Does not occur	✓ ₁	✓ ⁴	✗
General activities					
bottom anchoring	✓	✓	✓	✓ ⁴	✗
mooring installation	✓	✓	✓	✓ ⁴	✗
anchoring on mooring	✓	✓	✓	✓ ⁴	✗
deployment of anchored fish aggregation devices	✓	✓	✓	✗	✗
deployment of drifting fish aggregation devices	✓	✗	✗	✗	✗
general operation or navigation of an aircraft	✓	✓	✓	✓ ⁴	✓
general operation or navigation of a vessel, ship, submarine or other submersible craft	✓	✓	✓	✓ ⁴	✓
non-commercial photography, filming and sound recording	✓	✓	✓	✓ ⁴	✓
swimming, snorkelling and diving	✓	✓	✓ ₁	✓ ⁴	✓

図 4-2-3 (その 1) ニウエ・ニュクチュルエア多面的利用海洋公園の利用ルール (出典 : Niue Ocean Wide 資料)

	Ocean General Use Zone	Restricted Commercial Use Zone (3-24nm)	Conservation and Sustainable Use Zone (0-3nm)	Beveridge Reef Nukutulueatama Special Management Area (SMA)	Niue Moana Mahu Marine Protected Area
Other activities					
aquaculture	✓	✓	✓	✗	✗
commercial photography, filming and sound recording	✓	✓	✓	✓ ⁴	✓
compliance, monitoring, control and surveillance activities	✓	✓	✓	✓	✓
human safety and emergency activities	✓	✓	✓	✓	✓
defence or military exercise (not including anchoring or monitoring, control and surveillance)	✓	✓	✓	✗	✗
discharge of ballast water or vessel waste (other than fish remains)	✓	✓	✗	✗	✗
education program	✓	✓	✓	✓ ⁴	✓
non-extractive scientific or other research and bathymetric surveying	✓	✓	✓	✓ ⁴	✓
operating or installing any other facility or structure	✓ ³	✓ ³	✓ ³	✓ ⁴	✓ ³
other purpose that is consistent with the objective of zone	✓ ⁵	✓ ⁵	✓ ^{1,4&5}	✓ ^{4&5}	✓ ^{4&5}
Habitat restoration	✓	✓	✓	✓ ⁴	✗
seabed mining or mineral and oil exploration or extraction	✓	✗	✗	✗	✗
seabed works, dumping of spoil or other similar waste disposal	✓	✓	✓	✓ ⁴	✗
tourism operation	✓	✓	✓	✓ ⁴	✓ ²
vessel or aircraft charter or guide operation	✓	✓	✓	✓ ⁴	✓ ²

図 4-2-3 (その 2) ニウエ・ニュクチュルエア多面的利用海洋公園の利用ルール（出典：Niue Ocean Wide 資料）。✓は無条件に許されるわけではなく、ニウエ政府の承認が必要。✗は禁止されている活動。図中の数字は注釈として以下の内容が記されている。1：ニウエ国民あるいはニウエの永住権保持者により行われる活動であり、かつ、あるいはまた、村の規則に準じているものである場合に限る、2：採捕を伴わないものに限る、3：通信、エネルギー、海水淡水化などに関するもので、ニウエの国益になるものに限る、4：ニウエ・ニュクチュルエア多面的利用海洋公園特別許可が必要、5：申請された活動について、当該ゾーンの目的にそぐうものであるか、ケース・バイ・ケースで審査される、6：12メートル以内のものに限る、7：25メートル以内のものに限る（いずれも筆者による和訳）。

4. 3. ニウエ・オーシャンワイド・トラスト・ファンド

ニウエは、前述した public private partnership により設立された Niue Ocean Wide が主体となり、ニウエ・オーシャンワイド・トラスト・ファンド（Niue Ocean Wide Trust Fund）（以後、トラスト・ファンドと略す）を設立した。同トラスト・ファンドは、海洋保全のための財源として安定的かつ長期的な利用を可能にするために構想・設立された。ニウエでは、海洋保全のためのプロジェクトが数多く運営されてきたが、それらの多くは、国際機関や他国などが主導するプロジェクトであり、多くの場合、ドナー側の事情によりプロジェクト期間が複数年と短期間に限られることが多かった。また、場合によっては多くのプロジェクトが運営されるために、類似のプロジェクトが重なることや、プロジェクトを実施する場所に偏りが出ることもあり、さらに、プロジェクト終了後の取り組みの継続性についても課題があった。ニウエでは、このような課題に対処するための一つとして、同トラスト・ファンドを設立した。ニウエの関係者は、同トラスト・ファンドをゲーム・チェンジャーと呼んでいる。

トラスト・ファンドの仕組みは図 4-3-1 の通りである。ニウエ政府、ドナー各国、慈善活動家、企業、個人から資金・寄付金を得て、寄付金をプールす

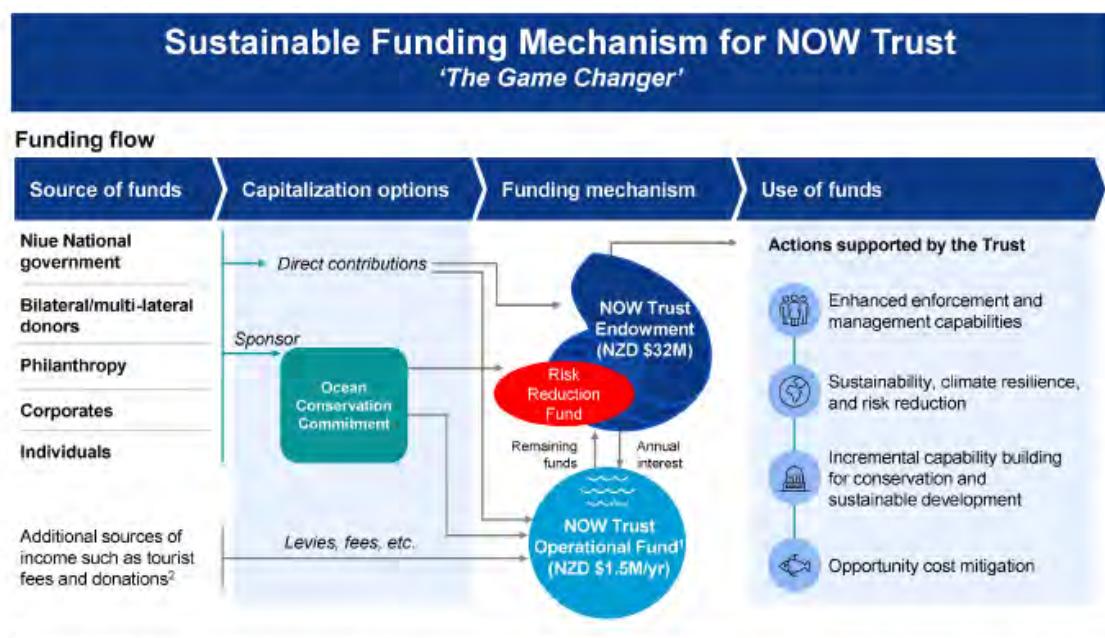


図 4-3-1 トラスト・ファンドの仕組み（出典：Niue Ocean Wide, 2023）。図中の注釈について、1：自然災害が発生した際には、ニウエ政府の宣言により、管財人委員会の決定に伴い、同基金は非常時に災害対応に必要な用途に使われる場合がある。2：COVID-19 の影響を受け、観光客収入等をより長期間組み入れる必要があると予想される。

る。そのうちの一部を活動資金として利用し、残りの寄付金は基金に蓄え、金利も含めて長期的かつ安定的な財源確保を目指す。

このトラスト・ファンドの仕組みの一つとして組み込まれているのが、Ocean Conservation Commitment (OCCs)（本報告内では海洋保全コミットメントと記す）である。この海洋保全コミットメントは、ただ寄付を募るのではなく、寄付をおこなおうとする主体に対し、より具体的な寄付金額の必要性とその趣旨を提供するものである。図 4-3-2 が海洋保全コミットメントの仕組みを説明し、寄付を呼びかける説明文である。同説明によれば、その概要は以下のとおりである。

トラスト・ファンドでは、合計 3200 万ニュージーランドドル（約 1800 万アメリカドルに等しい）の資金集めを目指している。集めた資金は、ニウエが気候変動にレジリエントに対応し、将来世代のために生態系的にも、経済的にも、文化的にも豊かな状況を実現するための支援に使われる。海洋保全コミットメントのスポンサーになると、ニウエの海洋保全に直接貢献することになる。1 海洋保全コミットメント (1OCC) は 250 ニュージーランドドルであり、その金額は、海洋 1km^2 を 20 年間保全するのに必要な金額である (12.50 ニュージーランドドル/年 × 20 年間)。3200 万ニュージーランドドルは、海洋保護区 $127,000\text{km}^2$ を保全するために必要な金額である。集まった寄付金は、public private partnership により設立された Niue Ocean Wide Trust が管理する。基金の用途や使用割合は管財人委員会が決定する。海洋保全コミットメントのスポンサーになると、毎年メールで報告書が送られてくる。同報告書には、ニウエの海洋保全と持続可能な開発への取り組みの結果、活動内容の詳細などが記されている。

With a Niue & Ocean Wide Trust capitalisation target of NZ \$32 million (US \$18 million), the Ocean Conservation Commitments will fund holistic support for Niue's climate resilience and ecological, economic, and cultural prosperity for the benefit of future generations.

What are OCCs?

OCC sponsors become direct contributors to Niue's marine conservation:

- An OCC is NZ \$250 (NZ \$12.50 / km^2 / year, available in 20-year increments)
- 127,000 OCCs are available, based on the size of Niue's Moana Mahu MPA ($127,000 \text{ km}^2$)

How are they managed?

OCCs are managed by the NOW Trust, a trust established through a public private partnership between the Government of Niue and a local nonprofit, Tofia Niue.

Allocation of funds will be governed by a Board of Trustees with detailed operational policies and procedures.

Sponsor benefits:

- An Annual Report that showcases conservation and sustainable development outcomes
- Impact stories
- Monitoring, reporting, and verification materials

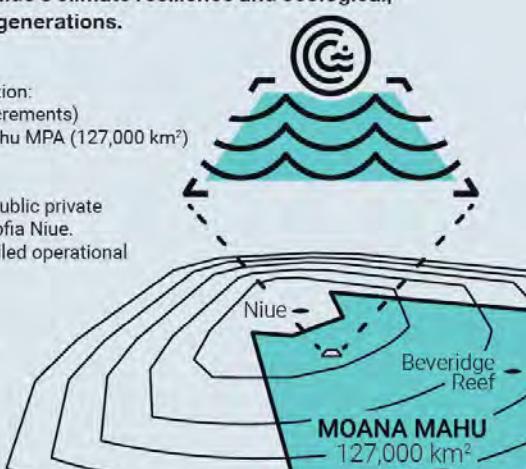


図 4-3-2 トラスト・ファンドが目指す全体金額と目的および海洋保全コミットメント (OCC) の概要 (Niue Ocean Wide 資料)

2025年2月現在、直接の寄付が約207万ニュージーランドドル、海洋保全コミットメントによる寄付が463万ニュージーランドドルを超えており（図4-3-3左上）。これらの寄付金合計約670万ニュージーランドドルの内訳をドナーの種類別にみると、最大のドナーは二国間協力によるもので44.2%、第二位が私企業によるもので21.1%、第三位が慈善活動家によるもので17.8%、第四位が個人によるもので16.9%となっている（図4-3-3右上）。海洋保全コミットメント OCC の発行割合を国別にみると、上位から順にドイツ、アメリカ、ニュージーランド、英国、オーストラリア、スイス、フランスとなっている（図4-3-3左下）。海洋保全コミットメント OCC の発行割合をドナータイプ別にみると、個人が第一位でその割合は91.8%と高い（図4-3-3右下）。

NOW Trust Capitalization

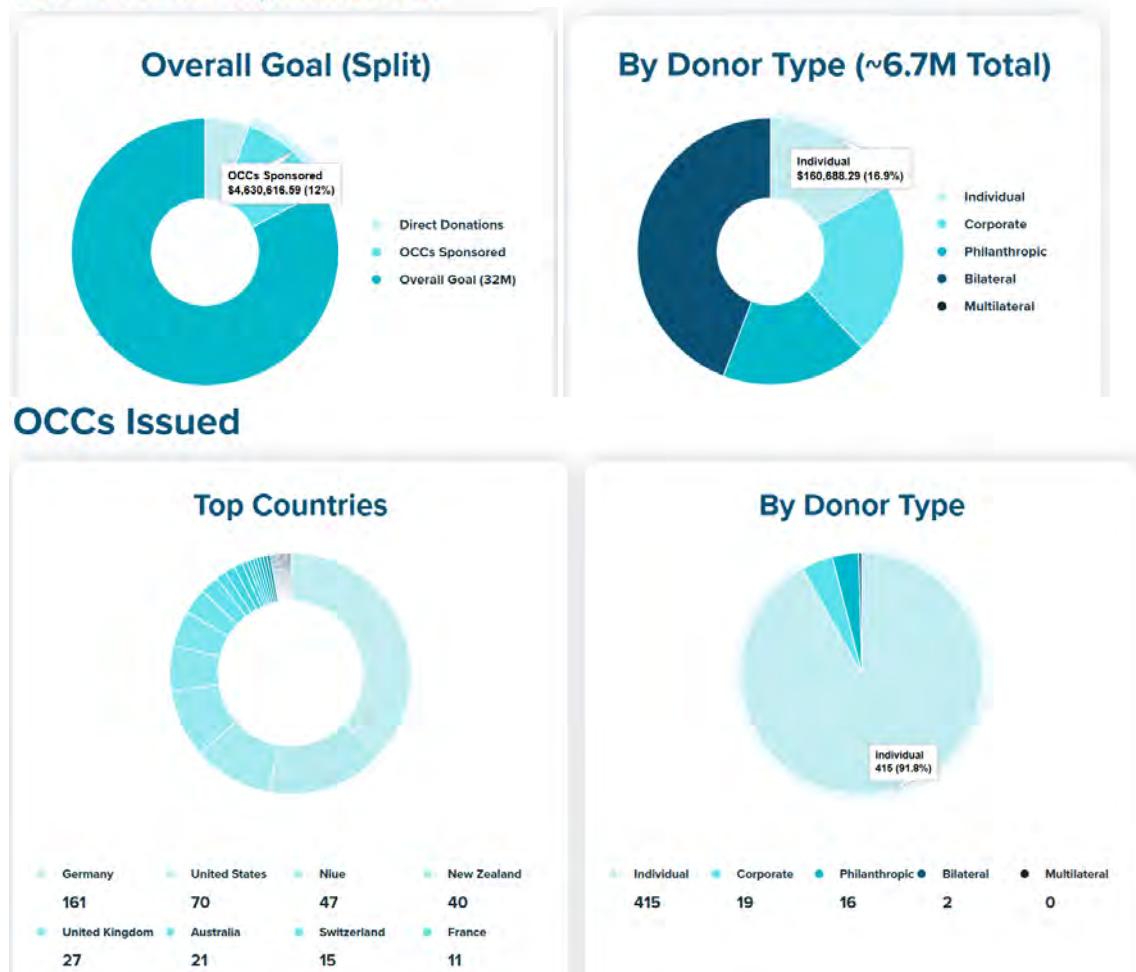


図4-3-3 トраст・ファンドの資金状況（2025年2月現在）。左上：寄付金全体の内訳（直接の寄付かOCCによるものか）右上：寄付金のドナータイプ別の割合、左下：OCCの国別順位（上位8位のみ抜粋）、右下：OCCのドナータイプ別の割合（出典：Niue Ocean Wide ウェブサイト）

4. 4. ニウエの海洋管理の成果に関する指標

Niue Ocean Wide は、ニウエの海洋管理の成果に関する指標を図 4-4-1 の通り設定し、スポンサーへ報告することとしている。指標として、(1) 海洋生物および海洋生態系の保全、(2) 気候変動への対応、(3) 海洋に関する社会・経済・教育の状況、(4) 海洋保護区の指定状況、(5) 海洋管理に関するガバ

Legend:

- Reported year 1
- Clear-path to reporting in near term
- Required meaningful capability building to measure
- No clear path to measurement at present

		Category	Examples	Traceability through MRV
Ocean Conservation Credit Value	Threatened	# of impacted	Vulnerable and endangered species based on global data sites Protection of only habitat of the Katuali, or flat-tail snake Conservation of potential grey shark breeding area Preservation of Humpback whale breeding and birthing ground	1 2 3
		Unique	Qualitative Continuation of conservation actions across 6 bioregions Continued habitat protection across 15 seamounts	1 2 3
		Quantification of biodiversity	Number of species / km ² (species abundance) Tons/km ² biomass (stabilization or increase)	2 3
		Ecosystem	Index Rank of ocean's health across 8 goals via Ocean Health Index Microplastic presence in water column and seafloor sediment (e.g., % samples with plastics, or pieces per liter) # kgs of ocean waste removed from ocean or shoreline annually	1 2 3
		Regional	Ocean acidification, warming, and/or deoxygenation	2 3
	Climate	Sequestration & Niue specific tCO ₂ e	tCO ₂ e sequestered estimate blue carbon tCO ₂ e emissions avoided from reduced maritime traffic in Moana Mahu (e.g., historic commercial fishing fleets)	2 3
		Quantification of resilience efforts	Benefits of nature-based solutions (e.g., reduced pressure on reef systems, fish stocks, avoided runoff) #, area, species protection of food security hot spots (Beveridge Reef)	2 3
	Socio-	Sustainable fishing indicators	# Marine days/events applying sustainable practice guidelines Area protected to ensure access rights for small-scale fishers	2 3
		Revenue	Comparative value return on fish to Niue through sustainable versus industrial commercial fishing (NZ\$/kg fish)	1
		Sustainable	Direct contribution of tourists to conservation (e.g., effort & \$) # businesses accredited to sustainable business standards # employed by sustainable tourism	1 2 3
		Education and cultural practice &	# of people trained/educated in ocean conservation & cultural value # of knowledge products unique to Niue developed & shared	1 2 3
	Govern-	Area under	Km ² 127,000 km ² LSMPA 318,018 km ² Niue Nukutuluea Multiple-use Marine Park	1 2 3
		Portion protected or managed	100% of EEZ marine park protected 40% of EEZ in protected no-take zone \$ value of contribution to 30by30 goal	1 2 3
		Monitoring, control,	Years of protection Illegal, Unreported, Unregulated (IUU) # of reported IUU incidents # efforts to combat IUU	1 2 3
		Dedicated resources to MCS	Expenditure for MSC activities (NZ\$) # of air and sea surveillance missions # and type of other methods deployed - e.g. remote sensing	1 2 3
				1 2 3

図 4-4-1 ニウエの海洋管理の成果指標（出典：Niue Ocean Wide ウェブサイト）

ナンスの 5 大項目を立てている。

各項目は複数の指標から構成されており、それぞれの指標について報告できるか否か、トレーサビリティの難易度が色別で示されている。水色の項目はすでに 1 年目に報告したもの、青緑色の項目は近い将来報告できる見込みがあるもの、オレンジ色は指標を計測するために能力開発が必要なもの、赤色は現時点ではどのように計測すべきか不明なもの、である。5 大項目の中で、最もトレーサビリティが高いのは、(5) 海洋管理に関するガバナンスである。この中では複数のモニタリング＆コントロールに関する指標を立てているが、まだ報告できていない項目はリモートセンシングなどによる海洋監視活動の回数の報告のみであり、これも報告できる見込みが立っている。

一方、最もトレーサビリティが低いのは (2) 気候変動への対応である。同項目では、海洋酸性化および貧酸素化、ブルーカーボンによる二酸化炭素の吸収量、モアナ・マフ海洋保護区の設定により減少した漁船による二酸化炭素排出量、サンゴ礁生態系や漁業資源等への悪影響の低減度合い、食料資源としてのベバレッジ・リーフの保護面積および生物種の数、といった 5 つの指標を設定しているが、これらのうち 4 つは計測のための能力開発が必要であり、サンゴ礁生態系や漁業資源等への悪影響の低減度合いについては、現時点ではどのように計測すべきか不明な状況である。

また、(1) 海洋生物および海洋生態系の保全については指標が 11 と最も多いが、その多くはすでに報告できているものである。今後、指標の計測に能力開発が必要なのは、1 平方キロメートルあたりの種数の把握、および 1 平方キロメートル当たりのバイオマスの量の把握である。(3) 海洋に関する社会・経済・教育の状況については 8 つの指標を設定しており、そのうち 3 つはすでに報告済みである。計測のための能力開発が必要な指標は 2 つあり、持続可能な海洋資源管理ガイドラインを適用したマリン・デー（海洋デー）²⁸のイベントの数と、小規模漁業者²⁹のアクセス権が確保された海域面積の把握である。

(4) 海洋保護区の指定状況については 5 つの指標を設定しているが、4 つはすでに報告済みである。未報告の 1 項目は 30 by 30³⁰への貢献の価値を金額換算するものであり、これについては現時点ではどのように算出すべきか不明である。

²⁸ マリン・デー（海洋デー）とは各村が海洋に親しむために開催するイベントである。筆者が情報収集した範囲では、釣り大会などが行われている模様である。

²⁹ 資料には小規模漁業者の定義が記されていないが、カヌー漁業者を指すと推定される。

³⁰ 2030 年までに陸と海の 30% 以上を健全な生態系として効果的に保全しようという目標。2022 年 12 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に書き込まれた。

4. 5. ニウエの海洋管理の特徴

ニウエには複数の政府庁舎があり、2004年に壊滅的な被害をもたらしたサイクロン「ヘタ」の被害を受けて新たに建設された国会議事堂 Fale Fono II（図4-5-1）、天然環境資源省が入っている空港近くの内陸にある政府新庁舎（図4-5-2）、および農林水産省が入っている沿岸近くの政府旧庁舎（図4-5-3）がある。海洋管理に最も関係の深い漁業部局は、これらの庁舎とは別にふ頭にもオフィスを持っている（図4-5-4）。ふ頭にある漁業部局の隣に税関のオフィスが、さらに隣接してヨットによる入国者へのサービスを提供するためのNGO「ニウエ・ヨットクラブ」のオフィスがある（図4-5-5）。これらの複数のオフィスに分散した各部局がそれぞれ海洋管理の一翼を担っている。ニウエ政府は、海洋管理に特化した部局は設置していないが、政府職員の数も限られており相互に関係する担当者のことによく知っていることから、ニウエでの省庁間連携は、他国に比べると効率的であると推察される。



図4-5-1 2004年のサイクロン「ヘタ」の被害を受け新たに建設された国会議事堂 Fale Fono II（左：正面のロゴ壁面、右：入口側）（写真撮影：脇田）



図4-5-2 天然環境資源省が入っている政府新庁舎（写真撮影：脇田）



図 4-5-3 農林水産省が入っている政府旧序舎（写真撮影：脇田）



図 4-5-4 漁業部局のふ頭近くのオフィス（写真撮影：脇田）



図 4-5-5 左：漁業部局の奥に位置する階段上左側の税関のオフィス、
右：NGO「ニウエ・ヨットクラブ」のオフィス（写真撮影：脇田）

ニウエは人口が 1564 人と限られており、就業者の多くは政府職員として働いている。しかし、政府職員の数も限られているため、一人のオフィサーが数多くの仕事を兼務しているのが現状である。他国では複数の省庁に分かれるような内容の案件を一人のオフィサーが担うことが多いので、政府の省庁間の調整は、巨大な官僚組織を持つ国に比べれば、より効率的だと考えられる。

また、多くの住民が複数の役割を担っており、例えば、政府職員でありながら、勤務の前後、早朝や夜には、食料としての魚を獲るために海に出る、あるいは土日に観光客をチャーターボートに乗せて魚釣りを体験させる、といった活動を行うこともある。このように、海に近いニウエの住民は、海を日常的に利用し、食料としての魚を得たり、観光収入を得たりしている。一方、ニウエの人々が利用している海洋空間をみると、チャーターボートやカヌーは沿岸近くを利用しているし、カヌーや船を出さない場合は陸からアクセスできるごく海岸線に近い干潮帯で魚介類を獲ったりしている。

以上をふまえると、ニウエの海洋空間計画について、最も利害がふくそうするのは沿岸に近い海域であり、排他的経済水域での活動は日常的にはほとんど行われていないといえる。そのため、ニウエ海洋空間管理計画の策定にあたっては、特に沿岸に近い海域について、マッピングを含めた詳しく丁寧な協議のプロセスを行ってきたという経緯がある。

逆に言えば、排他的経済水域での海洋活動は、海外からのヨットでの寄港、それに関連したベバレッジ・リーフでのシュノーケリングなどの観光活動、調査研究活動などに限られている。そのため、ニウエの排他的経済水域の 40% に相当する海域を no take の海洋保護区に設定することは、利用調整という意味からは格別の困難があったとは想定しがたい。しかし、同海域の指定にあたっては、ナショナル・ジオグラフィックの Pristine Seas Team の活動をはじめ、様々な科学的調査に基づき明らかとなった生態系保全の観点からの同海域の重要性に依拠している。このことは、科学に基づく海洋保護区の指定の実践という観点から意義深いといえる。

第5章 「国連海洋科学の10年」に資する日本の海洋政策および国際連携への示唆

本報告では、海洋を空間として捉え、その環境保全や資源の持続可能な利用について、空間的アプローチを試みる取り組みに焦点を当て、世界の様々な動きを整理した。

第2章では、UNESCO-IOC および UNESCO-LINKS が発出した、先住民族やローカル・コミュニティおよび彼らの知識を海洋空間計画に組み込むためのガイドラインの内容を紹介した。同ガイドラインでは、1989年の国際労働機関による原住民及び種族民条約に始まり、2007年の国連による先住民族の権利に関する宣言から現在に至るまで、様々な国際的な枠組みの中で先住民族やローカル・コミュニティの権利を回復するための宣言やガイドラインが促進されてきた経緯が説明され、先住民族やローカル・コミュニティの声や彼らが持つ知識がいかに海洋空間計画に重要であるかが述べられている。その上で、海洋空間計画に、先住民族やローカル・コミュニティの声や彼らが持つ知識を組み込むためには、自由かつ事前のインフォームド・コンセント、ジェンダーの平等と公平、環境正義、世代間のインクルージョンとアクセシビリティなどの現存する国際枠組み、ガイドライン、原則を考慮し、人権に基づくアプローチを適用することなどが重要であると指摘している。また、先住民族およびローカル・コミュニティがその沿岸陸域や海域に権利を有していることを認識し、他の利害関係者とは差別化してその権利を認めることの重要性も指摘している。

第3章では、ANCORSで開催されたBBNJに関する国際ワークショップの概要を整理し、BBNJの採択後の批准の進捗やBBNJの発効に向けた準備状況などについて、国連を中心とした動向の一部を整理した。あわせて、海洋保護区等を含む区域型管理手法の設定に向けた課題についても既存文献を参考に整理した。BBNJに関するワークショップは、国連DOALOSの前局長をはじめとし、BBNJ新協定の合意に至るまでの国際交渉に従事した各国関係者、国際法学者、国際関係や国際政治の研究者、国際NGOなど、BBNJ新協定に関する多様な主体が世界中から参集し、これまでの交渉過程のレビューをふまえ、今後のBBNJ新協定の発効やその後の実行に向けた展望と課題が議論された。同ワークショップでは、BBNJが他の現存レジームとの相互作用を義務化したことの新規性・意義を評価した上で、今後はBBNJ新協定と他のレジームとの相乗効果を模索することが重要であり、区域型管理手法や環境影響評価において重要な役割を果たす科学技術機関の人選も注視する必要があること、などが指摘された。2025年3月現在、BBNJには21カ国が批准しており、発効に必要な60カ国の3分の1を超えた状況である。海洋保護区を含む区域型管理手法による国家管轄権外区域の海洋生物多様性保全の実施に向けては、一貫性に配慮した深海底の鉱物資源開発や公海漁業などといった利用との調整、隣接性に配慮

した隣接する沿岸国のEEZにおける保全や利用の尊重と海洋生態系の連続性への配慮、国家管轄権外区域に海洋保護区等の区域型管理手法が適用された際の実効性の確保、海洋保護区等の設置提案における利害関係者の妥当な範囲の検討などが挙げられる。

第4章では、太平洋の島しょ国ニウエを取り上げ、EEZをカバーするニウエ海洋空間管理計画と海洋保全のための基金「Niue Ocean Wide Trust Fund」の概要を紹介した。ニウエは、ドナー国以外にもナショナル・ジオグラフィックや環境保全NGO団体など様々な団体や個人から海洋環境保全のための資金や技術提供を受けつつ、ニウエ人がリードする海洋空間計画の取り組みを展開している。

以上をふまえ、日本が今後、国連海洋科学の10年を推進していくにあたり、国内外で取り組んでいくべき課題を検討し、日本の海洋政策及び海洋に関する国際連携の方向性を以下に検討する。

まず、海洋空間計画についての日本の課題と国際連携の方向性を検討する。日本は、国レベルの「海洋空間計画」には取り組んでいないというスタンスであるが、2020年には海洋保護区となる沖合海底自然環境保全地域を指定しており、これは排他的経済水域の一部を含む海域を対象とした国レベルの「海洋空間計画」と評価できる³¹。また、再エネ海域利用法に基づく促進区域での取り組みは、領海のうち促進区域という一部海域に限定されてはいるものの、海域ゾーニングを行っている海洋空間計画そのものといえる³²。

翻って、このような日本で取り組まれてきている海洋空間計画に、どの程度先住民族やローカル・コミュニティが巻き込まれ、彼らの知識が組み込まれてきているだろうか。2020年の沖合海底自然環境保全地域の指定については、筆者の知識が及ぶところではないが、少なくとも再エネ海域利用法に基づく促進区域の取り組みについては、法定協議会に漁業関係者の代表が参画することが法律上も確保されている。一方、筆者の知る限り、再エネ海域利用法に基づく海洋空間計画の取り組みに、先住民であるアイヌ³³の人々が参画したという情報は得られていない。今後、日本でも様々な地域で再エネ海域利用法に基づく促進区域が指定され、領海内的一部海域を対象とした海洋空間計画が進められ

³¹ 脇田和美（2024）海洋空間計画とは何か—海域管理に関する類似概念との比較を通して。日本海洋政策学会誌 13: 82-99.

³² 脇田和美（2025）海洋空間計画の必要性：世界の動きと日本の今後。笹川平和財團海洋政策研究所 Ocean Newsletter 588（2025.2.5 発行）

https://www.spf.org/opri/newsletter/588_2.html

³³ 2019年4月19日に成立した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（通称：アイヌ施策推進法）により、日本の法律としてじめてアイヌが「先住民族」と明記された。

ていく場合には、本報告で紹介した様々な国際的なガイドライン等の精神にのっとり、ローカル・コミュニティを巻き込み、また先住民族アイヌの人々とつながりのある海域を含む際にはアイヌの人々を巻き込み、彼らの知識の入手や利用においては自由意思に基づく提供および事前のインフォームド・コンセントをしっかりと行い、彼らの権利にも十分に配慮しながら、倫理的なアプローチをとることが重要である。

このような海洋空間計画に関する国内の取り組みの積み重ねにより、現在、国連海洋科学の10年において進展しているユネスコ IOCによる全球海洋空間計画や、WESTPACによる西太平洋地域での海洋空間計画を促進するアクション³⁴において、日本の取り組みを国際的に発信し、取り組みを通じて得られた経験や課題を共有することで、他国との情報交換や今後の共同研究やプロジェクトの発掘にもつながることが期待される。

次に、BBNJ 新協定について、日本の課題と国際連携の方向性を検討する。BBNJ 新協定は2025年3月現在、21か国が批准しており、60か国が締結して120日後に発効する³⁵。日本はまだ署名していないが、日本の複数の専門家が指摘する通り、今後の準備委員会での議論により詳細が決まっていくため、発効以前の段階で日本が積極的に関与していくことが重要だと考えられる³⁶⁻³⁷。日本は、ANCORSが主催した国際ワークショップにも参画した東北大学の西本健太郎教授をはじめとし、複数の専門家・学識経験者が BBNJ 交渉に参画している。そのような専門家のアドバイスをふまえ、日本の BBNJ 新協定の批准に向けた方針を策定していくことが大切だと考えられる。

また、日本は深海底資源開発に関し、国際的にみれば積極的な立場をとっていると理解されている。深海底開発については環境影響評価に関して不透明な点も多いことから、国際的にはNGOなどによる深海底開発に反対する声も大きい³⁸。一方、日本は海洋調査や資源開発に関する高い技術を有していることは

³⁴ UN Ocean Decade Actionsとして「UN 21: Accelerate Marine Spatial Planning in the Western Pacific Areas」と題した海洋空間計画を推進する取り組みを開始した。2023年8月に各国から専門家が推薦・選出され、同月にオンラインではじめての会合が開かれた。

³⁵ United Nations Treaty Collection ウェブサイト：

https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XXI-10&chapter=21&clang=_en

³⁶ 本田 悠介（2024）BBNJ協定採択の意義と課題。国際法学会エキスパート・コメント No.2024-3.

³⁷ 白山 義久（2024）国家管轄権外区域の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国連海洋法条約の下での協定（通称 BBNJ 協定）の意義と今後の課題。一般社団法人平和政策研究所政策オピニオン、<https://ippjapan.org/archives/8581>

³⁸ High Seas Alliance ウェブサイト：<https://highseasalliance.org/>

国際的にも広く認知されており、深海底開発に伴う環境影響評価を十分に行うこととは、国際的にも評価に値すると推測される。海洋科学に裏打ちされた BBNJ 新協定に関する海洋政策の立案と推進は、日本がとるべき方向であり、同時にそれは、国際社会からも評価されるものになると期待される。

さらに今後、日本の EEZ に隣接する国家管轄権外区域に、海洋保護区等の区域型管理手法の設置が提案される可能性も考えられる。このような場合、日本も当然ながら協議や調整の輪に入ることになるが、その際、自国の EEZ の利用や保全との整合性が議論になる可能性も想定される。そのような事態に備える意味でも、日本が EEZ をカバーする海洋空間計画に取り組み、EEZ をカバーする海域区分図（ゾーニング図）を準備しておくことは大切だと考えられる。

最後に、太平洋の島しょ国ニウエの海洋空間管理に関する取り組み事例をふまえ、国連海洋科学の 10 年を通じた日本の太平洋島しょ国 SIDS との連携に向け、課題と政策の方向性を検討する。ニウエでは、排他的経済水域全域をカバーする海洋空間管理計画を策定し、排他的経済水域の 40% を no take の海洋保護区に設定して海洋生態系を保全するという取り組みを進めている。また、ニウエの先進的な取り組みは、海洋空間計画のみならず、その画期的な財源確保のためのファンドの設立にもあらわれている。

ニウエはニュージーランド政府と自由連合関係にあることや、地理的にもニュージーランドやオーストラリアに近く、ニウエ人の多くがニュージーランドやオーストラリアに在住していることもあり、ニウエへの国際協力における同 2 か国の影響は大きい。一方、日本はニウエに対し、JICA を通じた様々な協力事業を行ってきた。主な協力事業は人材育成だが、それ以外にも、現地の海に出るための Sea Track と呼ばれるアクセス路の整備や、観光スポットを説明する観光客向けの看板の設置といった実績もある（図 5-1）。

ニウエの海洋監視の執行については、ニウエ自身による実行が難しいため、ニュージーランドや米国による航空監視に依存しているのが現状である。また、海洋環境保全に関するモニタリングや科学的調査は、著者が入手した情報の範囲では、ナショナル・ジオグラフィックや他の国際 NGO、国連関係のプログラムやプロジェクトなどによる支援を受けている。著者による現地調査では、日本が海洋保全や海洋管理に関する直接の支援を行ったという情報は入手できなかつたが、政府関係者との会話の中では、海洋環境モニタリングのための調査船の支援や、海洋空間計画のマッピングに必要な GIS などの科学技術スキルの能力開発などへの支援への期待が確認できた。



図 5-1 ニウエの Sea Track 入口に設置された観光スポットの説明看板。日本の支援によることが看板右上で説明されている。(写真撮影：脇田)

太平洋の島しょ国の中には、ニウエだけでなく、海洋保護区を設定し、海洋環境保全に積極的に取り組む国も少なくない。オーストラリアやニュージーランドといった地理的に近い先進国の支援が大きいことは当然だが、そのような中で国連海洋科学の 10 年を通じ、日本は太平洋島しょ国とどのような海洋協力を進めていくのが望ましいだろうか。

日本人は、欧米人とは異なる海や自然とのつながりを有し、海との付き合い方も、no take による完全な保護というより、利用しながら保全するといったスタンスを持つと考える。このような日本人が持つ自然と人との互恵的な関係性は、太平洋島嶼国とも親和性が高い。また、パラオをはじめとし、太平洋島しょ国の中には、歴史的にも日本とのつながりが深い国々がある。このような背景をふまえ、日本は海洋研究における先進性を生かしながら、同時に、太平洋島しょ国の目線に立ち、彼らに寄り添った形で、海洋に関する国際協力を推進していくことが重要だと考える。数多くの海洋研究に関する国際支援や国際プロジェクトが太平洋島しょ国で展開されているが、それらのすべてが受益国にとって自立的かつ継続的に実施できるものではないのが現状である。日本はそのような現状をふまえ、太平洋島しょ国の関係者の声をよくきき、彼らがプロジェクトが終わった後でも取り組みを継続していくよう、人材育成も含めた海洋研究や海洋に関する支援プログラムを検討し、実施していくことが期待される。

日本は、民主主義に基づき、受益国の立場に寄り添った国際協力の実績があり、太平洋島しょ国をはじめとした国際社会の信頼も厚い。これは日本の最大の強みの一つであり、海洋研究における国際協力においても相手国の立場に立った取り組みを立案・実施し、それにより海洋政策における国際的な議論の場でもさらなる主導的立場をとっていくことが期待される。

(了)